

第6次

福岡市 **子ども** 総合計画

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして



福岡市

はじめに

福岡市は、令和2年に「第5次福岡市子ども総合計画」を策定し、その基本理念である「すべての子どもが夢を描けるまち」をめざして、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進してまいりました。その結果、第5次計画の成果指標である子育て環境満足度は、令和6年度に目標値を達成しました。

一方で、全国的に少子化が進行し、子育て家庭の孤立化や共働き世帯の増加も進む中で、子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくりや、子育て支援の多様化や更なる充実が求められています。また、障がい児や医療的ケアが必要な子ども、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、経済的な事情を抱える家庭の子どもなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要とされています。

このたび策定した、「第6次福岡市子ども総合計画」では、こうした状況を踏まえ、妊娠前から妊娠期、子育て期、さらにその先へと、ライフステージごとの支援を、必要とする子どもや若者、子育て家庭へ確実に、切れ目なく届けるとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、すべての子どもが自分らしく健やかに成長できるよう、子どもの権利や多様性を尊重しながら、様々な施策を展開してまいります。

子どもは、その一人ひとりが、未来を創るかけがえのない存在です。子どもが将来に夢を描きながら、心身ともに健やかに成長していける社会をつくることは、私たちの願いであり、使命でもあります。

こうした社会を実現するためには、行政はもちろん、市民、地域、事業者、NPOなどが、それぞれの役割を果たし、互いに連携しながら、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていくことが重要です。この「第6次福岡市子ども総合計画」のもと、「すべての子どもが夢を描けるまち」をめざし、皆さまとともに、取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、ご審議をいただいた福岡市こども・子育て審議会の委員の皆さま、アンケートやヒアリング、パブリック・コメントで意見をお寄せいただいた市民の皆さま、ワークショップにご参加いただいた小学生、中学生、高校生、大学生、保護者の皆さまなど、多くの皆さまにご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

福岡市長 高島 宗一郎



目 次

第1章 計画総論

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の対象	3
5	これまでの経過	
	(1)国の動き	4
	(2)福岡市の取組み	8
	(3)「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り	10
6	計画の基本的な考え方	
	(1)基本理念	26
	(2)基本的視点	27
	(3)基本目標	28
	(4)計画の進捗管理	29

第2章 計画各論

1	施策体系	33
2	基本目標ごとの施策の展開	
	目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	
	施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援	34
	施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり	38
	目標2 安心して生み育てられる環境づくり	
	施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり	46
	施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応	54
	施策5 相談支援体制と情報提供の充実	62
	目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	
	施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供	68
	施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり	76
	施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援	82
	目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	
	施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援	88
	施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	96
	施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援	104
	施策12 子どもの貧困対策の推進	112

巻末資料（計画の検討経過）

1	検討経過	121
2	福岡市こども・子育て審議会	122
3	みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト	124
4	子ども・子育て支援に関するニーズ調査等	125
5	子ども・若者・保護者を対象としたワークショップ	126
6	関係団体へのヒアリング	127
7	市民意見募集（パブリック・コメント）	128

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、
「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす、2015年の国連サミット
で採択された、2030年を期限とする17の世界共通の目標です。
福岡市では、総合計画に基づく各施策の着実な推進により、SDGsの達成に取り組んで
います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

めざすまちを実現するために **5つの視点**のもと、**4つの目標**と**12の施策**を掲げて総合的に推進します。

5つの視点

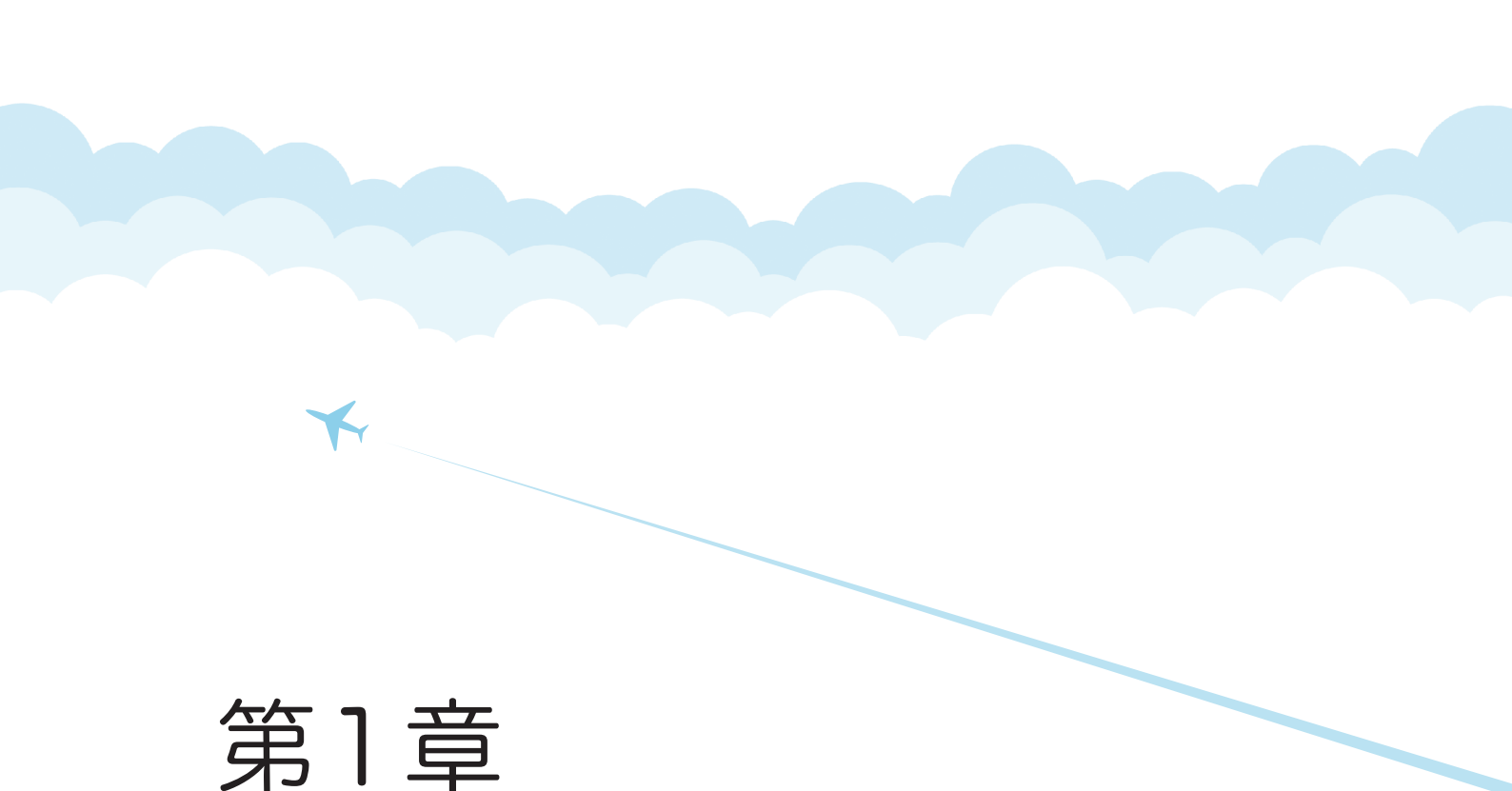
- 視点 1** すべての子どもの権利の尊重
- 視点 2** すべての子ども・子育て家庭の支援
- 視点 3** 一人ひとりの視点に立った支援
- 視点 4** 必要な人へ確実に届く支援
- 視点 5** 社会全体での支援

4つの目標

12の施策

対象

目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援	子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及啓発、子どもアドボカシーの推進 など	全年齢
	施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり	子ども・子育てを応援する気運醸成、仕事と子育ての両立、子育てを支援するまちづくり など	
目標2 安心して生み育てられる環境づくり	施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり	プレコンセプションケアの推進、不妊・不育への支援、産前・産後の支援、小児医療 など	主に妊娠前～乳幼児期
	施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応	教育・保育の提供と質の向上、多様なニーズへの対応、保育人材の確保 など	
	施策5 相談支援体制と情報提供の充実	身近な相談窓口の充実、地域で子どもを育む環境づくり、情報提供の充実 など	
目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供	自己形成や自立に向けた取り組み、体験機会の充実、健やかな心身の育成 など	主に学童期～青年期
	施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり	放課後等の居場所の充実、遊び・活動の場づくり、非行防止・健全育成活動 など	
	施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援	いじめの防止、不登校児童生徒の支援、ひきこもりの若者等の支援 など	
目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援	早期発見と支援体制の充実、特別支援教育の推進、自立と社会参加に向けた支援 など	全年齢
	施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	アウトリーチ型・在宅支援の充実、里親養育等の推進・支援、自立支援の充実 など	
	施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援	ひとり親家庭やヤングケアラー、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもの支援 など	
	施策12 子どもの貧困対策の推進	教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労の支援、経済的支援 など	



第1章 計画総論

① 計画策定の趣旨	2
② 計画の位置づけ	2
③ 計画期間	3
④ 計画の対象	3
⑤ これまでの経過	4
⑥ 計画の基本的な考え方	26

第1章 | 計画総論



1 計画策定の趣旨

- 福岡市では、2000(平成12)年に「福岡市子ども総合計画」を策定して以降、子どもや子育て家庭のニーズ、社会環境の変化などを踏まえながら、5年ごとに計画の改定を行い、子ども施策を総合的・計画的に推進してきました。
- 近年における子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化として、核家族化や地域のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しているほか、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化に伴い子育てにかかる支援ニーズが増加・多様化しています。また、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、子どもや若者が抱える悩みなどは多様化・複雑化しており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。
- 2023(令和5)年4月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、すべての子どもの権利の尊重や子ども施策への当事者意見の反映などの取組みが一層求められているところです。
- さらに、全国的に少子化が進行し、福岡市においても出生数が減少傾向にある中、子どもを持つことにかかる多様な価値観や考え方を尊重したうえで、子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、少子化対策に取り組む必要があります。
- 「第6次福岡市子ども総合計画」は、これまでの取組みの進捗状況や現状と課題に加え、こうした社会環境の変化なども踏まえながら、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進していくために策定します。

2 計画の位置づけ

- この計画は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、福岡市における子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- この計画は、下記計画として位置づけます。
 - ◇こども基本法第10条第2項に基づく「福岡市こども計画」
 - ◇子ども・子育て支援法第61条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
 - ◇子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ◇次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ◇成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条に基づく「福岡市母子保健を含む成育医療等に関する計画」
 - ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ◇こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」
- この計画の推進にあたっては、「福岡市保健福祉総合計画(地域福祉計画を含む)」や「福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との連携を図ります。

3 計画期間

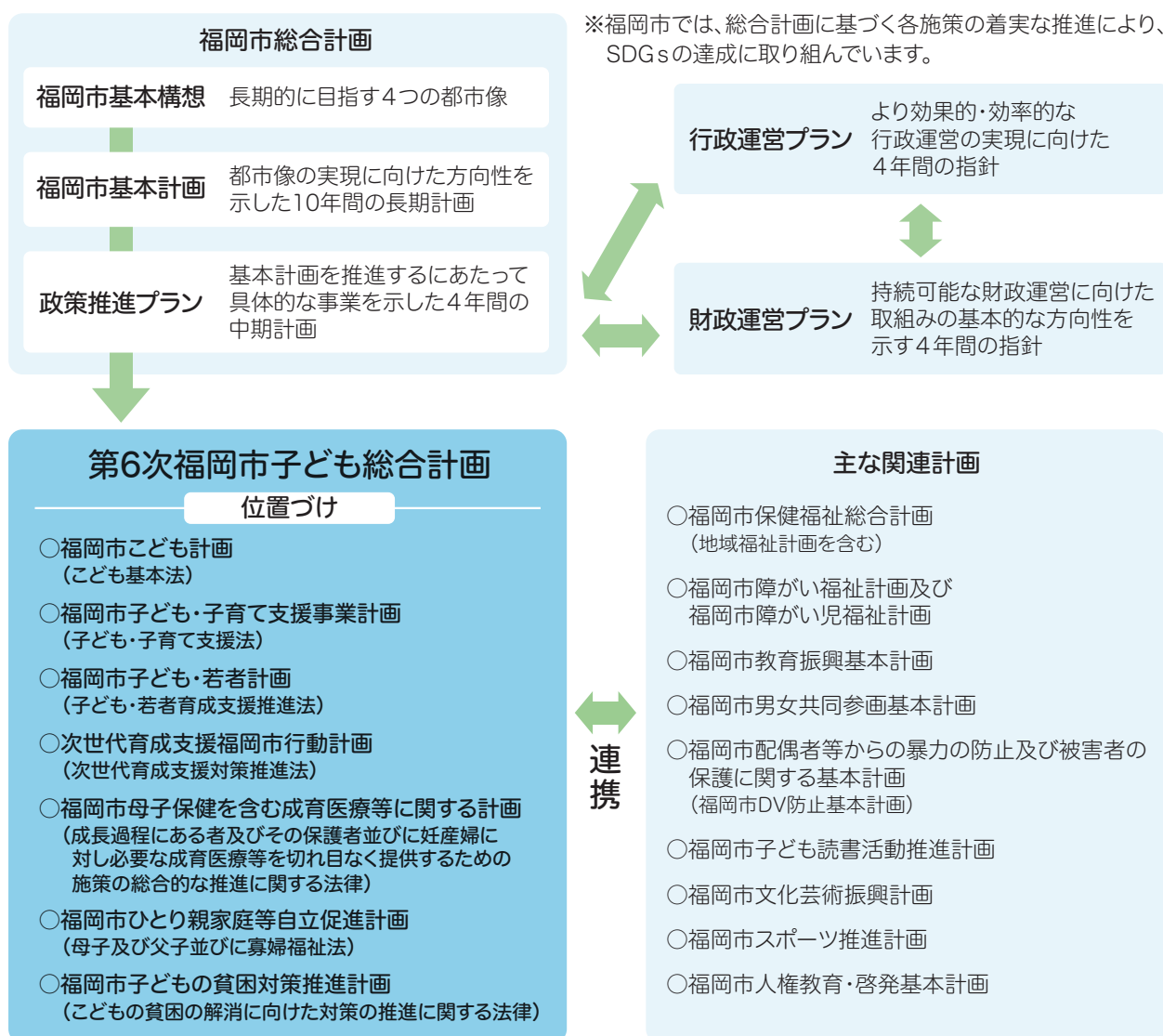
- 2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間

4 計画の対象

- この計画は、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、NPO、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

※この計画において、「子ども」とは0歳からおおむね18歳未満の者、「若者」とはおおむね18歳から40歳未満の者としつつ、こども基本法第2条において、「『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されている趣旨を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れることのないよう、対象者の状況や施策の内容に応じて柔軟に対応することとします(但し、法令等において対象者の年齢が定められているものを除きます)。

計画の位置づけイメージ図



5 これまでの経過

1 国の動き

子どもの権利に関すること

- 1994(平成6)年4月、すべての子どもの権利保障を目的とする「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を日本が批准しました。
- 2000(平成12)年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)が制定されました。
- 2013(平成25)年6月、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針の策定が地方公共団体の努力義務とされました。
- 2016(平成28)年6月、児童福祉法が改正され、すべての児童は、子どもの権利条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど、子どもが権利の主体であることが明確化され、地方自治体は、児童の保護者とともに、児童を心身とも健やかに育成する責任を負うこととされました。2018(平成30)年7月、都道府県社会的養育推進計画には子どもの権利擁護の取組みを盛り込むこととされました。
- 2022(令和4)年6月、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が制定されました。



少子化対策、子ども・子育て支援に関すること

- 2003(平成15)年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会に向けた地方自治体等の取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- 2003(平成15)年7月、少子化に対処する施策を推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定され、2010(平成22)年1月、「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- 2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」等の“子ども・子育て関連3法”が制定され、2015(平成27)年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。
- 2015(平成27)年3月、子育て支援の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への配慮などを重点課題とする「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 2016(平成28)年6月、希望出生率1.8の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革などの対策を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
- 2017(平成29)年3月、2022(令和4)年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとする「子育て安心プラン」が公表されました。
- 2017(平成29)年12月、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、幼児教育・高等教育の無償化、待機児童解消など、社会保障制度を全世代型へ改革することとされ、「子育て安心プラン」は2020(令和2)年度末までに前倒しされました。
- 2019(令和元)年10月、急速な少子化の進行、幼児教育の重要性などに鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。
- 2023(令和5)年12月、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、「こども未来戦略」が閣議決定され、「加速化プラン」として、2026(令和8)年度までの3年間で集中的に取り組む具体的な施策が盛り込まれました。
- 2023(令和5)年12月、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。



子ども・若者育成支援に関すること

- 2009(平成21)年7月、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化を踏まえ、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。2010(平成22)年7月、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」が定められました。
- 2016(平成28)年2月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者の支援などに重点的に取り組むこととされ、子ども・若者支援地域協議会の整備、総合的な相談体制やアウトリーチの充実などが盛り込まれました。
- 2018(平成30)年9月、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童解消のため新たな受け皿を整備すること、すべての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施することが目標として掲げられました。
- 2024(令和6)年6月、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されるとともに、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされました。

児童虐待防止対策、社会的養育の推進に関すること

- 2000(平成12)年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、児童虐待防止法が制定されました。
- 2016(平成28)年6月、児童福祉法、児童虐待防止法などが改正され、児童は家庭で養育されるべきこと(家庭養育優先原則)が明記されるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置など身近な市町村による在宅支援の強化、児童相談所の体制強化、里親委託の推進などの措置を講じることとされました。
- 2017(平成29)年8月、改正児童福祉法を具体化する工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」において、子どもと家庭のニーズに応じた支援を構築することとされ、都道府県社会的養育推進計画には、在宅支援体制の強化、様々な支援メニューの充実、施設の機能転換や地域分散化などを盛り込むこととされました。
- 2019(令和元)年6月、児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などが規定されました。
- 2022(令和4)年6月、児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、こども家庭センターの設置、支援を要する子どもや妊産婦等へのサポートプランの作成、訪問による家事支援等の事業の創設などが新たに盛り込まれました。

子どもの貧困対策等に関すること

- 2013(平成25)年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014(平成26)年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。
- 2014(平成26)年4月、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となり、父子家庭も法律の支援対象に位置づけられました。翌年に示された「すくすくサポート・プロジェクト」では、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面について、ひとり親家庭に対する支援の一層の充実を図ることとされました。
- 2019(令和元)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進すること、市区町村は、大綱を勘案し、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。
- 2019(令和元)年11月、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かないまたは届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取組みの充実などを基本的な方針として、39の指標の改善に向け取り組むこととされました。
- 2024(令和6)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同法の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。



5 これまでの経過

2 福岡市の取組み

● 2000(平成12)年1月

保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年4月、市民局に子ども部を創設しました。

● 2002(平成14)年4月

学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。

● 2005(平成17)年3月

「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく地域行動計画として位置づけるため、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画)」を策定しました。

● 2005(平成17)年4月

次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。

● 2010(平成22)年3月

「新・福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画(後期計画))」を策定しました。

● 2015(平成27)年3月

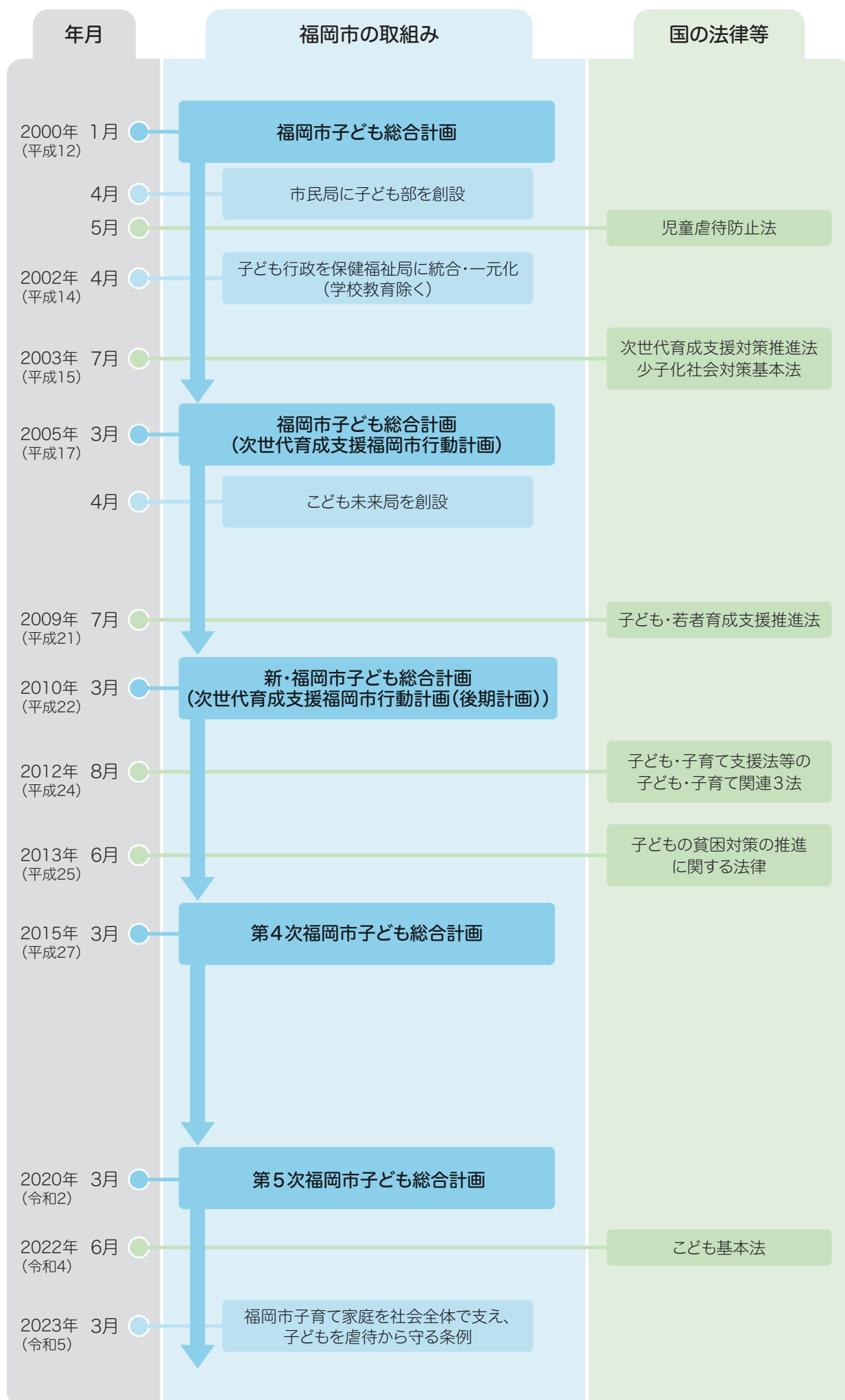
「第4次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

● 2020(令和2)年3月

「第5次福岡市子ども総合計画」を策定しました。

● 2023(令和5)年3月

子どもが心身ともに健やかに成長することができる「子どもに優しい都市福岡」の実現をめざし、市、関係機関及び地域住民等が一丸となって子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守るため、「福岡市子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。



5 これまでの経過

3 「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り

- 「第5次福岡市子ども総合計画」では、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」を基本理念として掲げ、「安心して生み育てられる環境づくり」、「子ども・若者の自立と社会参加」、「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」という3つの基本目標のもと、全15の施策を総合的・計画的に推進しました。
- 計画に基づく施策の実施状況について、毎年度、福岡市こども・子育て審議会において点検・評価を行い、その結果を市のホームページに掲載し公表しました。
- 計画を策定した直後から新型コロナウイルス感染症が流行し、子ども分野においては保育所等の臨時休園や学校の臨時休校、子育て支援施設の臨時休業などにより、子どもや保護者の外出や交流の機会が制限されるなど、市民生活に大きな影響が生じましたが、オンラインによる相談支援やオンライン授業の実施など、感染拡大の状況等に応じて柔軟に対応しながら、子育て家庭のニーズなどを踏まえ、子育て支援サービスを大幅に拡充してきました。

主な取り組み

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や、産前・産後サポート事業の利用者負担の軽減、多胎児家庭に対する産後サポートの拡充、出産・子育て応援事業やおむつと安心定期便の開始など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しました。また、子どもを望む夫婦に対する相談支援や、不妊治療費及び不育症の検査・治療費の助成などに取り組みました。
- 保育の受け皿を確保し待機児童を解消したほか、病児・病後児デイケアの推進、保育所における障がい児・医療的ケア児の受入れ体制の強化など、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育士の負担軽減や保育の質の向上、人材確保に取り組みました。
- 子育てにかかる不安や負担を軽減するため、子どもプラザの運営や地域における子育て交流サロンの開設・運営支援などを行うとともに、身近な場所で相談できる「地域子育て相談窓口」を開設しました。また、一時預かりや、ベビーシッター派遣の利用要件の緩和を行うとともに、新たに「福岡市型」こども誰でも通園制度を実施しました。
- 障がいの早期発見・早期支援のため、療育センター等において相談・診断・療育を実施しました。また、新規受診児数の増加に対応するため、療育センター等の体制強化を図るとともに南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組みました。さらに、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の保育料を無償化したほか、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡大しました。

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 放課後児童クラブの環境整備やわいわい広場の実施校数の拡大、中央児童会館における遊び・体験・交流の場の提供、身近な公園の整備などに取り組みました。
- 科学館や青少年施設、ミュージアム施設等において様々な体験機会を提供したほか、ミニふくおかの実施、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流の支援、小・中学校における職場体験学習やアントレプレナーシップ教育、ものづくり体験などに取り組みました。
- ひきこもりや非行など、困難な状況にある若者やその家族を支援するため、若者総合相談センター（ユースサポートhub）を開設し、民間支援団体等と連携したサポートを実施するとともに、地域において若者の居場所づくり活動を行う団体などへの支援を強化しました。
- 登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置したほか、一人ひとりの悩みや問題に応じて相談支援を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充しました。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の新設・増級や、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組みました。また、関係機関などと連携し、障がいのある生徒の自立や社会参加などを支援しました。さらに、放課後等デイサービスや特別支援学校放課後等支援事業の利用者負担を軽減しました。

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化や市民への啓発などに取り組むとともに、アウトリーチ（訪問型）の専門相談や、育児・家事支援、見守り支援を実施しました。また、社会的養護体制について、里親委託の推進や施設のケア単位の小規模化、多機能化を行ったほか、児童心理治療施設を開設しました。
- 産前・産後母子支援センター（こももティエ）を開設し、様々な事情を抱える特定妊婦等に対して継続的・総合的な支援を実施したほか、育児不安や育児疲れの軽減を図るため、ショートステイの受け皿を拡大しました。
- ひとり親家庭の就業や自立支援を強化するため、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大や多子加算の追加などを行いました。また、ひとり親家庭に対する支援情報を一元的に分かりやすく発信するポータルサイトを開設しました。
- ヤングケアラー支援のための相談窓口を開設し、コーディネーターによる相談支援やヘルパー派遣を実施しました。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施しました。また、子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する支援を拡充したほか、経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種助成、給付、貸付、減免などを行いました。



社会環境の変化等

こども基本法の施行

- 子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が2022(令和4)年6月に制定、2023(令和5)年4月に施行されました。
- この法律では、下記の6つの基本理念が掲げられており、国・地方公共団体は、これらの基本理念にのっとり子ども施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

こども基本法の基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国による少子化への対応

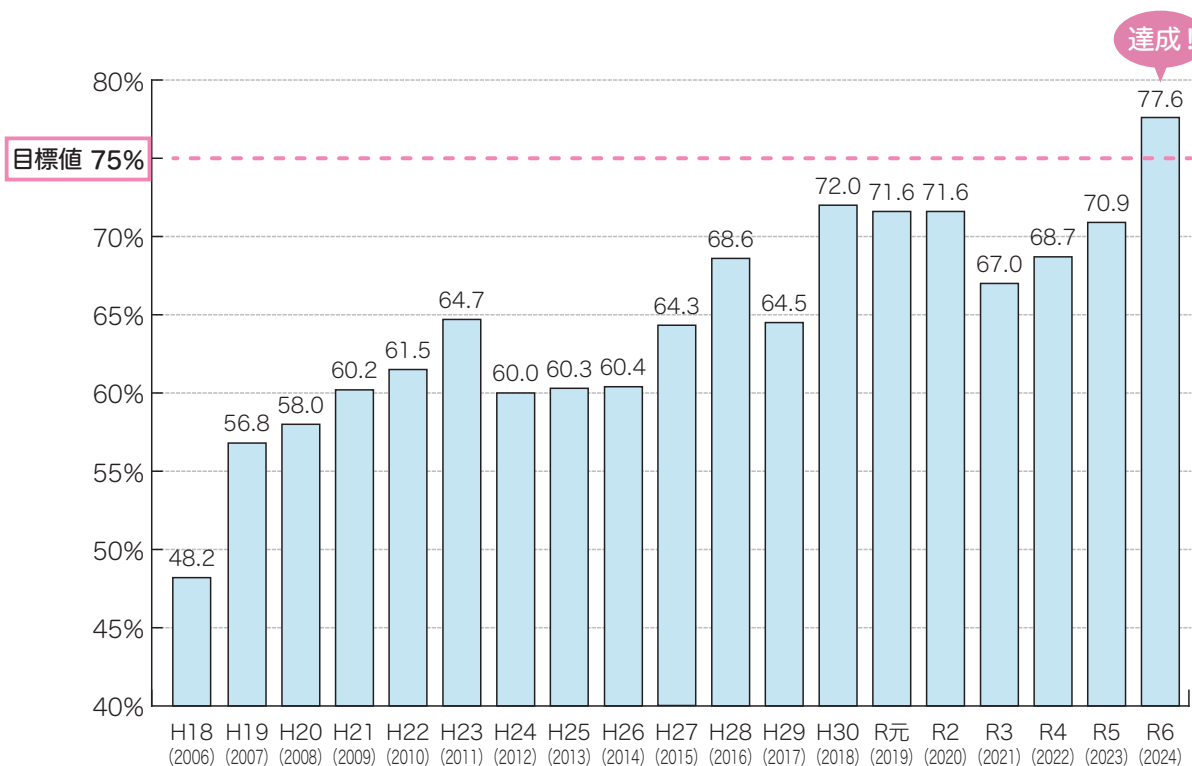
- 国の人口動態統計によると、2023(令和5)年の全国の出生数は72万7,288人で、8年連続で減少し、1899(明治32)年の調査開始以来、過去最少となっています。また、合計特殊出生率も1.20と過去最低を更新しており、少子化が急速に進行しています。
- こうした状況を踏まえ、国は2023(令和5)年12月に「こども未来戦略」を策定し、「若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」、「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する」の3点を重要課題として挙げたうえで、「次元の異なる少子化対策」として、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て家庭を切れ目なく支援する」の3つを基本理念とし、抜本的に政策を強化することとしています。

「第5次福岡市子ども総合計画」の成果指標の状況

総合的な成果指標

子育て環境満足度（福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合）

- これまでの取組みの結果、徐々に上昇し、2018(平成30)年度に70%超となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2021(令和3)年度に大きく低下しました。2022(令和4)年度以降は着実に上昇し、2023(令和5)年度には再び70%超、2024(令和6)年度には77.6%となり、目標値を達成しました。
- 子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合も増加しており、計画に掲げる施策の方向性に基づき、安心して生み育てられる環境づくりなどに取り組んできたことが一定評価され、こうした結果につながっていると考えられます。



【参考値】

項目		H30年度	R5年度
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	乳幼児	87.3%	90.2%
	小学生	89.3%	93.9%

(参照：福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)



目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 産前・産後の支援の充実などにより4か月児健診時のアンケート結果はいずれも改善し、2023（令和5）年度時点で目標を達成しています。
- 地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合や、子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人の割合は初期値を下回っています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域と連携した取り組みや親子の交流事業を休止したことなどが影響していると考えられます。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消度は、男性は着実に上昇し、女性は2023（令和5）年度時点で目標値を達成しています。
- 地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合は着実に上昇しています。

成果指標		R元年度 初期値	R5年度 実績	R6年度 目標値
4か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）				
育児に心配があると答えた母親の割合		14.2%	13.6%	減少
育児は疲れると答えた母親の割合		22.5%	22.0%	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合		92.7%	94.8%	増加
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合		41.6%	41.2%	65%
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合		91.4% （H30年度）	89.2%	95% （R5年度）
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	68.2%	76.2%	80%
	女性	76.5%	84.1%	80%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		66.6%	73.0%	75%

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 地域の遊び場や体験学習の場への評価は、コロナ下における各種子ども関連施設等の臨時休業や、学校における体験学習の中止などにより、2020(令和2)年度に56.2%、2021(令和3)年度に55.5%と大きく減少しましたが、その後は徐々に上昇しています。
- 子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識は、初期値より低下しています。コロナ下において、保護者を対象とした講座や学習会等が中止となり、啓発の機会が著しく減少したことなどが影響していると考えられます。
- 長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率は初期値より低下しています。不登校の要因や背景、支援ニーズが多様化し、復帰までに期間を要するケースが増えています。
- 悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合は着実に減少し、2023(令和5)年度時点で目標を達成しています。
- 知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒の卒業時の就労率は、初期値より低下しています。これは、A型事業所への就労を希望していた生徒が、実習の結果、同一法人が運営する就労移行支援事業所やB型事業所に進路先を変更したケースや、自立訓練を経験した後に就労をめざすことになったケースなど、本人・保護者の進路希望がより多様化したことによるものと考えられます。

成果指標	R元年度 初期値	R5年度 実績	R6年度 目標値
地域の遊び場や体験学習の場への評価 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合)	64.5%	59.9%	65%
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識 「子どもの携帯電話の使用に際して、家庭内でルールを設けている」割合	80.7% (H29年度)	74.3%	90%
長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率	47.9%	39.4%	65%
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合	13.2% (H30年度)	5.4%	10%未満 (R5年度)
知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒(5月時点)の卒業時の就労率	92.9%	75.0%	100%



目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合は、ほぼ横ばいであり、より分かりやすい情報提供や相談機能の充実が求められています。
- 児童生徒の自尊感情の状況は、小学生・中学生ともに着実に上昇しています。
- 子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者の割合は初期値より上昇しています。調査対象全体においても「不安や負担を感じる」と答えた保護者の割合は増加しており、核家族化や地域のつながりの希薄化に加えて、コロナ下における交流機会の減少などの影響もあると考えられます。
- ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭・父子家庭ともに着実に上昇し、2021（令和3）年度時点で目標を達成しています。
- 離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合は着実に減少し、2021（令和3）年度時点で目標を達成しています。
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、初期値より減少しており、家庭や子どもの状況に応じた支援の充実が求められています。
- 子育てをするうえで気軽に相談できる人・場所がない(ない)と答えた世帯年収300万円未満の世帯の乳幼児保護者の割合は、初期値より上昇しています。調査対象全体においても、気軽に相談できる人・場所がない(ない)と答えた保護者の割合が上昇していることから、核家族化や地域のつながりの希薄化に加えて、コロナ下における交流機会の減少などの影響もあると考えられます。
- 里親等委託率について、乳幼児は2020（令和2）年度から2022（令和4）年度まで目標を達成していましたが、2023（令和5）年度時点では一時的に初期値を下回っています。学齢児は2020（令和2）年度以降、目標を達成しています。
- 子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は、着実に上昇しています。
- いじめに対する意識は、目標値に近い割合で横ばいとなっています。

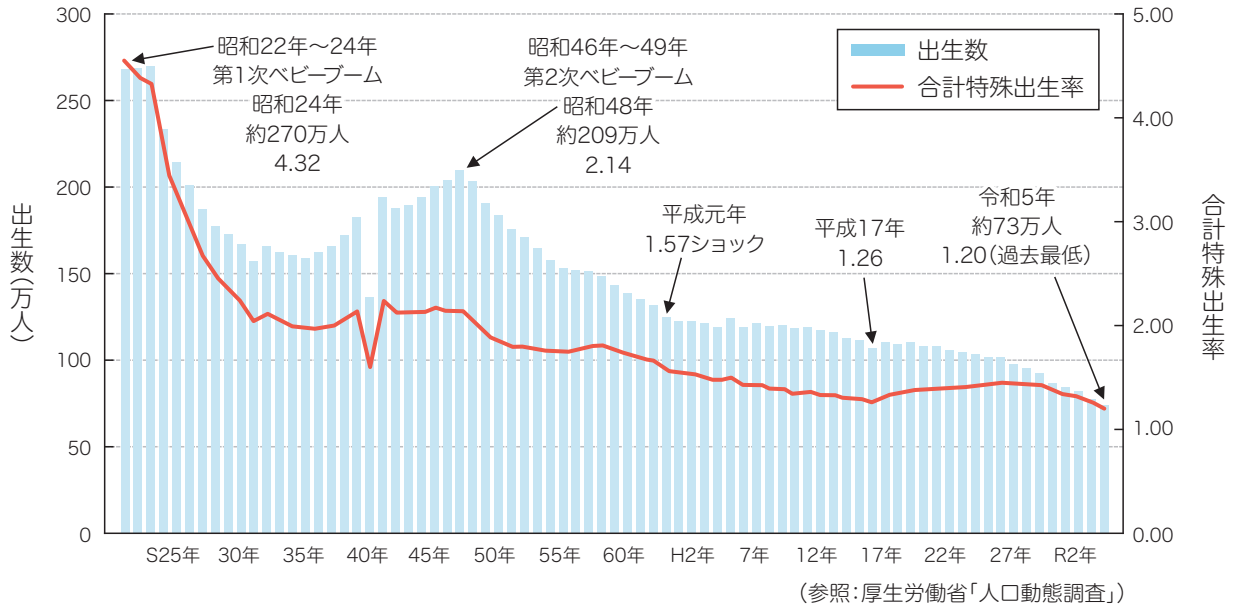
成果指標		R元年度 初期値	R5年度 実績	R6年度 目標値
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合		35.7%	37.4%	50%
児童生徒の自尊感情の状況 (「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小6児童	81.8%	84.2%	90%
	中3生徒	76.8%	83.6%	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者(乳幼児の保護者)		19.6% (H30年度)	23.6%	10%
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	86.8% (H28年度)	89.0% (R3年度)	88% (R3年度)
	父子家庭	90.6% (H28年度)	93.0% (R3年度)	92% (R3年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	75.6% (H28年度)	64.8% (R3年度)	減少 (R3年度)
	父子家庭	92.7% (H28年度)	88.5% (R3年度)	減少 (R3年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		95.5%	88.2%	98%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者の割合(世帯収入300万円未満の世帯)		7.9% (H30年度)	12.1%	減少 (R5年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)	乳幼児	69.9%	66.7%	75%
	学齢児	48.1%	53.9%	50%
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		73.3%	76.1%	80%
いじめに対する意識 (「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合)		96.7%	96.7%	97%



関連データ

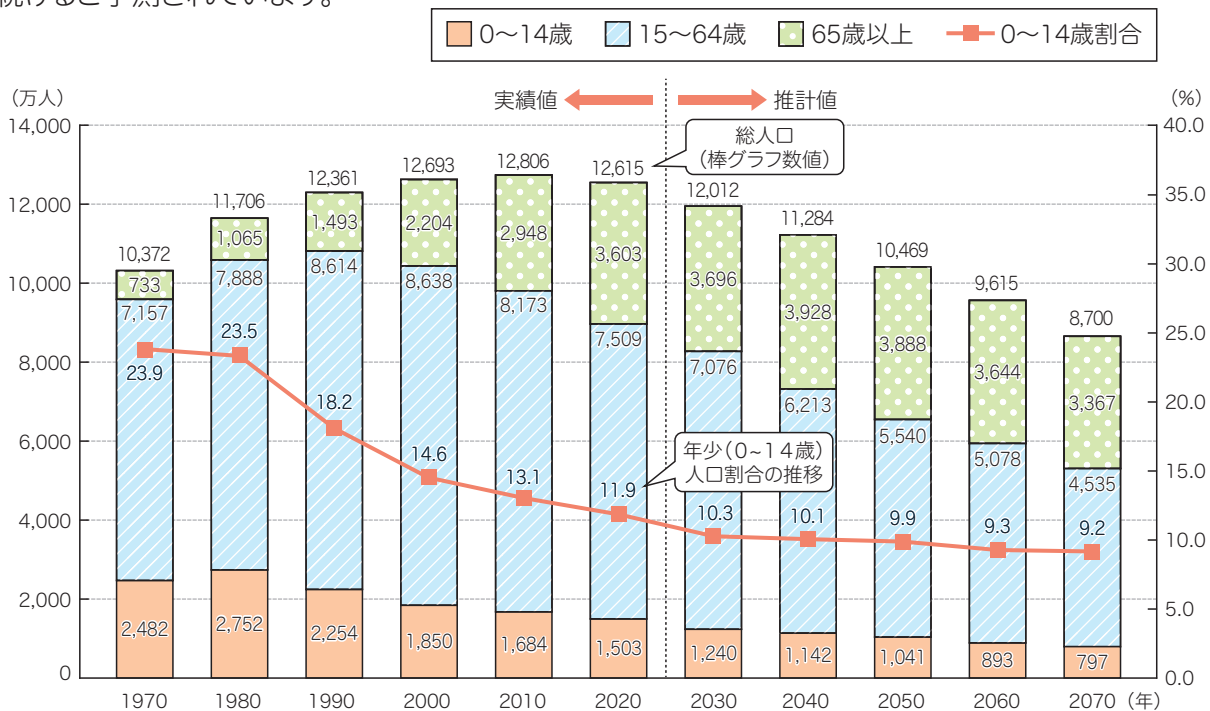
◆ 全国の出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は第2次ベビーブーム以降、減少を続け、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあります。合計特殊出生率は2005(平成17)年に大きく低下した後は微増傾向でしたが、近年は減少傾向となっています。



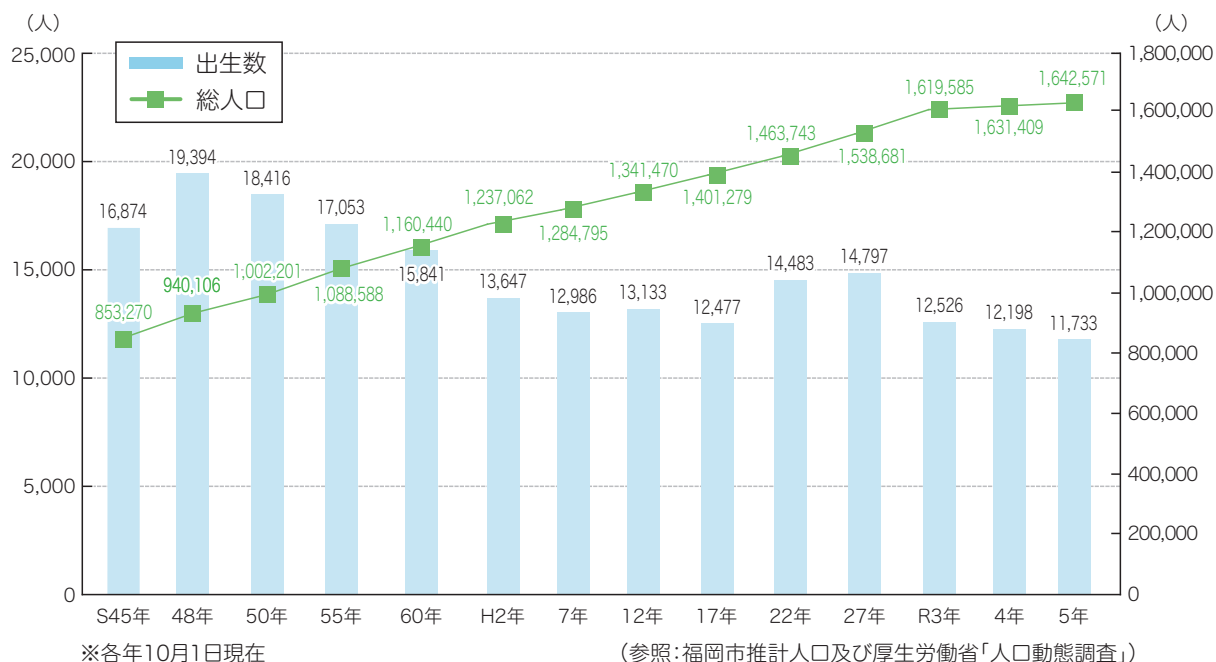
◆ 全国の人口構造の推移と見通し

国内の人口は、2010(平成22)年から減少傾向にあります。今後も、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)の減少が続くとともに、高齢者人口(65歳以上)の割合が相対的に上昇し続けると予測されています。



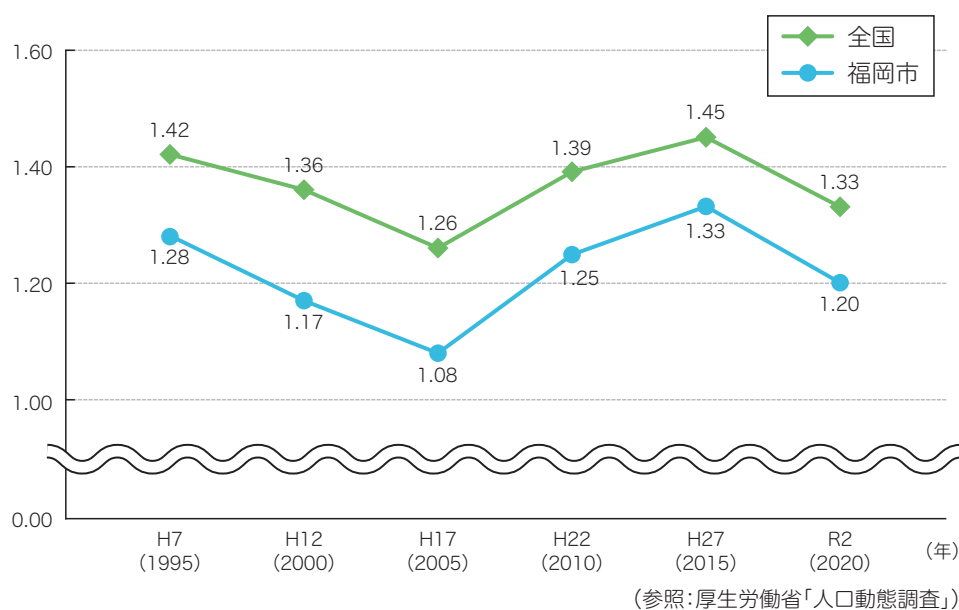
◆ 福岡市の出生数の推移

福岡市の出生数は、1973(昭和48)年、第2次ベビーブームにピークを迎え、その後減少し、1990(平成2)年頃から13,000人前後のほぼ横ばいで推移してきましたが、2008(平成20)年以降は14,000人台で推移した後、近年は減少傾向となっています。



◆ 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

福岡市の合計特殊出生率は、2015(平成27)年に比べ2020(令和2)年に0.13ポイント減少しており、全国値と比較すると、低い値で推移しています。福岡市は10代後半から20代前半の若者の流入が多く、若者率が高いことが一因と考えられます。



(合計特殊出生率とは)

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。政令指定都市の合計特殊出生率は、国勢調査結果をもとに5年毎に算出。



◆ 政令指定都市の合計特殊出生率

福岡市の合計特殊出生率は、政令指定都市の中で、20都市中第16位となっています。

順位	都市名	数値	順位	都市名	数値	順位	都市名	数値
1	熊本市	1.51	8	静岡市	1.32	15	相模原市	1.23
2	北九州市	1.47	9	さいたま市	1.30	16	福岡市	1.20
3	浜松市	1.44	9	新潟市	1.30	17	仙台市	1.17
3	堺市	1.44	11	神戸市	1.27	17	大阪市	1.17
5	広島市	1.42	12	川崎市	1.26	19	京都市	1.15
6	岡山市	1.41	13	横浜市	1.25	20	札幌市	1.09
7	名古屋市	1.34	14	千葉市	1.24	全 国		1.33

(参照：厚生労働省「令和2年 人口動態調査」)

◆ 政令指定都市の人口1,000人あたり出生数

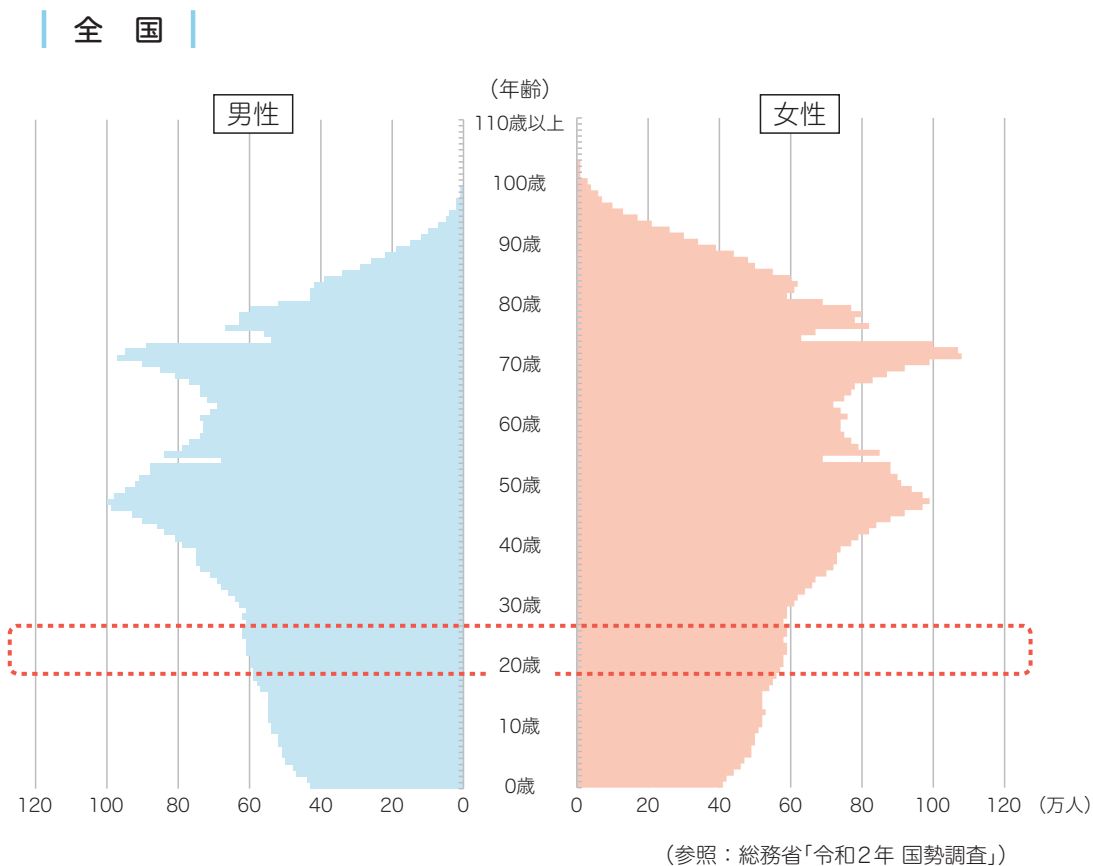
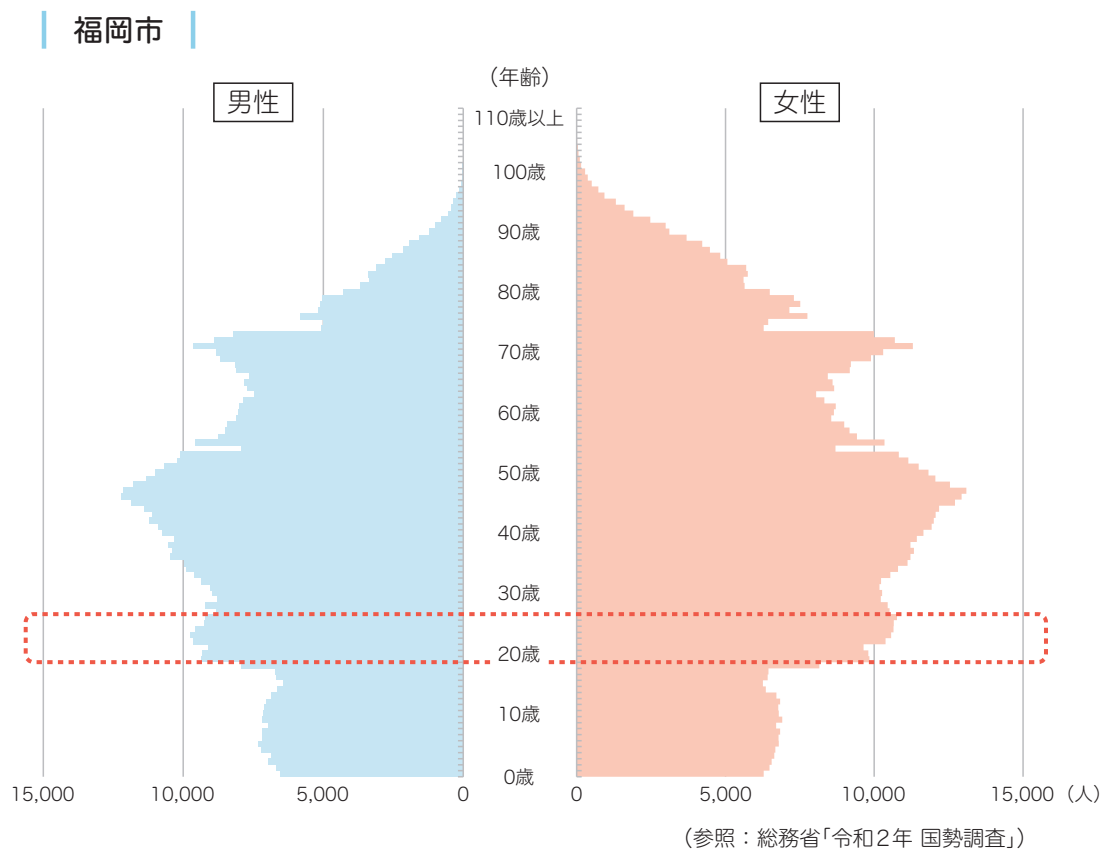
福岡市の1,000人あたりの出生数は7.1人で、政令指定都市の中で20都市中第2位となっています。

順位	都市名	1,000人あたりの出生数	順位	都市名	1,000人あたりの出生数	順位	都市名	1,000人あたりの出生数
1	熊本市	7.2	8	大阪市	6.4	14	新潟市	5.7
2	福岡市	7.1	9	堺市	6.3	14	神戸市	5.7
2	川崎市	7.1	10	仙台市	6.0	17	札幌市	5.3
4	さいたま市	7.0	10	北九州市	6.0	17	相模原市	5.3
5	岡山市	6.8	12	横浜市	5.9	17	静岡市	5.3
6	名古屋市	6.7	13	浜松市	5.8	17	京都市	5.3
7	広島市	6.6	14	千葉市	5.7	全 国		6.0

(参照：厚生労働省「令和5年 人口動態調査」)

◆ 人口構造(人口ピラミッド)

福岡市は、全国と比較すると、男性・女性ともに18歳以下の各年齢に比べて19歳から26歳までの人口が大幅に多い形となっています。



◆ 生産年齢人口における男女構成比

福岡市と全国の生産年齢人口を5歳毎に比較すると、全国では、55～59歳の区分から女性人口が男性人口を上回りますが、福岡市では、すべての年代で女性人口が男性人口を上回っています。

年代	福岡市				全国			
	男性		女性		男性		女性	
	人数	人口に占める男性の割合	人数	人口に占める女性の割合	人数	人口に占める男性の割合	人数	人口に占める女性の割合
15～19	37,066人	(50.0%)	37,116人	(50.0%)	2,880千人	(51.3%)	2,737千人	(48.7%)
20～24	47,385人	(48.1%)	51,036人	(51.9%)	3,018千人	(50.9%)	2,913千人	(49.1%)
25～29	45,280人	(46.3%)	52,604人	(53.7%)	3,074千人	(51.0%)	2,958千人	(49.0%)
30～34	46,831人	(47.4%)	52,010人	(52.6%)	3,297千人	(50.8%)	3,188千人	(49.2%)
35～39	51,659人	(47.8%)	56,315人	(52.2%)	3,697千人	(50.6%)	3,615千人	(49.4%)
40～44	55,379人	(48.1%)	59,821人	(51.9%)	4,189千人	(50.5%)	4,102千人	(49.5%)
45～49	59,338人	(48.4%)	63,331人	(51.6%)	4,863千人	(50.4%)	4,787千人	(49.6%)
50～54	49,924人	(48.1%)	53,972人	(51.9%)	4,277千人	(50.1%)	4,263千人	(49.9%)
55～59	43,324人	(48.2%)	46,479人	(51.8%)	3,865千人	(49.8%)	3,902千人	(50.2%)
60～64	39,048人	(48.0%)	42,380人	(52.0%)	3,593千人	(49.2%)	3,704千人	(50.8%)

(参考)

全人口	761,148人	(47.2%)	851,244人	(52.8%)	61,350千人	(48.6%)	64,797千人	(51.4%)
-----	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------

(参照：総務省「令和2年 国勢調査」)

◆ 政令指定都市の若者率

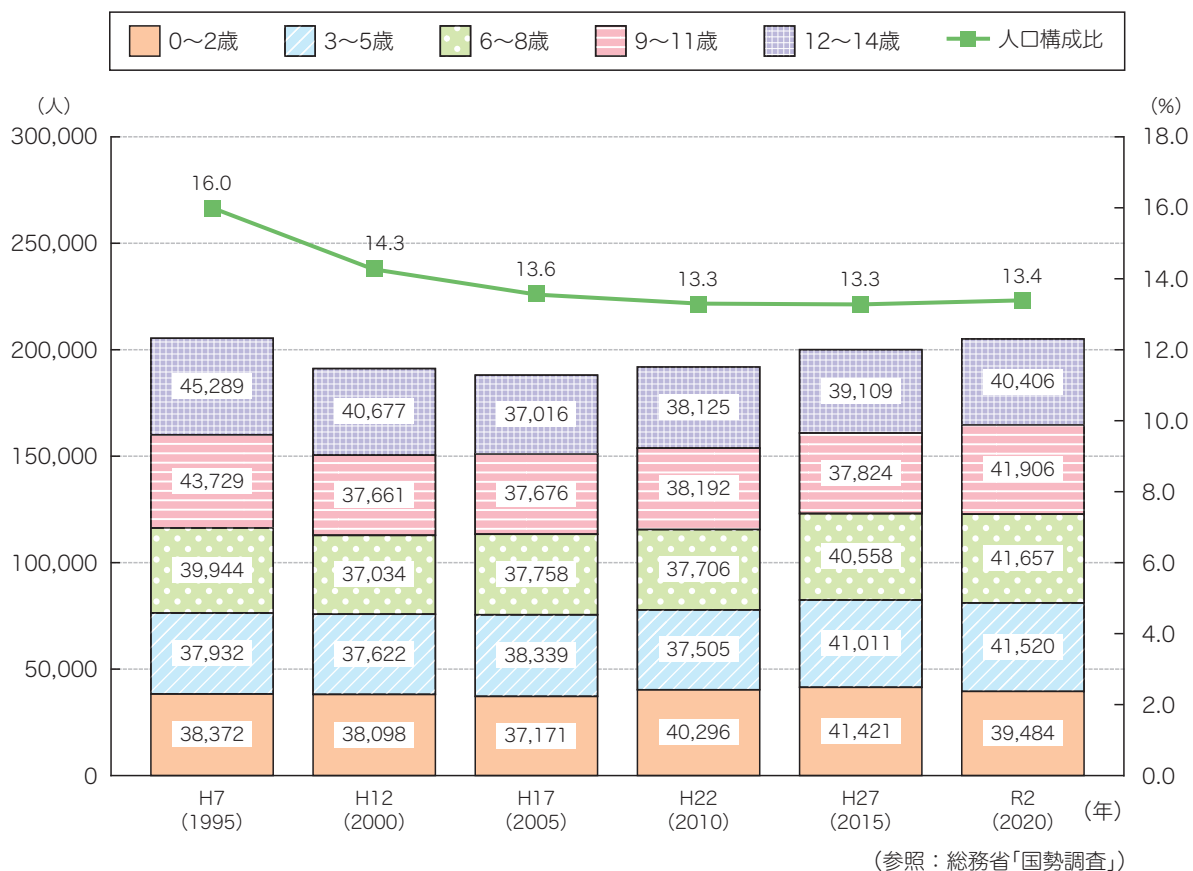
福岡市の若者率(15～29歳の人口÷総人口×100(%))は、政令指定都市の中で、20都市中第1位となっています。

順位	都市名	数値	順位	都市名	数値	順位	都市名	数値
1	福岡市	17.6%	7	名古屋市	15.8%	15	札幌市	14.4%
2	川崎市	17.2%	9	相模原市	15.5%	16	神戸市	14.1%
3	京都市	16.9%	10	横浜市	15.3%	17	新潟市	13.7%
4	仙台市	16.7%	10	熊本市	15.3%	17	静岡市	13.7%
5	大阪市	16.5%	12	千葉市	15.1%	17	北九州市	13.7%
6	岡山市	16.2%	13	広島市	14.8%	20	浜松市	13.6%
7	さいたま市	15.8%	14	堺市	14.5%	全 国		14.3%

(参照：総務省「令和2年 国勢調査」)

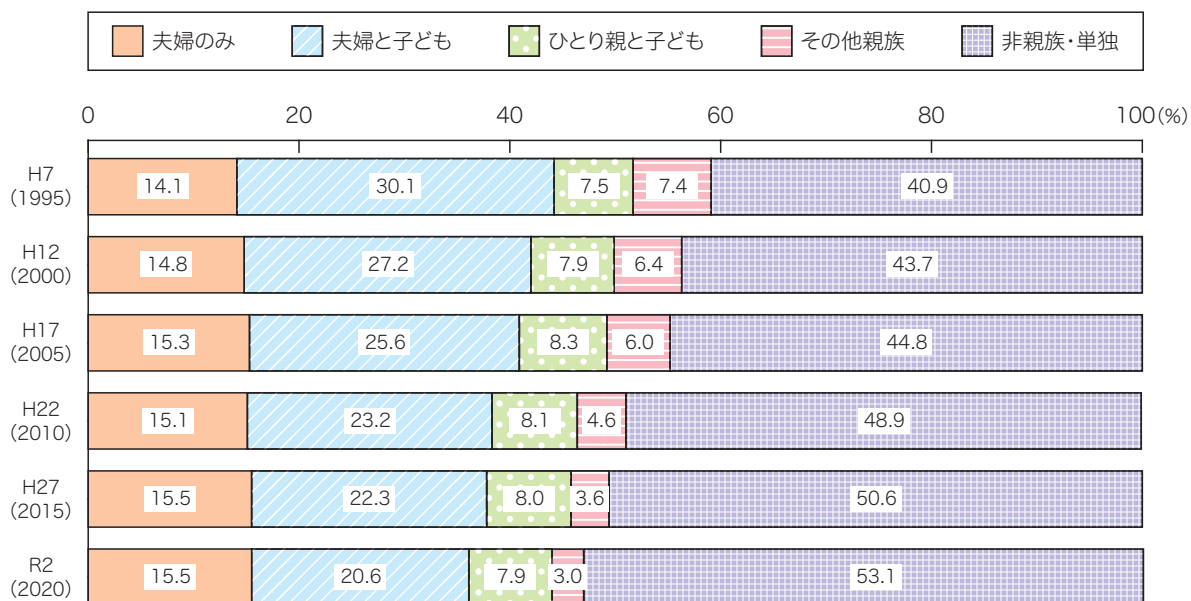
◆ 福岡市の15歳未満人口の内訳と構成率の推移

全人口に占める年少人口(0～14歳)の割合は、2005(平成17)年まで減少傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



◆ 福岡市における家族類型別の一般世帯数の割合

家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。



※一般世帯は、寮・寄宿舎、病院等の施設等の世帯を除く世帯

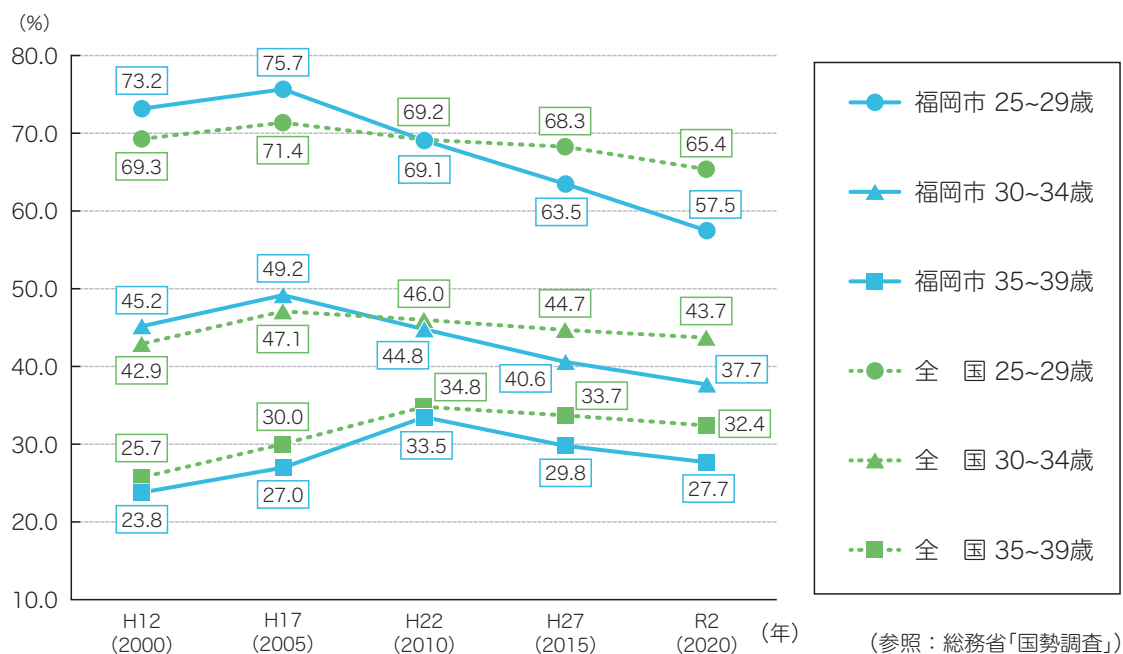
(参照：総務省「国勢調査」)



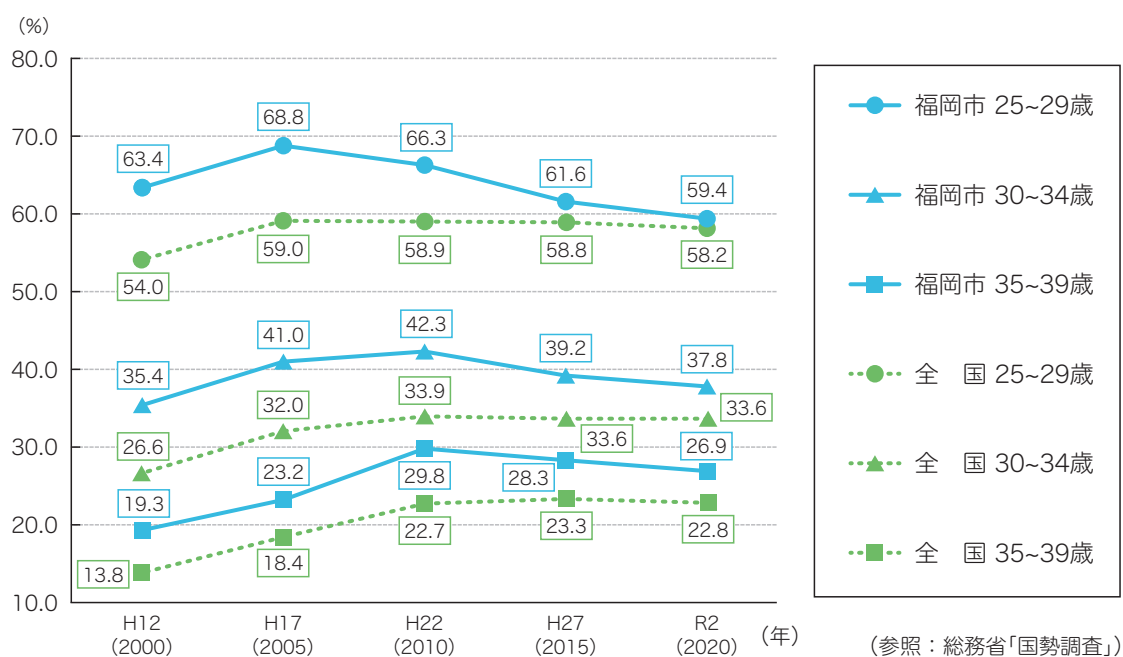
◆ 福岡市の未婚率の推移

福岡市の未婚率（25～39歳の5歳階級別）は、2020（令和2）年調査では、男性・女性ともに低下しています。なお、男性は全国平均より低い値、女性は全国平均より高い値で推移しています。

男性

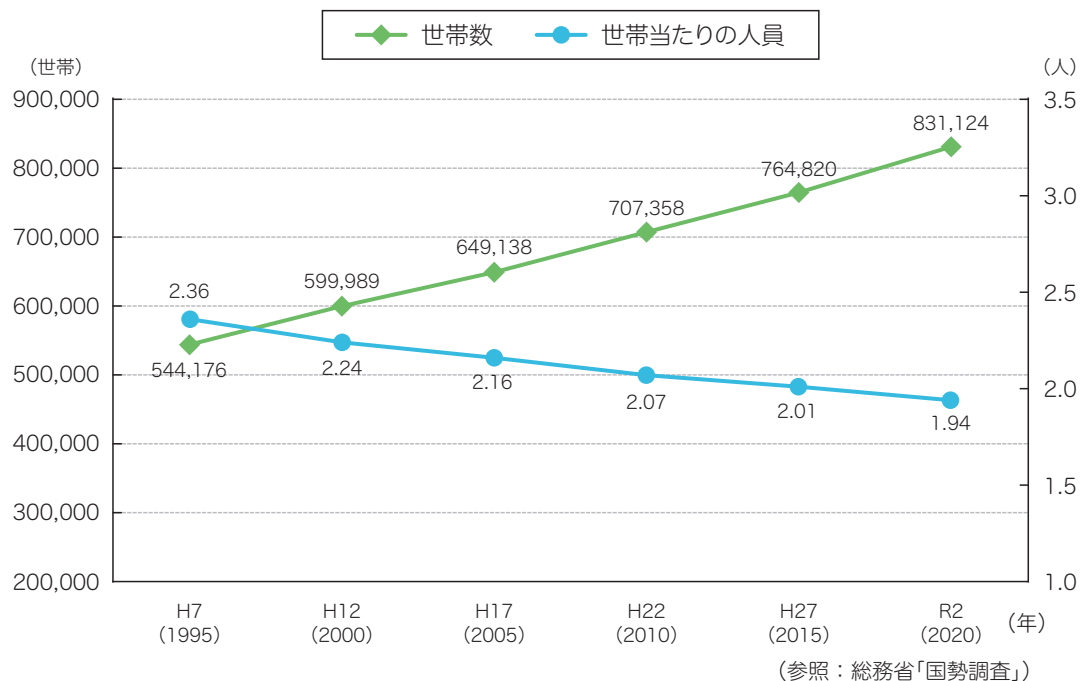


女性



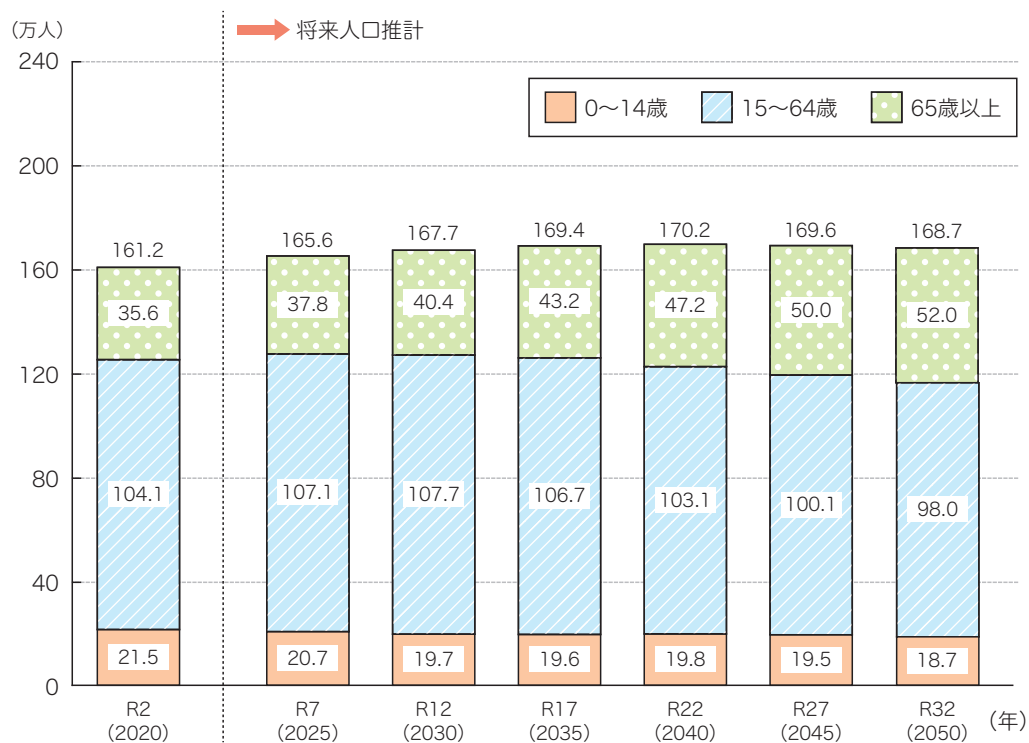
◆ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

福岡市の世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



◆ 福岡市の将来人口推計

福岡市の人口は、2040(令和22)年頃に約170万人に達し、ピークを迎え、以降は減少に向かうと推計されています。年少人口(0～14歳)は減少傾向となりますが、全国と比較すると緩やかに減少すると推計されています。



R2＝不詳補完値による集計、R7～32＝福岡市の将来人口推計(R6年4月)

(福岡市総務企画局調べ)



6 計画の基本的な考え方

「第6次福岡市子ども総合計画」においてめざすまちの姿を「基本理念」として掲げます。

その実現に向けて、すべての施策の推進にあたり念頭に置くべき視点を「基本的視点」として定めるとともに、対象やライフステージごとに整理した4つの「基本目標」の下で、子ども施策を総合的・計画的に推進します。

1 基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在であり、大人とともに現在の社会を構成する一員として、それぞれの権利や多様性が尊重され、安全で安心して過ごせる環境の中で自己肯定感を高め、豊かな人間性や主体性、創造性、社会性を育み、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジできるまちをめざします。

また、誰もが安心して子どもを生み育てられるとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（Well-being）で、自分らしく健やかに成長できるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちをめざします。

めざすまちにおける当事者の姿

子ども 若者

- すべての子ども・若者が、置かれている状況等に関わらず、自分が大切な存在であることを認識し、子どもの権利について理解し、自尊感情や自己肯定感を持ち、将来に夢を描きながら、心豊かに成長しています。

保護者

- 保護者が子どもと向き合う時間を十分に確保し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じています。
- すべての保護者が孤立することなく、社会との接点を持ち、必要に応じて社会からのサポートを受けながら、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

● 総合的な成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
将来の夢や目標を持っている子どもの割合	小6児童	83.0% (R6年度)	増加
	中3生徒	70.4% (R6年度)	
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがあると回答した子どもの割合	小6児童	91.5% (R6年度)	増加
	中3生徒	90.8% (R6年度)	
福岡市が子育てしやすいまちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合(子育て環境満足度)		77.6% (R6年度)	増加
子育てが楽しいと感じる乳幼児保護者の割合		90.2% (R5年度)	増加
子育てに不安や負担があると感じる乳幼児保護者の割合		76.6% (R5年度)	減少

2 基本的視点

● 視点1 すべての子どもの権利の尊重

子どもの権利条約の精神及びこども基本法の基本理念にのっとり、すべての子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様性を尊重しながら、子ども一人ひとりの最善の利益を図ります。

● 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

すべての子ども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施します。また、障がいや疾患のある子ども・若者、不登校やひきこもり、非行の状態にある子ども・若者、ヤングケアラー、子どもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、貧困の状況にある家庭など、それぞれの状況に応じて、きめ細かに支援します。

● 視点3 一人ひとりの視点に立った支援

当事者である子ども・若者、保護者の意見を聴き、それぞれの視点に立ちながら、事業の構築や実施、改善を行うことにより、それぞれの状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある支援を行います。

● 視点4 必要な人へ確実に届く支援

支援情報を知らない、手続きが煩雑でサービス利用に至らない、支援が必要な状況であることを自覚していないなど、支援が届かない・届きにくい状況にある子ども・若者・子育て家庭を含め、すべての対象者へ必要な支援を確実に届けられるよう、DX(デジタルトランスフォーメーション)¹の推進や、プッシュ型・アウトリーチ型支援²などを行います。

● 視点5 社会全体での支援

社会全体で子ども・若者と子育て家庭を支えるまちの実現に向け、行政による支援だけでなく、市民や事業者、地域、学校、NPOなど、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭の支援に取り組みます。

¹ DX(デジタルトランスフォーメーション) ICTの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。

² プッシュ型・アウトリーチ型支援 支援を必要とする子どもや家庭がSOSを発したり、相談窓口等に来訪したりするのを待つのではなく、子どもや家庭のもとに出向く等、能動的に支援を届けること。



3 基本目標

【全年齢】

● 目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども一人ひとりが、安全で安心して過ごせる環境の中で、自分らしく健やかに成長するためには、その基盤として、社会全体で子どもの権利が保障される必要があります。子ども自身が自らの権利について学び、子どもに関する事項について意見を表明できる環境づくりを進めるとともに、社会全体でその権利や意見を尊重する気運を高めます。

また、少子化が進行する中、子どもを望む人が、希望どおりに子どもを生み育てられる環境づくりが求められています。子どもを持つことを前向きに考えられる社会の実現に向けた気運の醸成や、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、子育てを支援するまちづくりなどを推進します。

【主に妊娠前～乳幼児期】

● 目標2 安心して生み育てられる環境づくり

子どもの誕生前から幼児期までの期間は、人が生涯にわたり身体的・精神的・社会的に幸せな状態(Well-being)であるための基盤となる最も重要な時期とされており、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、子ども自身が安全に安心して過ごせる環境の中で、豊かな遊びや体験等を通じて、世界を広げていくことが重要です。

妊娠前から乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の充実や多様なニーズに応じた支援、子育て家庭の孤立を未然に防止するための相談支援体制や情報提供の充実を図ります。

【主に学童期～青年期】

● 目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

学童期や思春期は、子どもが基本的な生活習慣などを身につけ、自分らしさの発見など将来に向けた自己形成を行っていく重要な時期です。様々な学びや体験を通じて、主体性や創造性、社会性を育むなど、子どもたちの自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進するとともに、子どもや若者が地域で安心して過ごせる場づくりを進めます。

また、いじめや不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が悩みや問題を抱えたときの相談支援体制の強化や関係機関との連携などにより、一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

【全年齢】

● 目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

すべての子どもは、こども基本法に基づき、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、適切に養育され、生活が保障され、愛され、保護され、その健やかな成長や発達、自立が図られる権利を有しています。

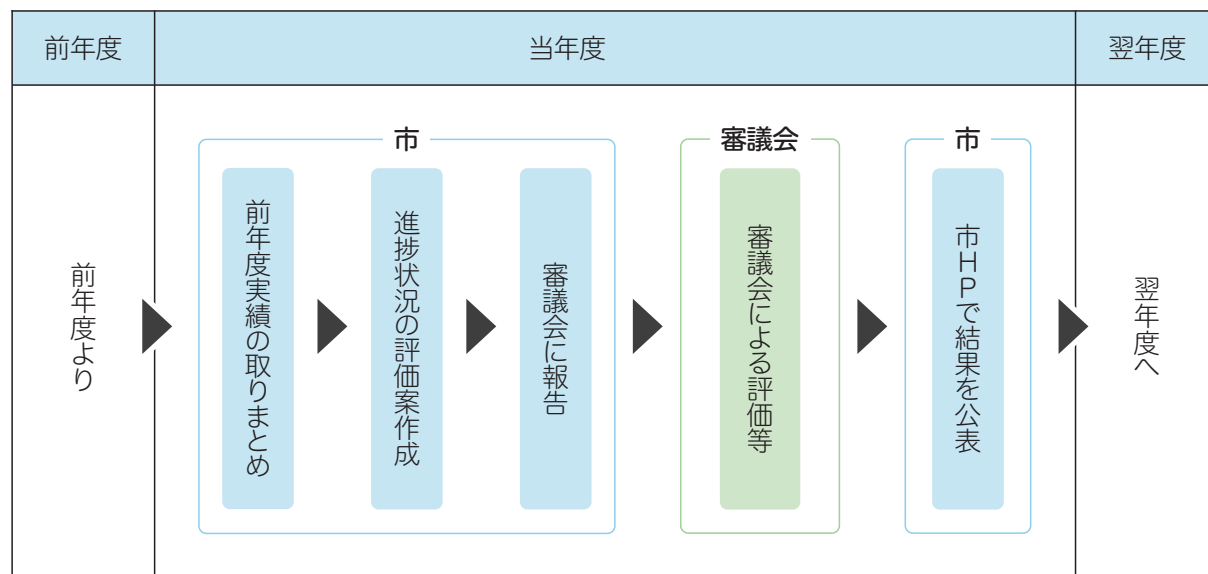
障がいのある子どもや、虐待などにより社会的養育を必要とする子ども、ひとり親家庭の子ども、ヤングケアラー、経済的な事情を抱える家庭の子どもなど、それぞれの状況に応じて、きめ細かな支援を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境などに関わらず、一人ひとりの最善の利益を実現できる、インクルーシブな社会環境づくりを進めます。

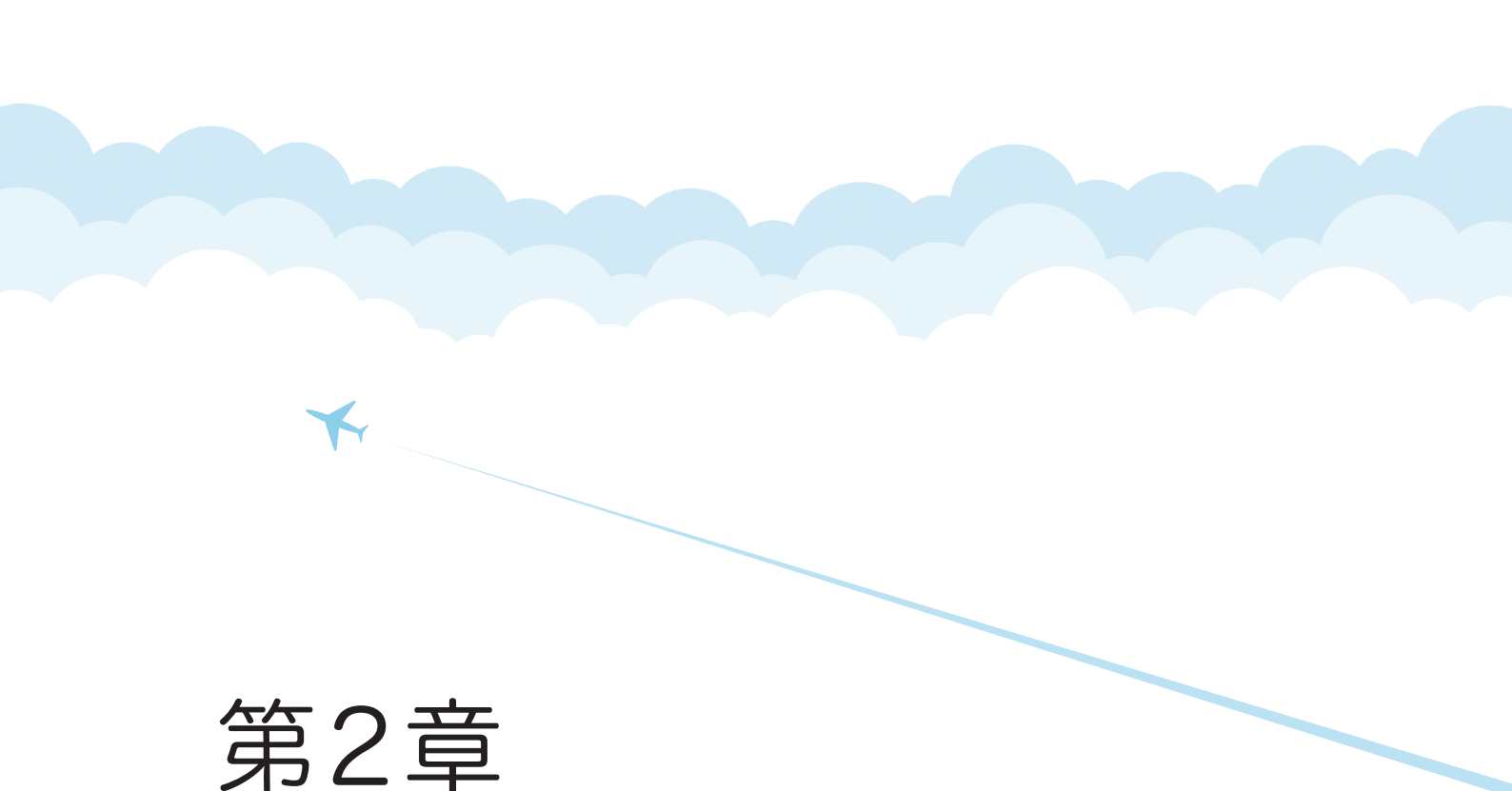
4 計画の進捗管理

基本目標の下で推進する各施策について、それぞれ成果指標を設定し、施策の成果や事業の進捗状況などを確認しながら、必要に応じて施策・事業の拡充や見直しを行います。

また、毎年度、施策の進捗状況などを取りまとめ、福岡市こども・子育て審議会に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容、審議の内容及び点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し公表します。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の大きな変化など、必要が生じた場合は、福岡市こども・子育て審議会に諮ったうえで、計画の見直しを行います。





第2章 計画各論

① 施策体系	33
② 基本目標ごとの施策の展開	
目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	34
目標2 安心して生み育てられる環境づくり	46
目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	68
目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	88

1 施策体系

目標 全年齢

1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもへの権利の尊重と意見表明支援

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

目標 主に妊娠前～乳幼児期

2 安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

目標 主に学童期～青年期

3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

目標 全年齢

4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

施策12 子どもの貧困対策の推進

目標

全年齢

1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

第5次計画における主な取り組み

- すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域や学校、保育施設などの様々な場やイベントなどの各種機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。
- 子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、独立した第三者である意見表明支援員（子どもアドボケイト）が、児童養護施設などで保護・養育されている子どもたちを定期的に訪問して意見表明を支援する子どもの権利サポート事業を実施しました。

現状と課題

- 2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法において、すべての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすることなどが基本理念として掲げられ、国や地方公共団体は、その基本理念にのっとり子ども施策を総合的に策定し実施する責務を有することが規定されました。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、中学生及び高校生世代(18歳になる年の年度末まで)で、「子どもの権利条約の内容を知っている」と回答した人の割合は全体の約3分の1に留まっており、また、「自分の意見が大切にされていないように感じることもある」と回答した人の割合は2割超となっています。
- 子どもたち自身が自らの権利について認識するとともに、子どもに関わるすべての人が子ども一人ひとりの権利を尊重することができるよう、一層の普及・啓発を行うとともに、様々な場面において子どもたちが自らの意見を表明しやすい環境を整えることが求められています。

施策の方向性

- 子ども一人ひとりが、自分らしく健やかに成長していくための基盤として、子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発に取り組みます。また、子どもアドボカシー³を推進し、様々な場面における子どもの意見表明を支援します。



³ 子どもアドボカシー 子どもたちの声を聴き、意見や考えを表明できるように支援すること。

● 子どもの権利条約について

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。



2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

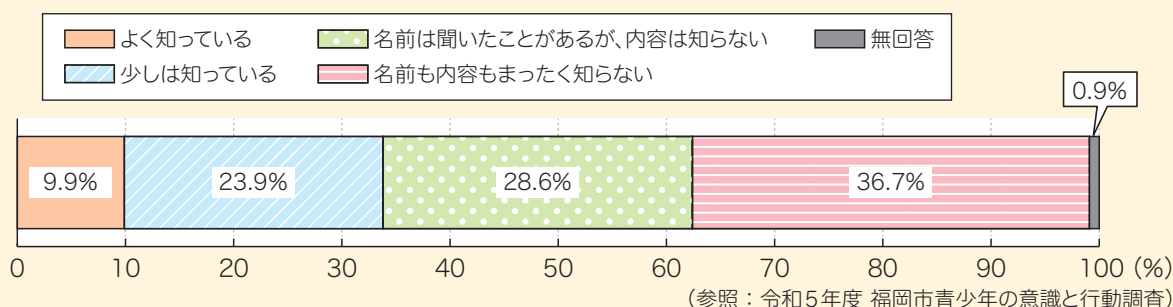


12 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

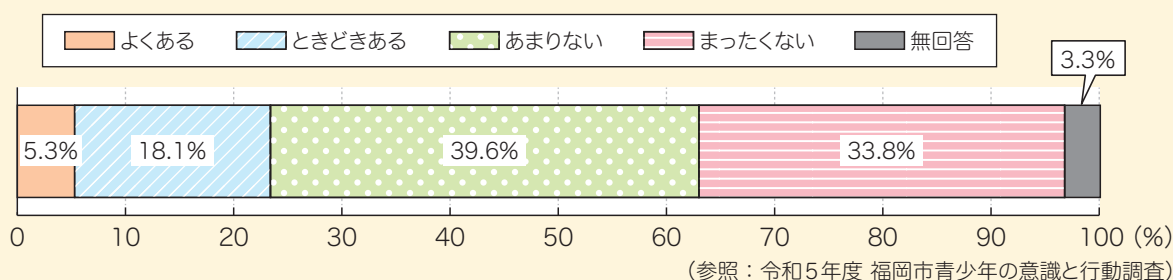
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(出典：(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」)

● 「子どもの権利条約」に関する中高生等の認知



● 自分の意見が大切にされていないように感じる中高生等の割合



主な取り組み

① 子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発

- 学校や地域などにおいて、子どもたちが自らの有する権利について学ぶ機会を充実します。
- 子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について適切に理解し、日常のあらゆる場面において尊重することができるよう、様々な機会を捉えた啓発などに取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
子どもの権利・意見表明推進事業	子どもの権利について学び、意見表明を体験するワークショップを実施するほか、日常的に子どもの権利や意見が尊重されるよう、普及・啓発を実施
学校における人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育を組織的・計画的に推進し、発達段階に応じた子どもの人権感覚や実践力を育成
保育所等における人権保育の推進	保育所等を対象に、人権保育を推進するための研修を実施
地域での人権教育の推進	公民館などにおいて、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施

② 子どもアドボカシーの推進

- すべての子どもを対象として、意見形成・意見表明を支援します。また、日常の様々な場面で子どもたちの意見形成・意見表明が支援され、その意見が尊重されるよう、子どもアドボカシーに関する普及・啓発などを行います。
- 子どもの意見表明を支援するため、里親や児童養護施設などで養育されている子どもが、自身の権利について理解できるよう「こどもの権利ノート」を活用した面接を実施します。
- 子どもアドボカシーについて専門性を有する第三者が、里親や社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもを定期的に訪問し、意見形成・意見表明を支援し、行政や関係機関に対して代弁等を行い、子どもの権利擁護を推進します。
- 一時保護所や児童養護施設等に対して第三者による評価を実施し、それらの施設で保護・養育されている子どもの権利擁護を推進します。
- 親権者の不在などによって、親権行使ができない状況にある場合は、未成年後見制度を活用し、子どもの福祉の向上を図ります。

<主な関連事業>

名称	概要
子どもの権利・意見表明推進事業(再掲)	子どもの権利について学び、意見表明を体験するワークショップを実施するほか、日常的に子どもの権利や意見が尊重されるよう、普及・啓発を実施
子どもの権利サポート事業	子どもアドボカシーの専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもの意見形成・意見表明を支援し、権利擁護を推進
未成年後見人支援	親権者の不在などにより、親権行使ができない状況にある場合は未成年後見制度を活用

成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもの権利条約を知っている子ども(中高生等)の割合	33.8% (R5年度)	50%
自分の意見が大切にされていないように感じるものがよくあると回答した子ども(中高生等)の割合	5.3% (R5年度)	3%未満
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合	76.1% (R6年度)	80%

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもの権利に関する講座等の実施回数	66回 (R5年度)	120回
子どもアドボケイトの登録数	51人 (R5年度)	80人



目標 全年齢

1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

第5次計画における主な取組み

- 毎月1日～7日に家庭や地域、企業などで子どもたちのためにできることに取り組む運動“「い～な」ふくおか・子ども週間”を実施しました。
- 男女ともに子育てを行う意識を醸成するため、男性の育児休業取得促進セミナーやワークショップを開催しました。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、保育所や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化するとともに、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡充しました。
- 子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援する助成事業の拡充や、市営住宅への入居支援などを行いました。
- 地域における子どもの安全を守るため、小学校周辺の歩車分離や登下校時のパトロールなどを実施しました。

現状と課題

- 少子化の進行が全国的な課題であり、福岡市の出生数も減少傾向にあります。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、子どもがいない若者の約2割が子どもがほしいとは思わないと回答しており、その理由として、子育てにかかる身体的・精神的・経済的負担のほか、自分のやりたいことができなくなることや、将来への不安を挙げる声が多く、若者が出産や子育てに明るい展望を持ちづらい現状があることが伺えます。
- 子育て中の保護者を対象とした市の調査によると、ほしいと思う子どもの数より実際に予定する数を少なく回答する人が多く、その理由として子育ての身体的・精神的・経済的負担を挙げる声が多くなっています。
- 市の調査によると、家事や育児の時間は、母親・父親ともに増加傾向にありますが、母親の家事時間は父親の4倍以上、育児時間は2倍以上と、依然として母親に負担が偏っている状況が伺えます。また、平日に子どもと過ごす時間が十分でないと感じる小学生の保護者は約半数であり、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが求められています。
- 外出時の困りごととして、乳幼児の保護者からは、買い物などの合間に子どもを遊ばせる場所が少ないことや、小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ないこと、歩道の段差などがベビーカーを利用する際の支障となっていることを挙げる声が多く、小学生の保護者からは、地域の通学路が狭いことや、暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配などの声が多くなっています。

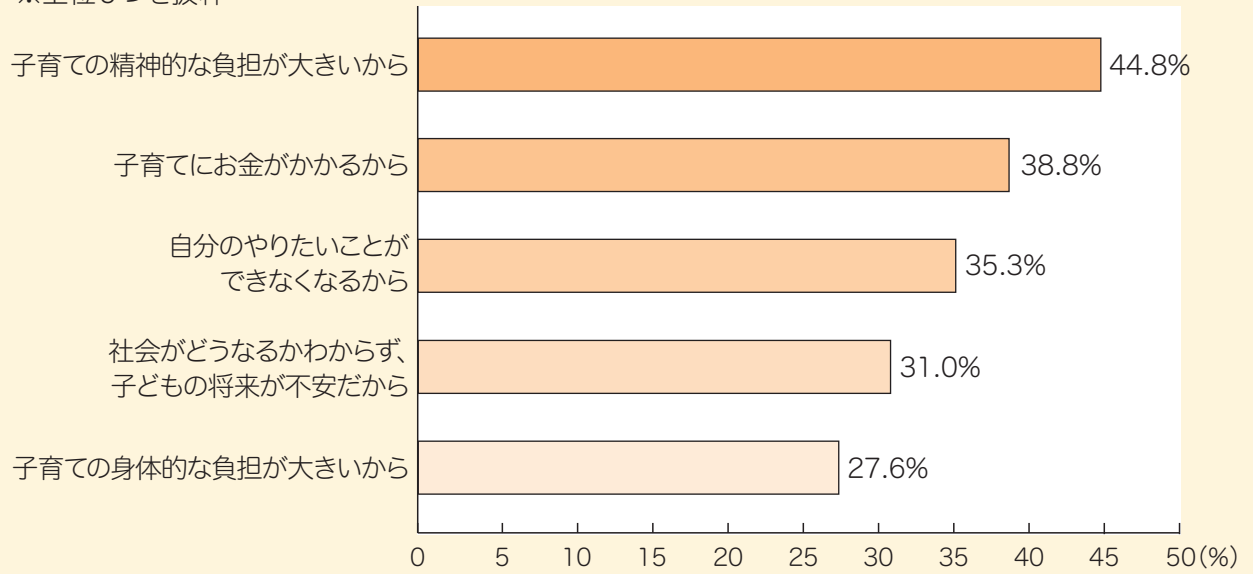
施策の方向性

- 多様な価値観や考え方を尊重したうえで、若者が出産や子育てに明るい展望を持つことができるよう、社会全体で子ども・子育てを応援する気運の醸成に取り組むとともに、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや、子育てを支援するまちづくり、子どもの安全を守る取組みを推進します。

関連データ等

● 子どもがほしいと思わない理由（青年等（18～39歳）、3つまで選択可）

※上位5つを抜粋



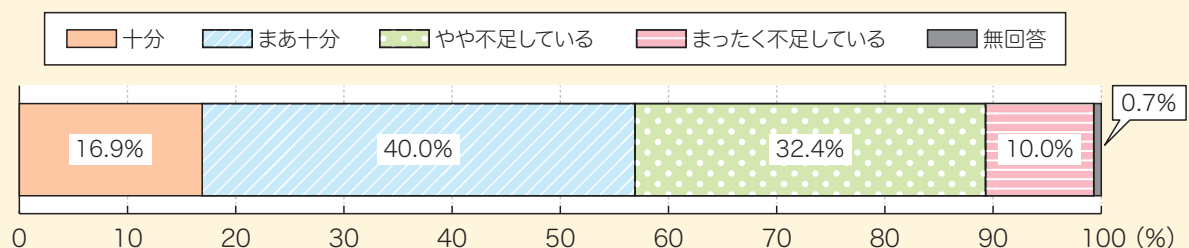
（参照：令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査）

● 母親・父親の1週間の家事・育児時間の平均（乳幼児の保護者）

		H30年度調査	R5年度調査
家事時間	母親	26時間31分	28時間21分
	父親	3時間53分	6時間47分
育児時間	母親	37時間47分	44時間43分
	父親	11時間17分	16時間29分

（参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

● 子どもと過ごす時間の評価（小学生の保護者、平日）



（参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）



主な取組み

① 子ども・子育てを応援する気運の醸成

- 子どもや子育て家庭が社会で大切にされ、様々な場面において必要な支援や配慮が受けられるよう、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成に取り組みます。
- 子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、子ども・若者が早期から自らのライフプランについて考える機会や、妊娠・出産に関する相談の場を提供するとともに、子どもを持つ喜びや市の子育て支援策などについて知る機会を提供します。

<主な関連事業>

名称	概要
市民や企業と共働した子育て支援	毎月1日から7日を“「い〜な」ふくおか・子ども週間”と定め、企業(職場)や地域、家庭などで子どもたちのためにできることに取り組むよう普及・啓発に取り組むとともに、企業等の先進的な取組事例を市ホームページ等で発信
プレコンセプションケアに関する情報発信事業(施策3再掲)	小・中学校等に助産師等の専門職を派遣し、健康や性、妊娠・出産等に関する講演会を実施
ライフデザイン支援事業	若者が出産や子育ての具体的なイメージを持つための支援や、県や民間事業者と連携した婚活支援を実施

② 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

- 企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や所定外労働の縮減など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組みを支援します。
- 企業における働きやすい職場づくりや女性活躍の取組みを見える化します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを推進するための取組みを支援します。
- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた女性を対象に、就職活動にあたっての不安を解消するワークや就職活動に役立つ知識を学ぶ講座を実施するなど、再就職の支援を行います。
- 男女ともに子育てを行う意識を高めるため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取組みを行います。
- 学校教育において、男女平等教育を推進するため、副読本の活用促進などの取組みを行います。

<主な関連事業>

名称	概要
市民や企業と共働した子育て支援(再掲)	毎月1日から7日を“「い〜な」ふくおか・子ども週間”と定め、企業(職場)や地域、家庭などで子どもたちのためにできることに取り組むよう普及・啓発に取り組むとともに、企業等の先進的な取組事例を市ホームページ等で発信
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業及びふくおか「働き方改革」推進企業認定事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの優遇制度を実施

名称	概要
女性活躍推進事業	働きやすい職場づくりに向けた企業への啓発や女性・男性特有の健康課題等と仕事の両立支援、女性の再就職や働く女性のキャリア形成支援講座等を実施
子育てに関する講座(子どもプラザ)	乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ自由に遊ぶことができる子どもプラザにおいて、子育てに関する講座等を実施
学校における男女平等教育	次代を担う子どもたちが性別に捉われず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、小・中学生向け男女平等教育副読本の活用や中学生向け出前セミナーを実施

③ 子育てを支援するまちづくり

- 子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現をめざし、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組みを進めます。
- 地域全体で子育て家庭を支える意識を醸成するため、授乳やオムツ交換専用のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、親子が外出しやすい環境づくりを進めます。
- 良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の住替えにかかる費用の助成や、市営住宅への入居支援など、子育て世帯の居住を支援します。また、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住宅確保に向け、住宅セーフティネット法第8条の登録住宅の供給促進に向けた取組みを進めます。
- 保育料の負担軽減や学校給食費の無償化、高校生世代までの子どもの医療費助成、児童手当の支給など、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
ベンチプロジェクト	誰もが気軽に外出しやすい環境づくりのため、官民が協力し、バス停付近や地域が要望する道路沿い等にベンチの設置を推進
バス利用環境の改善	バス利用環境の改善を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋及びベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、バス事業者などと連携しながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進
道路のバリアフリー化の推進	妊婦やベビーカー利用者、子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安全で快適に移動できるよう、道路のバリアフリー化を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、市ホームページ等で情報提供を実施



名称	概要
市営住宅における子育て世帯やひとり親家庭の優先入居	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
新婚・子育て世帯などが安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生み育てることができるよう、広い間取りの住戸の供給を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進
子育て世帯住替え助成事業	子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住替えにかかる初期費用の一部を助成(三世帯同居・近居、多子世帯には、それぞれ助成上限額を引上げ)
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	子育て世帯、高齢者、障がい者等、住宅の確保に特に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進
妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定及び妊娠している子どもの人数の届出に基づき経済的支援を実施
第2子以降の保育料無償化	多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育所(認可外含む)や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化
学校給食費の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和7年度2学期から市立小・中・特別支援学校の給食費を無償化
子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもたちが安心して医療機関を受診できるよう医療費を助成(高校生世代までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。所得制限なし。)
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、高校生年代までの子どもを養育する者に手当を支給(所得制限なし)
第3子優遇事業	子育てにかかる経済的負担を軽減するため、第3子以降の児童を対象に、小学校就学前の3年間、保育所等の副食費の助成等を実施

④ 子どもの安全を守る取組み

- 子どもの交通事故を防止するため、世代に応じた交通安全教育を行うとともに、自転車乗車中のヘルメット着用の周知徹底に取り組みます。
- 保育所等における児童の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。
- 1歳未満の子どもの保護者等を対象とした応急手当講習会を実施するとともに、幼稚園・保育所の園児を対象とした出前講習等を実施します。
- 保育所等や小・中学校、障がい児通所支援事業所等において、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、日常的な安全管理に取り組みます。
- 「こども性暴力防止法」に基づき、教育、保育等を提供する場における性被害の防止等に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
各種交通安全教育	子どもの交通安全教育の徹底及び交通安全の確保を図るため、交通安全運動や出前講座などの広報・啓発を実施
小学校周辺の歩車分離	誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に向け、歩道整備や路側のカラー化などを推進
子どもの安全対策 (通学路の安全確保)	登下校時の安全確保及び防犯意識の向上を図るため、小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配布するとともにスクールガード(学校安全ボランティア)や、地域の団体などとの連携による通学路の見守り、危険個所の点検など、地域ぐるみで学校の安全を守る取組みを促進
犯罪のない安全で住みよいまちづくり 推進事業	犯罪のない安全で住みよいまちづくりを実現するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に基づき、地域団体、事業者、関係機関など、社会全体で犯罪が発生しにくい環境づくりを推進するとともにIoT ⁴ を活用した子どもの見守りを実施
防犯出前講座	PTAなどの地域委員、放課後児童クラブなどに対し防犯出前講座を開催
小・中学校での救命講習	教職員が応急手当普及員資格を取得し、教職員による児童生徒への救命教育を実施
新米パパ・ママ応急手当講習会	出産予定者や1歳未満の子どもの保護者等を対象とした応急手当講習会を実施
幼稚園・保育所での出前講習	幼稚園・保育所の園児に対して、地震・火災・その他の災害時の避難訓練を実施

⁴ IoT 様々なモノが通信機能を持ち、インターネットを介して相互に通信することにより、遠隔計測、自動制御などが行われること。



成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもと子育て家庭が社会に見守られ、安心して出産・子育てできると感じる市民の割合	63.5% (R6年度)	70%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	71.2% (R6年度)	82%
男女の固定的な役割分担意識の解消度	77.1% (R6年度)	85%

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
結婚や妊娠、出産などのライフプランについて考える機会の提供回数	3回 (R5年度)	80回
「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」の登録企業数	362社 (R5年度)	482社
生活関連経路のバリアフリー化率	94.5% (R5年度)	99% (R7年度) ※次期/バリアフリー 基本計画の策定に 合わせて再設定予定
小学校周辺の歩車分離率	80.0% (R5年度)	91.0%





目標 主に妊娠前～乳幼児期

2 安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

第5次計画における主な取組み

- プレコンセプションケアセンター(旧:不妊・不育専門相談センター)における相談支援や妊娠・出産に関するセミナーなどの開催、不育症の検査・治療費の助成を行いました。また、30歳を迎える女性を対象に、健康や将来の生活について考えるきっかけづくりとして、医療機関でのAMH検査⁵費用などを助成するプレコンセプションケア⁶推進事業を実施しました。
- 妊婦健診費用を助成し、多胎妊婦への助成回数を増やすなど充実を図ったほか、産後うつ⁷の予防などのため、産婦健康診査費用の助成を開始しました。また、乳幼児健診を実施し、問診票のデジタル化に取り組むとともに、3歳児健診に弱視等の屈折異常を早期発見するための屈折検査機器を導入しました。
- 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目なく支援するため、各種健診に加え、助産師などによる乳児家庭全戸訪問を実施するとともに、民生委員・児童委員が乳児がいる家庭を訪問する子育て安心サポート事業を開始しました。
- 産前・産後サポート事業の利用者負担を大幅に軽減するとともに、多子世帯や多胎児世帯への支援の充実を図りました。また、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつなどの育児用品を届けるおむつと安心定期便を開始しました。

現状と課題

- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、ほしいと思う子どもの数より実際に予定する数を少なく回答する保護者が多く、その理由として子育てにかかる様々な負担以外に、年齢的な理由を挙げる声が多くなっています。
- プレコンセプションケア推進事業におけるAMH検査クーポンの利用率は、徐々に上昇していますが、不妊に悩む人などから、もっと早い段階で妊娠や出産についての正しい知識を得たかったという声があり、男女ともに早期から自身の健康に関心が持てるようプレコンセプションケアの更なる普及・啓発を図る必要があります。
- 共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化などに伴い、子育てにかかる支援ニーズが増加・多様化しています。特に、産後ケアについては、支援内容の充実により利用が増加しており、更なる受け皿の確保が求められています。
- 全国的に出生数が減少する中、低出生体重児は増加傾向にあり、妊産婦や乳幼児に対する健診や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が一層求められています。

施策の方向性

- 妊娠・出産・子育てについて早い段階から考えるきっかけづくりとして、プレコンセプションケアの推進を図るとともに、子どもを望む人が希望を叶えられるよう、不妊や不育に関する支援に取り組みます。また、心身のケアや育児サポートなど産前・産後の支援を行うとともに、親子の健康づくりなどに取り組みます。

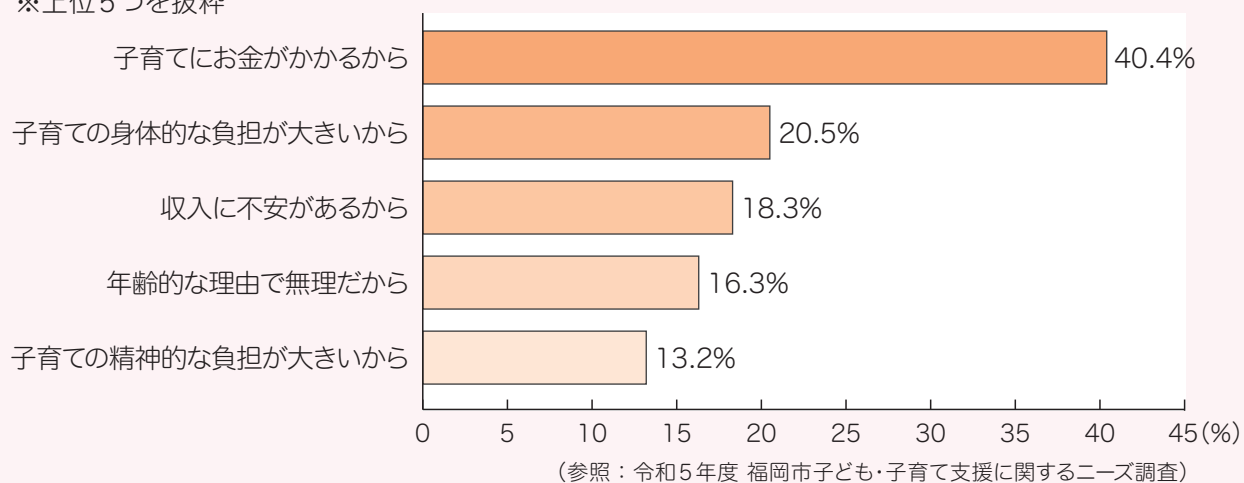
⁵ AMH検査 卵巣内の卵子数の目安を調べるための検査(血液検査)。

⁶ プレコンセプションケア 妊娠(コンセプション)の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること。

関連データ等

理想より実際の子どもの人数が少ない理由（乳幼児保護者、2つまで選択可）

※上位5つを抜粋



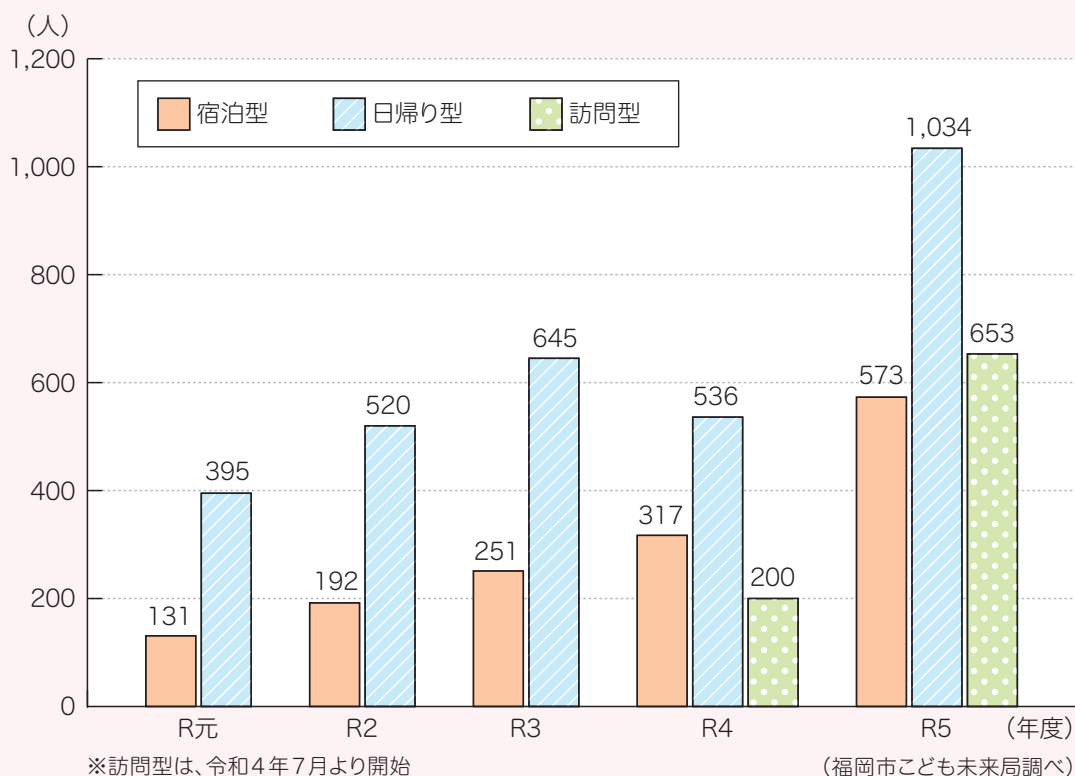
平均初産年齢の推移

(単位：歳)

	H22年	H27年	R2年	R3年	R4年	R5年
福岡市	30.3	30.9	31.1	31.2	31.2	31.3
全国	29.9	30.7	30.7	30.9	30.9	31.0

(参照：厚生労働省「人口動態調査」)

産後ケア事業の利用者数の推移(実利用人数)



主な取り組み

① プレコンセプションケアの推進

- 30歳を迎える女性のAMH検査費用などを助成するとともに、学校や企業へ医師・助産師などの専門職を派遣し、プレコンセプションケアに関する講演会を行うなど、男女ともに早い段階から妊娠・出産・育児について正しい知識を持ち、自身の健康やライフプランについて考える機会を提供します。

<主な関連事業>

名称	概要
プレコンセプションケア推進事業	30歳を迎える女性を対象に、医療機関でAMH検査及び医師による結果説明、健康づくりに関するアドバイスを受ける費用を助成
プレコンセプションケアに関する情報発信事業	小・中学校等に助産師等の専門職を派遣し、健康や性、妊娠・出産等に関する講演会を実施

② 不妊・不育に対する支援

- 不妊や不育に悩む方やその家族などに対して、プレコンセプションケアセンターで、専門のカウンセラーが相談に応じ、それぞれの状況に応じた助言などを行うとともに、不育症の検査費及び治療費を助成するなど、子どもを持ちたいと思う人がその希望を叶えられるようサポートします。

<主な関連事業>

名称	概要
プレコンセプションケアセンター	不妊カウンセラーや医師が不妊・不育に関する専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及・啓発を実施
不育症検査費・治療費助成事業	妊娠しても流産・死産を繰り返す「不育症」について、検査費及び治療費への助成を実施することにより、不育症のリスク因子を知って不安解消につなげるとともに、リスク因子に応じた治療を行い、出産に至るよう支援を実施

③ 産前・産後の支援

- 母子健康手帳交付時に、助産師などの専門職がすべての妊婦と面談を行い、出産や子育てに関する不安や悩みを聴き、助言などを行うとともに、妊娠期から支援が必要な方について、産科医療機関などと連携した支援を行います。
- 産婦の心身のケアや育児のサポートを行うとともに、助産師などが生後3か月ごろまでにすべての家庭を訪問し、親子の健康状態を把握しながら子育ての相談に応じるなど、育児不安が高まりやすい産後早期の支援の充実に取り組みます。
- 家庭訪問や各種健診、おむつと安心定期便などにより、子育て世帯の不安や悩みを早期に発見し、医療機関や民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図りながら必要な支援につなぐなど、子育て世帯の孤立化を防ぎ、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

＜主な関連事業＞

名称	概要
妊婦等包括相談支援事業	妊婦とその配偶者等に対して面談等を行い、必要な情報を提供するとともに相談に応じるほか、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施
妊婦のための支援給付(施策2再掲)	妊婦であることの認定及び妊娠している子どもの人数の届出に基づき経済的支援を実施
こども家庭センター(施策5再掲)	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、助産師や校区担当保健師などによる訪問指導を実施
母子巡回健康相談	母親の妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民に身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や親子歯科保健教室などの健康教育を実施
産後ケア事業	1歳未満の乳児と母を対象に、医療機関等が実施する施設(病院、助産所、ホテル等)への宿泊もしくは日帰り、または自宅等への訪問にて、助産師によるカウンセリング等を実施
産前・産後ヘルパー派遣事業	育児不安や負担を抱える妊娠中から出産後1年未満の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児を援助することに加え、多胎児家庭には外出支援を実施
おむつと安心定期便	子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつ等を届ける
子育て安心サポート事業(施策5再掲)	民生委員・児童委員が乳児のいる家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施

④ 健康づくりと小児医療の推進

- 妊婦健康診査の費用を助成し、妊婦と胎児の健康管理の充実・向上を図るとともに、疾病などの早期発見や予防などに取り組みます。
- 出産後に母体の身体的機能の回復状況や授乳の状況確認、母親のメンタルケアなどを行う産婦健康診査を実施します。
- 乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて保健指導や関係機関への紹介などを行います。また、生まれつきの難聴を早期に発見し、早期療育につなげるため、すべての乳児を対象に、新生児聴覚検査の初回検査費用を助成します。



- 感染症の予防や拡大防止等のため、予防接種の有効性・安全性、副反応等についての周知に努めながら、予防接種法に基づく定期予防接種を推進します。
- 保育所や幼稚園において、園児への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を図ります。
- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期にあたるため、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」に取り組みます。
- 未熟児や小児慢性特定疾病児童などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実に取り組みます。
- 福岡市立こども病院において、高度小児専門医療、小児救急医療、周産期医療を提供します。
- 子どもの救急医療に関する広報・啓発を積極的に行うとともに、急患診療センターで診療に従事する小児科医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関で健康診査や保健指導を実施
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯と口の健康及び子どもの健やかな成長のため、妊婦を対象とした歯科健診を委託歯科医療機関で実施
乳幼児健康診査	出生後から就学前まで切れ目のない健康診査(1か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児)を実施するほか、母子健康手帳アプリを活用し、乳幼児の健康管理の向上を図る
新生児聴覚検査事業	先天性難聴を早期に発見し、早期療育につなげるため、すべての新生児を対象に新生児聴覚検査費用を助成
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する園児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所及び幼稚園で歯科健康診査を実施
産婦健康診査	産後間もない母親に対する健康診査を実施し、関係機関と連携して母子への早期支援を実施

名称	概要
母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状態、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、保健師等による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は子ども家庭支援員による支援を実施
保育所・幼稚園などでの食育の推進	保育所保育指針に基づき、保育所の特性を生かした食育が推進されるよう、給食献立の提供や実地監査等を通じた支援を実施
食育推進(施策6再掲)	「福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区、関係団体等との連携により全市的な食育の推進及び普及・啓発を図る
未熟児養育医療	身体の発達が未熟(2,000g以下)な状態で生まれ、治療を要する乳児に対し、医療費を助成
小児慢性特定疾病児童に対する支援(医療費助成・自立支援事業)	18歳未満の児童が、特定の慢性の病気にかかった場合、自己負担分の医療費の一部を助成するとともに、福岡市難病相談支援センターにおいて相談支援や情報提供を実施



成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
4か月児健診時アンケート調査		
育児に心配があると答えた保護者の割合	13.6% (R5年度)	減少
育児は疲れると答えた保護者の割合	22.0% (R5年度)	減少
育児は楽しいと答えた保護者の割合	94.8% (R5年度)	増加

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
プレコンセプションケア推進事業の利用率	19.6% (R5年度)	25%
プレコンセプションケアセンターの相談件数	775件 (R5年度)	800件
おむつと安心定期便の登録率	93.9% (R5年度)	96%
おむつと安心定期便のスタンプ取得率	72.0% (R5年度)	86%
産婦健康診査の受診率	90.4% (R5年度)	98%
乳幼児健康診査の受診率	97.7% (R5年度)	98%

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	見込み	対象者数 (人)	12,458 (R5年度)	13,500	13,700	14,000	14,200	14,400
	確保方策	実施体制	市内の委託医療機関で実施					
妊婦等包括相談 支援事業 (妊婦等包括相談支援事業)	見込み	面談実施回数(回)	—	54,000	54,800	56,000	56,800	57,600
	確保方策	面談実施回数(回) (こども家庭センター)	—	54,000	54,800	56,000	56,800	57,600
母子保健訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数 (人)	12,005 (R5年度)	12,400	12,500	12,800	13,000	13,200
	確保方策	実施体制	各区こども家庭センターの助産師等の専門職により実施					
産前・産後ヘルパー 派遣事業 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用 回数(回)	8,044 (R5年度)	14,400	15,000	15,800	16,500	17,200
	確保方策	延べ利用 回数(回)	8,044 (R5年度)	14,500	15,100	15,900	16,600	17,300
産後ケア事業 (産後ケア事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	6,043 (R5年度)	14,100	17,500	21,200	26,300	28,900
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	6,043 (R5年度)	15,000	17,800	21,700	26,800	29,900

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



目標 主に妊娠前～乳幼児期

2 安心して生み育てられる環境づくり

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

第5次計画における主な取組み

- 保育所の整備などにより保育の受け皿を確保し、2年連続で待機児童ゼロ(2023(令和5)年・2024(令和6)年の各4月時点)を達成しました。
- 保育士に対する奨学金の返済支援や家賃助成を実施し、保育所等における人材の確保を支援するとともに、保育支援者の配置やICT化にかかる費用の助成を行い、児童の安全確保や保育士の負担軽減に取り組みました。
- 延長保育や休日・夜間の保育、一時預かり、病児・病後児デイケアを実施したほか、保育所等で障がいのある児童や医療的ケア児の受入れを行うなど、多様な保育ニーズに対応しました。
- 集団生活により子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消を図るため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を定期的に利用できる「こども誰でも通園制度」について、利用時間を国の基準より大幅に拡充した「福岡市型」として試行実施しました。

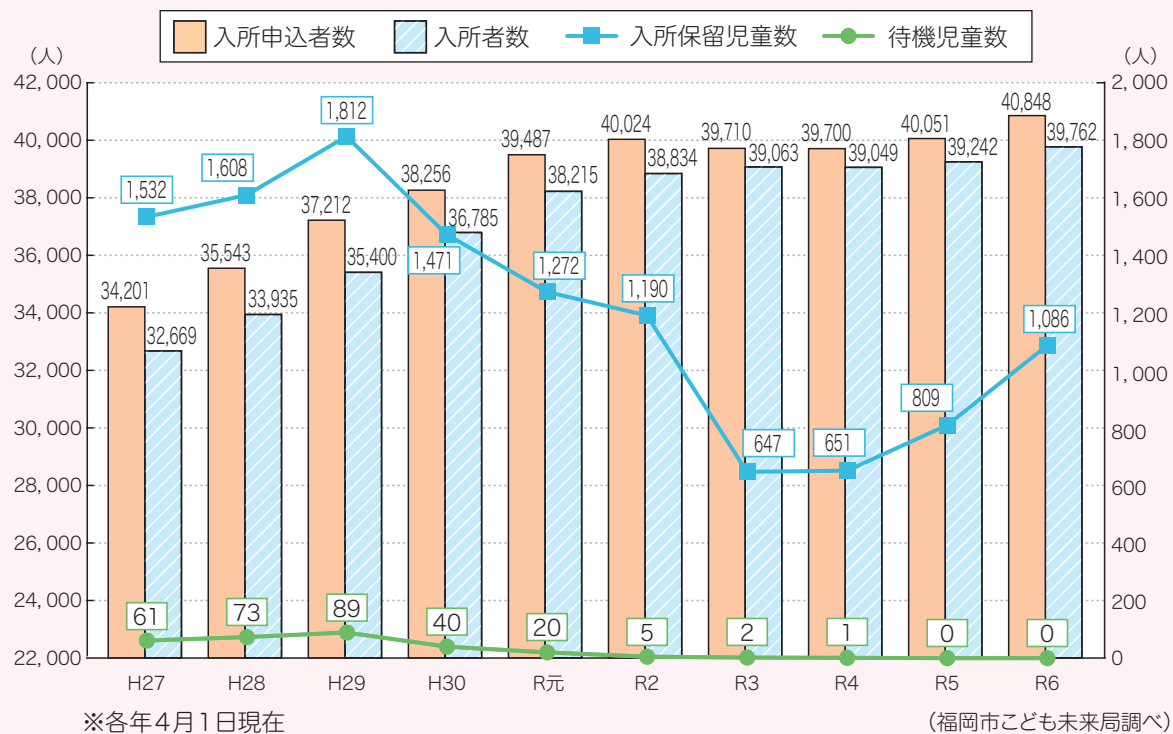
現状と課題

- 少子化が進行する中、共働き世帯の増加などにより、保育所等への入所申込数は増加傾向にあります。また、保育需要の地域的な偏りが生じており、入所保留児童が生じている一方で、定員に対して空きのある施設もあります。
- 発達障がい児の増加などにより、保育所等を利用する障がい児が増加し続けています。また、延長保育や休日・夜間保育の利用児童数はコロナ下で減少しましたが、ライフスタイルの多様化などにより再び増加傾向にあります。
- 病児・病後児デイケアについては、2023(令和5)年度から県下一律に利用料が無償化された影響などにより利用が増加し、時期によっては利用しづらい施設も生じていることから、受け皿の確保が求められています。
- 様々な保育ニーズの増加・多様化への対応に加え、国において保育士配置基準の改善が進められていることもあり、全国的に保育人材が不足しており、保育人材の確保に向けた更なる取組みが求められています。
- 保育所等における不適切保育や他都市では保育士による虐待などの事案も生じる中、教育・保育の質の向上が一層求められています。

施策の方向性

- 保護者のニーズに応じた支援を実施するため、教育・保育の提供や質の向上、多様な保育サービスの充実に取り組みます。また、関係機関とも連携を図りながら、それらを支える人材の確保に取り組みます。

● 保育需要の推移



● 病児・病後児デイケア事業の利用者数の推移 (延べ人数)

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
29,634	11,686	19,805	21,740	36,866

(福岡市こども未来局調べ)

● 特別支援保育事業の対象児童数

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
672	797	949	1,056	1,218

(福岡市こども未来局調べ)



主な取り組み

① 教育・保育の提供と質の向上

- 保護者の教育・保育ニーズに的確に対応するため、福岡市こども・子育て審議会「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保するとともに、企業主導型保育事業や幼稚園における3歳未満児受入れの促進など多様な手法により、保育の受け皿を確保します。
- 保育所等の利用申込みを行ったものの、選考の結果、希望する施設すべてに入所ができなかった家庭に対しては、各区子育て支援課が周辺の空きのある施設の提案や斡旋を行うなど、きめ細かな調整を行います。
- 保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所などにおいて、子どもが生涯にわたり生きる力の基礎を育むため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。また、保育中の事故防止対策や、性被害防止対策を推進します。
- 認可外保育施設については、保育の内容の充実や子どもの健康、安全の確保に取り組みます。
- 教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、保育現場のニーズを踏まえた効果的な研修の実施などに取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。
- 教育・保育の質の向上や人材の確保に向けて、業務改善や職員の負担軽減に積極的に取り組んでいる施設の好事例を市内他施設と共有し、職員が長く働ける職場環境づくりを推進します。

<主な関連事業>

名称	概要
保育提供体制の整備	地域の保育需要に応じ、既存保育所の増改築などにより、保育の受け皿を確保
幼稚園3歳未満児受入れ促進事業	幼稚園において3歳未満児の保育を実施することにより、保育の受け皿を確保
保育所等における安全対策事業	保育所等に対し、保育中の事故防止対策の推進を目的に、睡眠中の事故防止及び園外活動中の見守りなど子どもの安全対策に資する機器導入費用を助成
保育所等の設備等導入支援事業 (性被害防止)	パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策にかかる費用を助成
保育所職員等研修事業	保育の質の向上を図るため、保育に必要な専門的知識や技術を取得できるよう、新人や中堅、ベテランに区分した保育士研修、園長研修等を実施

② 多様なニーズへの対応

- 延長保育、休日・夜間の保育、病児・病後児デイケア、一時預かり、子どもショートステイ、ベビーシッター派遣など、多様な保育サービスについて、保護者のニーズに柔軟に対応できるよう、受け皿の確保などに取り組みます。
- 集団生活における子どもの成長を促進し、すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を実施するため、「こども誰でも通園制度」の充実に取り組みます。
- 育児不安や育児疲れなどによる養育困難の深刻化を防ぐため、子どもショートステイについて、里親等による支援の拡充などにより、ニーズに応じた利用枠の確保を進めるとともに、里親支援センターによるマッチングなどに取り組みます。(施策10再掲)
- 医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対する保育サービスの提供体制の充実を図るなど、特別支援保育を推進します。

<主な関連事業>

名称	概要
延長保育(時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化に伴い、通常の利用時間を超えて保育が必要な場合の保育ニーズに対応
休日や夜間の保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育ニーズに対応
病児・病後児デイケア事業	子どもが病気やその回復期にあつて、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施
一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、乳幼児を一時的に預かることで、保護者の子育てに関する不安感・負担感の軽減を図る
幼稚園の預かり保育	幼稚園において、在園児を対象に、通常の教育時間を延長して預かり保育を実施
子どもショートステイ(施策10再掲)	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施
ベビーシッター派遣事業	生後8週間経過後で、一時的に乳児の保育を必要とする場合に、ベビーシッター派遣費用の一部を助成
「福岡市型」こども誰でも通園制度	保護者の就労要件等に関わらず、生後6か月から2歳児を対象に、保育施設等での定期的な預かりを実施
特別支援保育	保育施設において、障がいや医療的ケアなど特別な支援を必要とする子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するため、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修等を実施
医療的ケア児保育	全公立保育所で医療的ケア児を受け入れる体制を整えるとともに、民間保育所等での受入れにかかる看護師雇用費を助成



③ 保育人材の確保

- 保育士を安定的に確保するため、就職のあっせんや就職支援研修会などを実施するほか、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士⁷の就職支援などに取り組みます。また、指定保育士養成施設に通学する学生への就職支援・相談会などを実施します。
- 安定的な人材確保に加え、保育士の就労継続を支援するため、就労の悩みなどに対応する相談窓口の開設や臨床心理士等による巡回支援を実施するとともに、就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援などに取り組みます。また、保育補助者や保育支援者の配置費用の助成などに加え、保育所等におけるICT化の推進や働き方改革の支援を通じて、保育士の負担軽減を図ります。

<主な関連事業>

名称	概要
保育士就職支援事業	保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援・相談会などを実施
保育士の人材確保事業	保育所の勤務環境の改善を図るとともに、潜在保育士の掘り起しにより、保育士の人材確保を強化
保育士就労継続支援事業	保育士の就労継続を支援するため、専門職による相談窓口を設置し、現役保育士の就労関係等の悩みに対応するとともに、臨床心理士等による巡回支援を実施するほか、研修を通じて、各施設における働き方改革の取組みを支援
保育士奨学金返済支援事業補助金	就職促進及び離職防止を図るため、市内保育所に勤務する正規保育士のうち、奨学金を返済する保育士に対して、返済額の一部を助成
保育士家賃助成事業補助金	就職促進及び離職防止を図るため、市内保育所に勤務する正規保育士に対して、家賃を助成
私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園に対し、運営費等の助成を行うとともに、保育所並みの預かり保育等を実施する園に対し、家賃助成、奨学金返済の支援を実施
保育補助者雇用費助成事業	保育士の負担軽減と潜在保育士の職場復帰の促進を図るため、保育所等に対し、保育補助者の雇用費を助成
保育体制強化事業	保育所等に児童の園外活動時の見守りや保育補助等を行う保育支援者の配置費用を助成し、児童の安全確保と保育士の負担軽減を図る
子育て支援員等研修事業	地域型保育事業等の従事者として必要な知識等を修得し、子育て支援員として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等で働く人材を確保
保育所等におけるICT化推進等事業	保育士の業務負担の軽減や保育人材の確保を図るため、保育所等に対し、保育業務のICT化推進のための費用を助成

⁷ 潜在保育士 保育士資格を有する未就業者のこと。

成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
待機児童数	0人 (R6年度当初)	0人
福岡市における保育士の平均勤続年数	6.5年 (R5年度)	上昇

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
保育士等の研修の参加者数	5,290人 (R5年度)	6,000人
保育士・保育所支援センターの求職票登録人数に対する就職成立割合	29.50% (R5年度)	35%

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
延長保育 (時間外保育事業)	見込み	利用者数 (人)	7,678 (R5年度)	11,910	11,810	11,780	11,810	11,960
	確保方策	利用者数 (人)	7,678 (R5年度)	11,910	11,810	11,780	11,810	11,960
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(幼稚園型))	見込み	延べ利用者数 (人日)	549,069 (R5年度)	674,000	664,000	653,000	654,000	667,000
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	549,069 (R5年度)	674,000	664,000	653,000	654,000	667,000
一時預かり事業 (一時預かり事業(幼稚園型 を除く))	見込み	延べ利用者数 (人日)	27,982 (R5年度)	29,300	29,100	29,000	29,100	29,400
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	37,600 (R5年度)	29,400	29,400	29,400	29,400	29,400
病児・病後児デイケア 事業 (病児保育事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	36,866 (R5年度)	38,800	40,000	41,000	42,000	43,000
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	36,866 (R5年度)	41,000	41,000	41,000	43,000	43,000
		実施施設数 (か所)	21 (R6年度)	23	23	23	24	24
		委託機関併設型施設数						
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	－	50,570	52,130	53,170	55,250	57,330
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	－	52,130	53,690	54,730	56,290	57,330

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



教育・保育の量の見込みと確保方策

全市

	現状値(R6年度)				R7年度				R8年度			
	学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
年齢	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
見込み (必要利用 定員総数(人))	13,502	42,032			13,404	42,607			12,644	42,865		
		23,055	16,211	2,766		22,917	16,088	3,602		22,595	16,627	3,643
確保方策(人)	13,502	23,607	15,648	4,718	13,404	23,627	16,304	4,718	12,644	23,627	16,816	4,718

提供区域別

提供区	区分	現状値(R6年度)				R7年度				R8年度			
		学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
東区	見込み	2,762	5,312	3,623	608	2,741	5,280	3,594	791	2,586	5,206	3,713	800
	確保方策	2,762	5,421	3,414	1,022	2,741	5,421	3,594	1,022	2,586	5,421	3,713	1,022
博多区	見込み	1,371	3,533	2,532	472	1,361	3,511	2,512	614	1,283	3,462	2,599	621
	確保方策	1,371	3,491	2,456	780	1,361	3,511	2,547	780	1,283	3,511	2,628	780
中央区	見込み	1,594	2,247	1,739	294	1,582	2,233	1,725	382	1,492	2,202	1,784	387
	確保方策	1,594	2,295	1,691	558	1,582	2,295	1,758	558	1,492	2,295	1,813	558
南区	見込み	2,445	3,588	2,618	463	2,427	3,566	2,598	602	2,289	3,516	2,686	609
	確保方策	2,445	3,654	2,463	736	2,427	3,654	2,630	736	2,289	3,654	2,712	736
城南区	見込み	1,348	1,692	1,188	182	1,338	1,681	1,178	237	1,262	1,658	1,217	239
	確保方策	1,348	1,755	1,131	327	1,338	1,755	1,180	327	1,262	1,755	1,217	327
早良区	見込み	2,312	3,135	2,181	385	2,295	3,116	2,163	501	2,165	3,072	2,234	507
	確保方策	2,312	3,147	2,217	636	2,295	3,147	2,241	636	2,165	3,147	2,307	636
西区	見込み	1,670	3,548	2,330	362	1,660	3,530	2,318	475	1,567	3,479	2,394	480
	確保方策	1,670	3,844	2,276	659	1,660	3,844	2,354	659	1,567	3,844	2,426	659

※行政区を「提供区域」として設定する。

※事業の実施は、毎年度の予算編成で地域の実績も踏まえ検討のうえ、議会の議決を経て決定する。

	R9年度				R10年度				R11年度			
	学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
年齢	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
見込み (必要利用 定員総数(人))	11,901	43,345			11,457	44,047			11,293	45,261		
		22,255	17,376	3,714		22,340	17,922	3,785		22,861	18,565	3,835
確保方策(人)	11,901	23,627	17,383	4,718	11,457	23,627	17,922	4,718	11,293	23,627	18,565	4,718

提供区	区分	R9年度				R10年度				R11年度			
		学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
		3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
東区	見込み	2,434	5,127	3,881	816	2,343	5,147	4,003	831	2,310	5,267	4,147	842
	確保方策	2,434	5,421	3,881	1,022	2,343	5,421	4,003	1,022	2,310	5,421	4,147	1,022
博多区	見込み	1,208	3,410	2,715	633	1,163	3,423	2,801	645	1,146	3,503	2,901	654
	確保方策	1,208	3,511	2,715	780	1,163	3,511	2,801	780	1,146	3,511	2,901	780
中央区	見込み	1,404	2,169	1,864	394	1,352	2,177	1,923	402	1,333	2,228	1,992	407
	確保方策	1,404	2,295	1,864	558	1,352	2,295	1,923	558	1,333	2,295	1,992	558
南区	見込み	2,155	3,463	2,806	621	2,074	3,476	2,894	633	2,044	3,557	2,998	641
	確保方策	2,155	3,654	2,806	736	2,074	3,654	2,894	736	2,044	3,654	2,998	736
城南区	見込み	1,188	1,633	1,272	244	1,143	1,639	1,312	249	1,127	1,677	1,359	252
	確保方策	1,188	1,755	1,272	327	1,143	1,755	1,312	327	1,127	1,755	1,359	327
早良区	見込み	2,037	3,026	2,335	516	1,961	3,037	2,408	526	1,933	3,108	2,495	533
	確保方策	2,037	3,147	2,342	636	1,961	3,147	2,408	636	1,933	3,147	2,495	636
西区	見込み	1,475	3,427	2,503	490	1,421	3,441	2,581	499	1,400	3,521	2,673	506
	確保方策	1,475	3,844	2,503	659	1,421	3,844	2,581	659	1,400	3,844	2,673	659



目標

主に妊娠前～乳幼児期

2

安心して生み育てられる環境づくり

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

第5次計画における主な取組み

- 各区にこども家庭センターを開設し、関係機関や専門職員が連携を図りながら、すべての妊産婦や子ども、子育て家庭からの相談に応じ、必要なサポートを行う体制を構築しました。
- 乳幼児の親子が気軽に訪れ、自由に遊ぶことができる「子どもプラザ」を市内14か所で運営し、子育て支援コンシェルジュを順次配置するなどにより、子育ての不安や悩みなどの相談に応じるとともに、様々な情報提供を行いました。また、より身近な地域で相談支援や情報提供を実施できるよう、「地域子育て相談窓口」を公立保育所や子ども食堂、子育て交流サロンなどに設置しました。
- 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員が乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や不安の軽減を図る子育て安心サポート事業を開始しました。
- こども総合相談センター（えがお館）の24時間電話相談において、子どもや子育て中の保護者の不安や悩みなどを受け付けたほか、気軽に相談できるようSNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を開始しました。
- 市の子ども関連情報を一元的に発信するホームページ「ふくおか・子ども情報」を運営するとともに、様々な情報を簡潔にまとめた冊子「ふくおか子育て情報ガイド」を妊娠届出時などに配布しました。また、SNSを活用し子どもの月齢や年齢に応じた支援情報などを配信するとともに、24時間利用できるチャットボットの運用、市政だよりなど、様々な媒体を活用した情報提供を行いました。

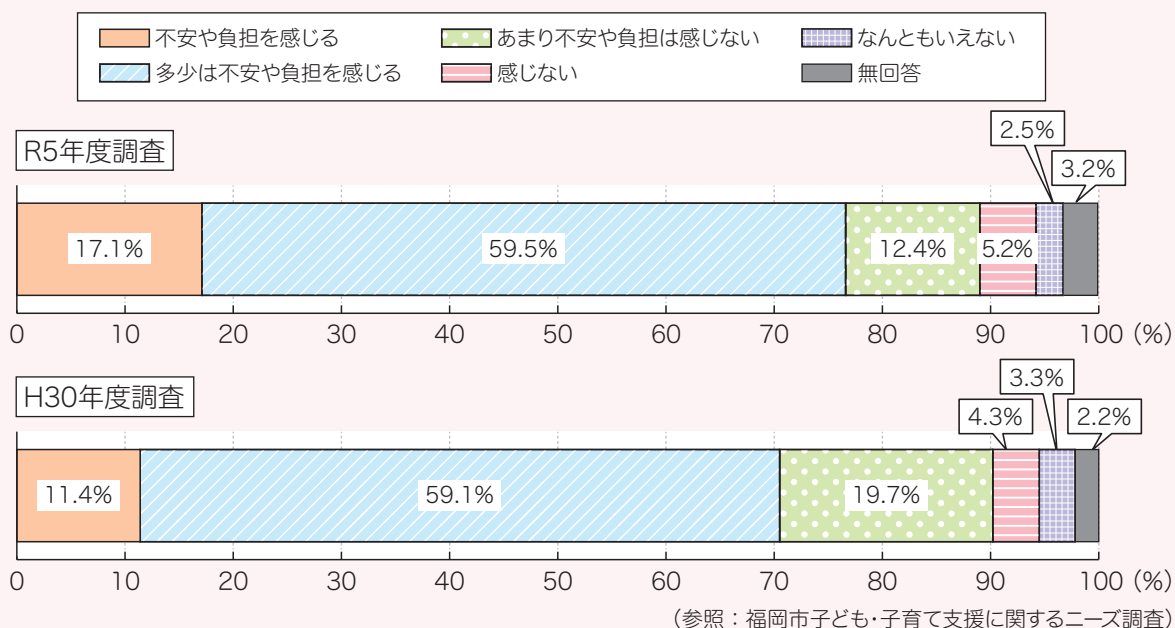
現状と課題

- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しており、その要因として、他都市からの流入人口が多い本市の都市特性や地域のつながりの希薄化のほか、コロナ下において保護者同士の交流機会が減少した影響などもあると考えられます。
- 子育ての悩みは、しつけ、食事・栄養、病気、発育・発達、教育など様々であり、身近な相談相手がいない人が増えていることや、インターネットの普及により様々な情報があふれていることに加えて、赤ちゃんに触れ合った経験がある人が減少するなど、家庭などで子育てについて学ぶ機会が減少していることも一因と考えられます。
- 保護者から、子育てに関して様々な相談窓口が開設されているものの、悩みをどこに相談すれば良いか分からない、市がどのような支援を行っているか分かりづらいという声があります。

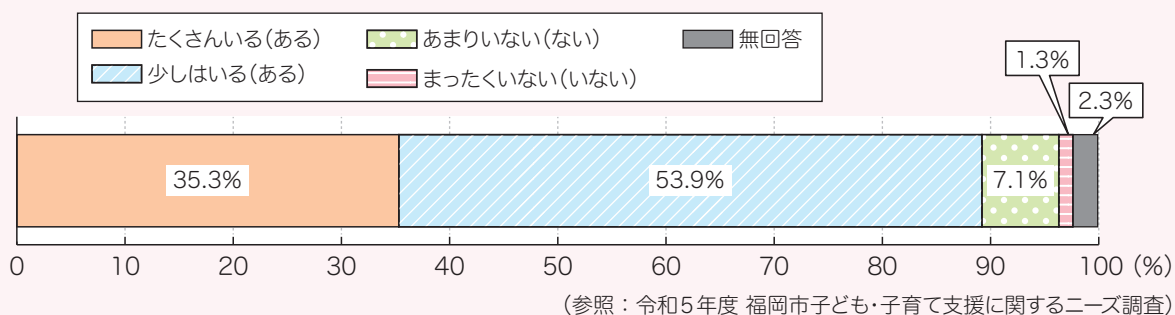
施策の方向性

- 妊婦や保護者が抱える不安や悩みの早期発見・早期解消に向けて、身近な相談窓口や交流・学びの場の充実を図るとともに、地域で子どもを育む環境づくりを進めます。また、支援を確実に届ける観点から、情報提供の充実に取り組みます。

子育てに対する不安や負担（乳幼児の保護者）

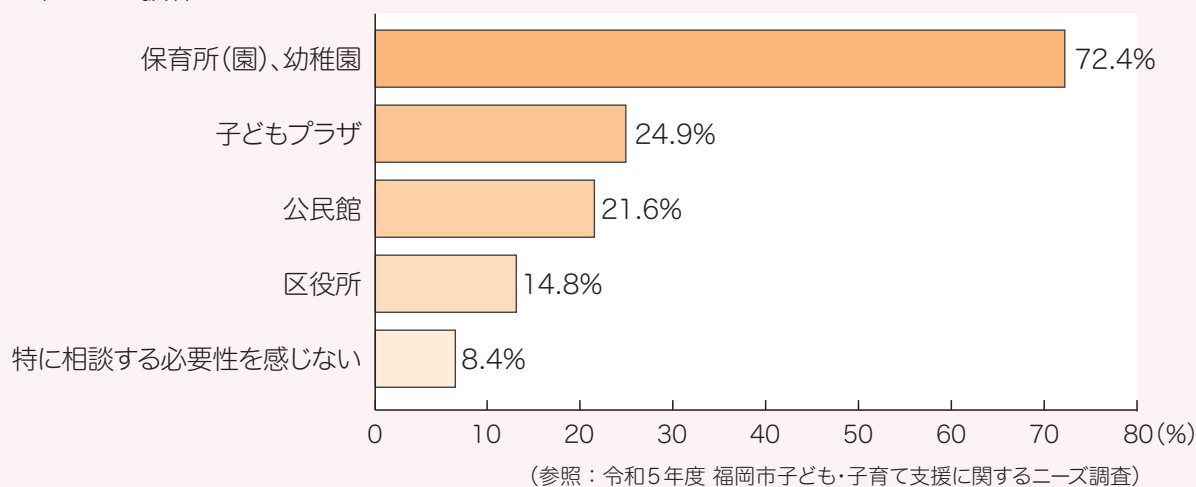


子育ての相談相手の有無（乳幼児の保護者）



子育て相談で立ち寄りやすい身近な場所（乳幼児の保護者、あてはまるものすべて選択）

※上位5つを抜粋



主な取り組み

① 身近な相談窓口や交流・学びの場の充実

- 各区こども家庭センターの運営や、子育て中の保護者が気軽に立ち寄れる場所への相談窓口の増設など、相談支援体制の充実に取り組むとともに、24時間の電話相談やSNS、GIGAスクール端末を活用した相談事業を実施します。
- 子育ての悩みを気軽に相談でき、乳幼児親子の交流の場である子どもプラザの増設を検討するとともに、子育て支援コンシェルジュによる相談支援や情報提供を行います。
- 各区保健福祉センターや子どもプラザにおいて、子育て家庭を対象とした相談事業やしつけに関する教室・講座を実施するなど、家庭の子育て力の向上に取り組みます。
- 公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な場所での遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に取り組みます。
- 妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活や基本的な生活習慣、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。また、テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健康診査や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
こども家庭センター	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
地域子育て相談窓口	子育て世帯が気軽に立ち寄れる身近な場所に相談窓口を設置・運営
24時間電話相談	子どもや保護者等からの子育てに関する様々な悩み等の電話相談に専門の相談員が24時間対応
SNS相談事業(施策10再掲)	子どもや保護者等が相談しやすいよう、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を実施
子どもプラザ事業	地域における子育て支援の拠点として、乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ自由に遊ぶことができる子どもプラザを運営
子育て支援コンシェルジュ	区役所や子どもプラザに子育て支援コンシェルジュを配置し、子育ての相談に応じるとともに、個々のニーズに合った教育・保育サービスなどの情報提供を実施
子育て教室	子どもへの関わり方で悩んでいる保護者を対象に、子どもの発達に応じた関わり方や遊び方を学べる教室を開催
区子育て支援推進事業(施策10再掲)	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流等を支援

② 地域で子どもを育む環境づくり

- 地域のボランティアによる見守りのもと、乳幼児の親子が気軽に訪れ自由に過ごせる子育て交流サロンの開設や運営を支援します。また、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- 子育て交流サロンを運営し見守る子育てサポーターの養成や、リーダー向けの研修会・交流会の開催、地域の保育所や学校、民生委員・児童委員などの情報交換を行うなど、様々な人が子どもや子育て家庭に関わり、地域社会全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員による乳児がいる家庭への訪問活動や情報提供などを行います。
- ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における子育ての相互援助活動を推進します。

＜主な関連事業＞

名称	概要
子育て交流サロン (地域子育て交流支援事業)	地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、地域の見守りのもと、公民館などを活用して、乳幼児の親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設や運営を支援
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座	子育て交流サロン・サークルのリーダーの研修会や交流会を通して、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを推進
地域ぐるみの子育てネットワークづくり	子育て交流サロン・サークルなど地域における子育て支援の活動を支援するほか、地域の保育所や小学校、民生委員・児童委員との情報交換を行い、連携を図る
子育て安心サポート事業	民生委員・児童委員が乳児のいる家庭を訪問し、地域の子育て支援情報の提供などを実施
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進

③ 情報提供の充実

- 市のホームページや冊子、SNSなど様々な媒体を活用し情報発信を行うほか、SNSを活用したプッシュ型の情報提供や、AIなど新たな技術を活用した情報提供に取り組みます。また、妊婦や乳幼児の保護者に対しては、母子健康手帳アプリを活用し、乳幼児の発達段階に応じた育児・健康に関する情報を提供します。

＜主な関連事業＞

名称	概要
子ども情報提供	ホームページやSNS、冊子などを活用し、子どもや子育てに関する様々な情報を分かりやすく市民に提供
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介



成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある乳幼児保護者の割合	89.2% (R5年度)	95%

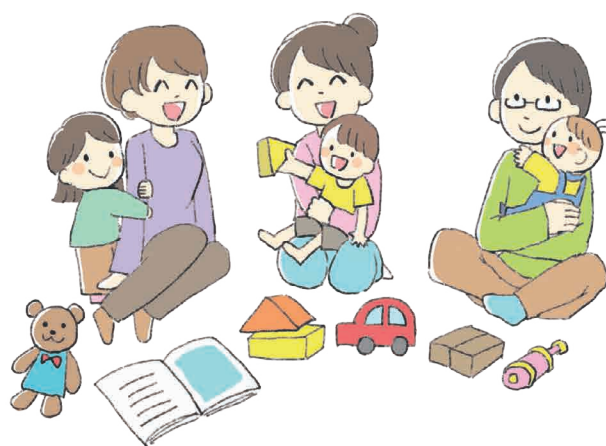
事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
市ホームページ「ふくおか子ども情報」のアクセス数	177,749pv (R5年度)	300,000pv

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
子どもプラザ (地域子育て支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人回/月)	11,846 (R5年度)	13,700	15,100	16,500	17,900	19,300
	確保方策	箇所数	14 (R6年度)	14	16	18	20	22
子育て支援 コンシェルジュ (利用者支援事業 基本型・特定型)	見込み	箇所数	14 (R6年度)	15	19	23	27	29
	確保方策	箇所数	14 (R6年度)	15	19	23	27	29
こども家庭センター (利用者支援事業)	見込み	箇所数	7 (R6年度)	7	7	7	7	7
	確保方策	箇所数	7 (R6年度)	7	7	7	7	7
地域子育て相談窓口 (利用者支援事業)	見込み	箇所数	13 (R6年度)	23	29	33	39	41
	確保方策	箇所数	13 (R6年度)	23	29	33	39	41
ファミリー・サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	13,916 (R5年度)	13,700	13,500	13,400	13,300	13,300
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	13,916 (R5年度)	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



目標

3

主に学童期～青年期

子ども・若者が自分らしく 健やかに成長できる環境づくり

施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供

第5次計画における主な取り組み

- 様々な体験や交流を通じて、子どもたちの自主性や人間性などを育むため、科学館において子どもたちが興味に応じて主体的に学習できる展示などを行ったほか、各種施設等において、文化芸術や読書、スポーツ、自然体験、動物愛護、環境問題など様々な体験機会を提供しました。また、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を支援しました。
- 小・中学生の職場見学や職場体験を実施し、勤労観や職業観を育みました。また、公民館などにおいて家庭教育に関する学習機会を提供するなど、子どもの基本的な生活習慣や基本意識、自立心などを育みました。
- 子どもたちの健やかな心身の育成を図るため、情報モラルや食育を推進するとともに、主に思春期を迎える子どもを対象として、家族のふれあいの大切さや正しい性知識、生命の尊さなどを学ぶ機会を提供しました。

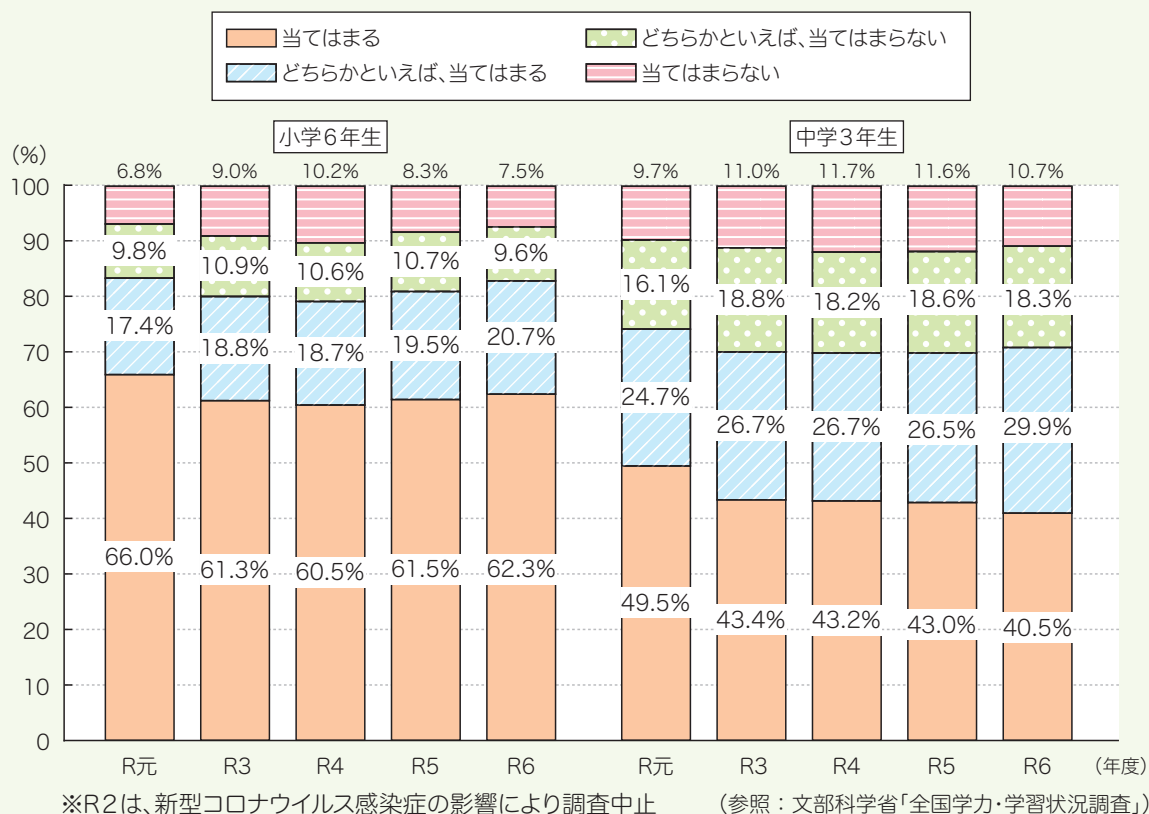
現状と課題

- 文部科学省が2024(令和6)年度に実施した調査によると、福岡市内の児童生徒で、「将来の夢や目標を持っている」について、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合は、小学生で約8割、中学生で約7割となっていますが、コロナを契機に低下しています。
- 文部科学省によると、体験活動は自尊感情や自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の上昇や物事に対する意欲の向上に効果があるとする一方で、少子化や子どもたちの生活の多様化、家庭環境の変化などにより、子どもの体験の場や機会は減少傾向にあることが指摘されています。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、約半数の子どもが地域活動やボランティア活動へ参加したいと回答していますが、その割合や実際の参加経験は減少傾向にあります。一方で、子どもたちから、様々な体験機会の充実を求める声があります。
- 市の調査によると、朝食を毎日食べていない小・中学生が増加しているなど、子どもたちの健全育成に向けた教育や啓発などが引き続き求められています。

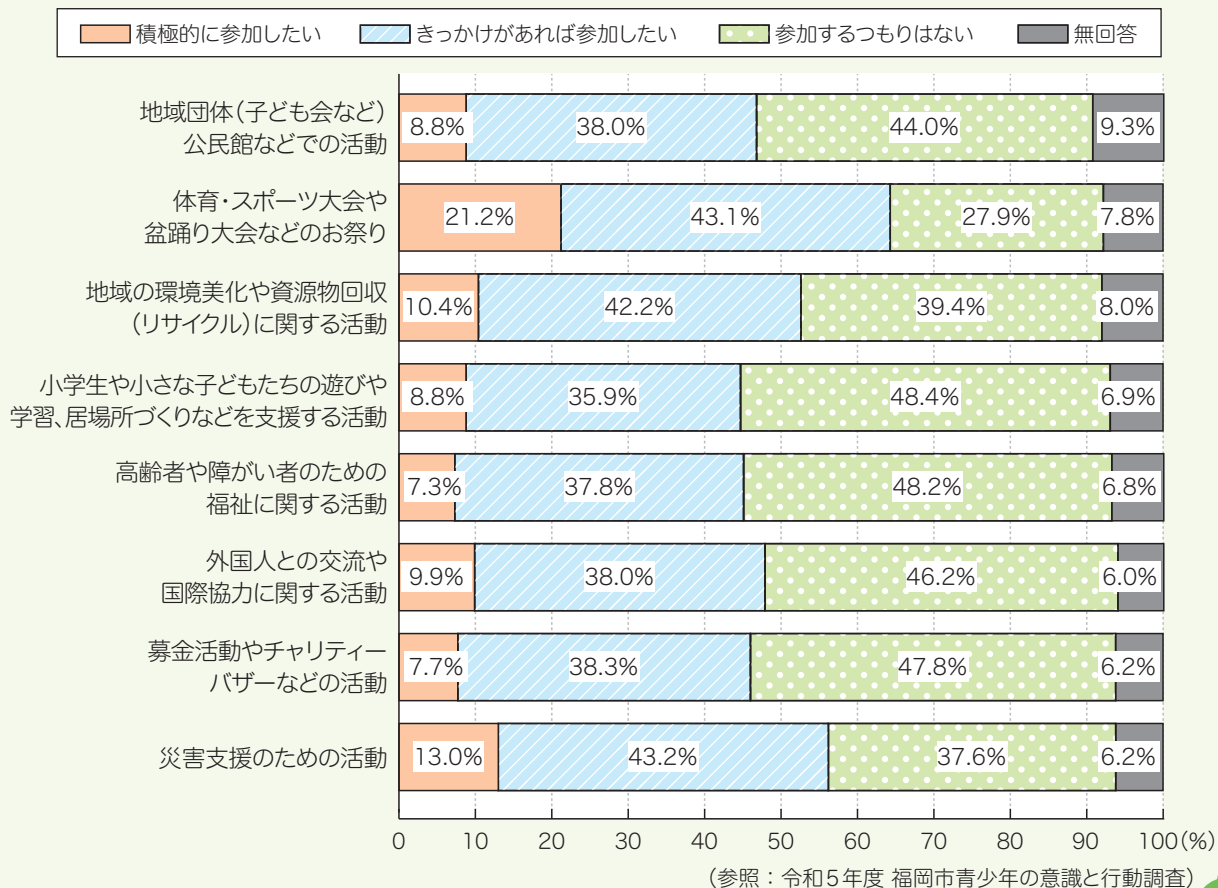
施策の方向性

- 子どもが将来に夢や希望を持ちながら、次代を担う人材として健やかに成長していけるよう、自己形成や社会的自立に向けた取り組みを促進するとともに、様々な体験機会の充実を図るほか、健やかな心身の育成に取り組みます。

● 将来の夢や目標を持っているか(小学6年生及び中学3年生)



● 地域での活動等に関する今後の参加意向(中高生等本人)



主な取り組み

① 自己形成や社会的自立に向けた取り組み

- 小学校や中学校の段階から、社会人による講話、動画教材の視聴や職場体験など、勤労観や職業観を育てる教育を推進します。
- 小・中学校において、地域や家庭と一体となって、子どもの道徳性を育む取り組みの充実を図ります。
- 思春期を迎える子どもに、学校において、家族のふれあいの大切さや、親の役割、正しい性知識や生命の尊さに関する学習機会を提供します。
- 男女共同参画の視点から、性別にとらわれないキャリア形成について考える機会を提供するため、中学校へ講師を派遣する出前セミナーを実施し、福岡市の将来を担う多様な人材を育成します。
- 公民館などにおいて、保護者などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供を通じて、子どもの基本的な生活習慣、規範意識、自立心などの育成に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
職場体験学習事業	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができるよう、職場体験や様々な世代との交流を通じて、勤労観・職業観を育成
こども職業体験	子どもたちが水道事業への理解・関心を持ち、水を大切にすることが受け継いでもらうため、水道局職員による職業体験イベントを実施
中高生の多様な職業体験機会等の創出	地場企業や大学・専門学校等と連携し、中学生・高校生が将来について考える機会を創出
アントレプレナーシップ教育 ～ふくおか立志応援プロジェクト～	児童生徒が、自分の将来に夢や希望を持ち新しいことにチャレンジしていく意欲を育成[教委/学校企画課]
若年層の起業家マインド向上事業	小・中学生、高校生を対象に、起業家マインドの向上を図るため、起業を体験する場を創出
市立高校チャレンジ事業	起業家を講師とした地域課題解決ワークショップの開催や、AI等への理解を深めるための情報リテラシー教育を実施
ものづくり体験	小・中学生、高校生を対象に、技能職者によるものづくり体験講座を実施
中学生向け出前セミナー	中学生を対象に、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めるセミナーを実施
公民館における家庭教育の機会の提供	子どもたちの基本的な生活習慣や生活能力、自制心、自立心、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを育む家庭教育学級や、育児に関する学習機会及び孤立しがちな乳幼児保護者の交流の場を提供する乳幼児ふれあい学級を実施
はたちのつどい(成人の日記念行事)	大人としての自覚を促し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます、成人の日記念事業を実施

② 様々な体験機会の充実

- 様々な分野における体験機会の提供を通じて、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、主体性や創造性、社会性などを育み、一人ひとりの可能性を広げます。
- 科学館において、子どもたちが興味に応じて自由に、自発的に学べる展示や演示、学校や地域へ出向いての体験学習など、多彩な科学体験活動を展開するとともに、市民、大学、企業などの多様な主体と連携し、魅力的な事業を展開します。
- 背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家において、自然豊かな立地環境を活かした様々なプログラムを実施します。
- 子どもたちが創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身につけることができるよう、学校などと連携を図りながら、様々な文化芸術に触れる機会を提供します。
- 子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校が連携し、読書活動への理解と関心を高める取組みを進めます。
- 子どものスポーツ活動を促進するため、体育館やプール、公民館、学校などにおいて、各種スポーツの教室や体験事業を実施します。
- 動物愛護や水道に関する出張授業、環境問題に関する体験学習など、身近な事柄を通じて社会の仕組みを学ぶ機会を提供し、多様な体験活動を推進します。
- 子ども会育成連合会などを支援するとともに、子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施のため活動経費の一部を助成するなど、地域における子どもの活動の活性化に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進します。
- 地域に居住する外国人やその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、アジア太平洋子ども会議・イン福岡の開催事業を支援するなど、子どもたちが異文化とふれあい、豊かな国際感覚を身につけられるよう、様々な国際交流の機会の提供に努めます。

<主な関連事業>

名称	概要
福岡市科学館	子どもから大人まで幅広い世代の人々が科学を楽しく体験できる施設として、展示や演示、アウトリーチなど多彩な活動を展開
ミニふくおか	子どもたち自身が仮想のまちをつくり、仕事や遊びを通してまちの仕組みを体験することにより、主体性や創造性、コミュニケーション力などを育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機とするイベントを開催
背振少年自然の家・ 海の中道青少年海の家	野外活動を通じて自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育むため、小・中学校自然教室などの受入れや、子どもまたは家族を対象としたイベントを実施



名称	概要
海っ子山っ子スクール	海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切に、自然を生かした教育活動を行っている小規模の小学校に通学することにより、豊かな人間性を育み、自然を愛する心を培う
子ども文化芸術事業の支援	子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験できる機会の創出を目的に、(公財)福岡市文化芸術振興財団が小学校などで実施する音楽・ダンス・日本伝統文化・国際文化・美術などのワークショップを支援
対話型アート鑑賞体験の推進	美術館・アジア美術館・博物館での対話型アート鑑賞体験を推進するため、小学校への貸切バス代等を助成
スクールツアー	児童生徒がより興味・関心を持って美術作品と接し、深く理解できるよう、美術館と学校が連携し、ボランティアによるコレクション展示作品の対話型鑑賞ツアーを実施
夏休みこども美術館	展覧会やワークショップ、ギャラリートーク、本などの様々な「入口」を設け、子どもたちが自らの興味で選択し、楽しみながら美術について体験できる機会を提供
ファミリーDAY	未就学児から小学生くらいまでの子どもとその保護者を対象に、美術館内各所で様々なワークショップを実施し、家族で美術を楽しみながら体験できる機会を提供することで、美術を通して家族同士の楽しみの共有や対話を促進
どこでも美術館	小・中学校に鑑賞教材(所蔵作品のレプリカや実物作品)を貸し出すほか、離島の小・中学校や特別支援学校へのアウトリーチ活動などにより、子どもたちに作品鑑賞の機会を提供
みんなのミュージアム	子どもを中心としてその保護者なども対象に、博物館での講話、展示室見学、体験学習などを通して、郷土の歴史と文化に対する理解を促進
子ども読書活動の推進	子どもと本をつなぐ環境づくりを推進するため、ポスターやホームページなどでの「共読」や「子どもと本の日」の啓発、また、絵本月間など様々な読書行事を通して、子どもの読書活動に関する理解と関心を高める活動を実施
こども図書館	あらゆる年齢層の子どもたちが、いつでも読書の楽しさに触れることができるよう、図書等の収集・提供を行い、子どもと本をつなぐ機会や情報提供の充実を図る
スポーツ体験ランド	子どもがスポーツを体験し、楽しさを感じ、継続的に実施していくきっかけづくりとして、競技スポーツをはじめ、ニュースポーツ、パラスポーツを体験できるイベントを各区で実施
夏休みプール開放事業	夏休み期間中における子どもたちの健康・体力の増進と健全育成を図るため、市民プールや民間スイミングクラブ等が無料で2回利用できる事業を実施

名称	概要
アビスパ少年少女サッカー教室	子どもの体力向上や健全育成等を図るため、アビスパ福岡のコーチを幼稚園や小学校等へ派遣する、巡回型サッカー教室を実施
アビスパ福岡心の教育プロジェクト	子どもの健全育成等を図るため、アビスパ福岡のコーチ等を小学校へ派遣し、夢に向かって目的と手段をあわせて考えることの大切さ等を伝える、特別授業を実施
親子サッカー教室	親子と一緒にサッカーを楽しみ、トップレベルのプレーに触れる機会を提供するため、アビスパ福岡の選手等が参加する親子サッカー教室を実施
小学校等での動物愛護事業	動物愛護管理センター職員が小学校等に出向き、命を大切にすること、ペットの飼い主の責任についての講座を実施
フクちゃんのこども水道教室	水の大切さ、水道水の安全性やおいしさを知り、水道に対する理解を深めるため、小学校に出向いて水道に関する説明を行う出前授業を実施
こども水たんけん隊	水源地域・流域を訪ね、自然の中での体験を通して水源かん養林の働きや水の大切さを学ぶとともに、森林を守っている地元の人たちとふれあう交流事業を実施
環境わくわく出前授業	環境教育・学習人材リスト登録者を講師として学校等へ派遣し、環境学習授業・講座を実施
学校施設活用型体験プログラムモデル事業	小学生に対し、身近な学校施設を活用した放課後の体験活動の機会を提供 ※R7年度モデル実施
地域子ども育成事業	地域における子どもの健全育成活動への講師派遣や、子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事・活動への助成をするほか、中高生のリーダーシップを育む研修を実施するなど、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進
子ども会育成連合会の支援	子ども会活動の振興を図るため、市及び区子ども会育成連合会の行う事業（体育、文化、ジュニアリーダー育成）に対して助成
公民館で行う子ども向け事業	子どもの健全育成に向けて、地域の団体やボランティア、公民館サークルなどと連携し、体験活動などの地域ぐるみの活動を実施
PTAの活動支援	家庭と学校と地域を結ぶ存在として、PTAの自主的な活動を支援するため、研修会等を開催
アジア太平洋こども会議・イン福岡	アジア太平洋諸国地域の相互理解の促進、国際感覚あふれる青少年の育成を図るため、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が実施するアジア太平洋諸国地域の子どもの招へい事業等を支援



③ 健やかな心身の育成

- 子どもたちの健やかな心身の育成に向け大切な時期である学齢期に、基本的な生活習慣を身につけられるよう、運動、食事、睡眠のバランスのとれた生活の大切さについて学習を行うとともに、家庭教育の重要性について理解を深める取り組みなどを進めます。
- 学齢期は、幼児期からの望ましい食習慣や生活習慣を確立し、家庭の食事や学校給食を通じて食に対する興味や関心を高めていく大切な時期にあたるため、家庭や地域における共食の機会やコミュニケーション機会の促進を図るなど、食を楽しみながら健全な食習慣を身につけられるよう取り組みます。また、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身につけられるよう指導の充実を図ります。
- 交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)による被害者・加害者を生まないため、子どもの発達段階に応じた教育など予防啓発を推進します。

<主な関連事業>

名称	概要
家庭教育支援事業	学校やPTAと連携し、子どもの基本的な生活習慣の定着やスマートフォン等の適切な使用など、家庭での教育の重要性について理解を深める講演会や学習会などを実施
食育推進	「福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区、関係団体等との連携により全市的な食育の推進及び普及・啓発を図る
学校等における食育の推進	健全な食習慣を身につけることができるよう、学級担任等と栄養教諭等が連携した食に関する指導を推進し、給食献立を活用した授業や給食時間の食に関する指導を実施
情報モラル教育の推進	発達段階に応じて様々な情報への関わり方の指導を行うことで、各種メディアに対する正しい向き合い方や活用能力の向上を図る
くらしに役立つ消費生活講座	物やお金の大切さ、計画的な使い方について、ゲームなどを通して親子で楽しく学ぶ講座を開催
消費者教育講座	悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、中学校、特別支援学校、高等学校に出向き、消費者教育講座を実施
デートDV防止教育	人権読本「ぬくもり」や男女平等教育副読本「わたらしく生きる」にデートDVに関する題材を掲載するとともに、市立中学校・高校を対象にしたデートDV防止教育講演会を実施

成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもや若者が様々な体験をしながら、次代を担う人材として成長できると感じる高校生以下の子どもがいる世帯の割合	65.8% (R6年度)	増加

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
職場体験学習の実施校数(中学校)	69校 (全校実施) (R6年度)	全校実施
背振少年自然の家の延べ利用者数	15,825人 (R5年度)	22,500人
海の中道青少年海の家延べ利用者数	52,461人 (R5年度)	65,000人
好ききらいをしないで、栄養バランスを考えながら食事をしている児童生徒の割合	小5児童	76.6% (R6年度)
	中2生徒	78.8% (R6年度)
携帯電話などの使い方について、家族と約束を決めて、それを守っている児童生徒の割合	児童	82.8% (R5年度)
	生徒	75.8% (R5年度)



目標

3

主に学童期～青年期

子ども・若者が自分らしく 健やかに成長できる環境づくり

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

第5次計画における主な取り組み

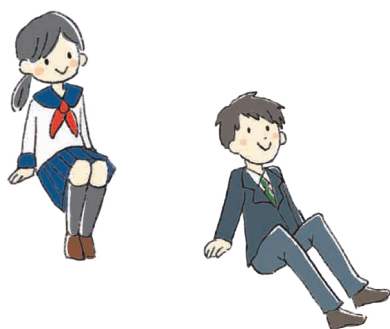
- 放課後や長期休業などに子どもたちが安全に過ごしなが、主体的に活動できるよう、放課後児童クラブを運営し環境整備に取り組むとともに、わいわい広場の実施校数を拡大しました。
- 中央児童会館(あいくる)において、常設の「遊び・体験・交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や親子遊び、季節のイベントなどを実施しました。また、地域に身近な公園を整備するなど、安全に安心して活動できる場や機会を確保・提供しました。
- 中高生などが気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、地域において居場所づくり活動を行うNPOやボランティア団体などに対する支援を強化しました。
- 家庭、学校、地域、関係機関などと連携し、青少年の非行防止活動や健全育成事業を推進しました。
- インターネット利用による被害の防止や薬物乱用防止に関する啓発を行いました。

現状と課題

- 共働き世帯の増加などにより、放課後児童クラブのニーズがさらに高まっています。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、小学生・中学生・高校生等の保護者が、地域で子どもを健全に育むために特に必要と考えることとして、「子どもたちがのびのびと遊べる施設や場所の充実」、「子どもたちが安心して過ごせる場所の充実」を求める声が多くなっています。また、小学生の保護者からは雨の日や猛暑日に利用できる屋内の遊び場などを求める声が多くなっています。
- スマートフォンの保有開始年齢や薬物乱用の低年齢化が指摘される中、青少年の犯罪被害防止に向けた啓発や非行防止・健全育成の取り組みが一層求められています。

施策の方向性

- 小学生が放課後などに安全に過ごせる居場所や、中高生が気軽に立ち寄り自由に過ごせる居場所の充実を図ります。また、子どもたちが安全に遊び、活動できる場づくりを進めるとともに、非行防止・健全育成活動を推進します。



● 放課後児童クラブの入会児童数の推移

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
16,880	18,065	17,084	17,492	18,134

(福岡市教育委員会調べ)

● 中央児童会館(あいくる)の延べ利用者数の推移

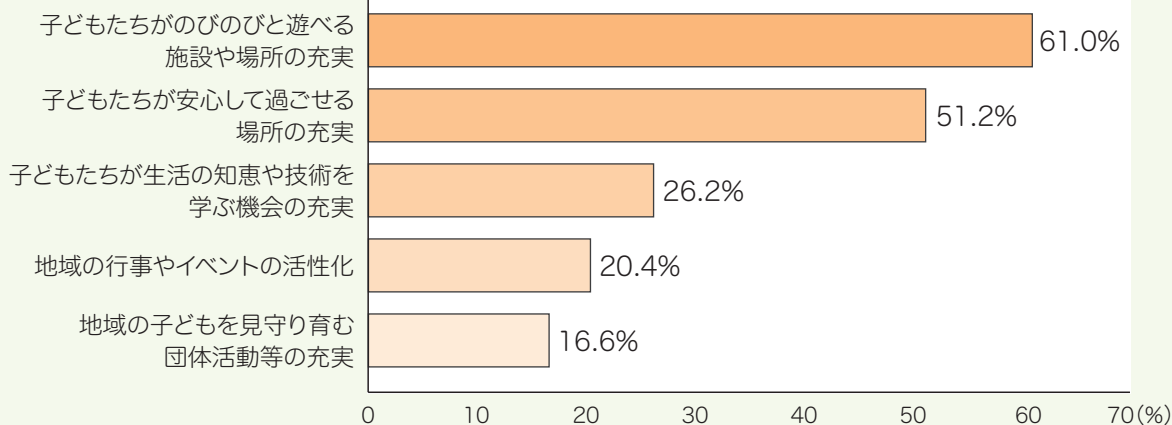
(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
133,959	56,741	60,834	98,606	133,311

(福岡市こども未来局調べ)

● 地域で子どもを健全に育むために特に必要だと思うこと(小学生の保護者、3つまで選択可)

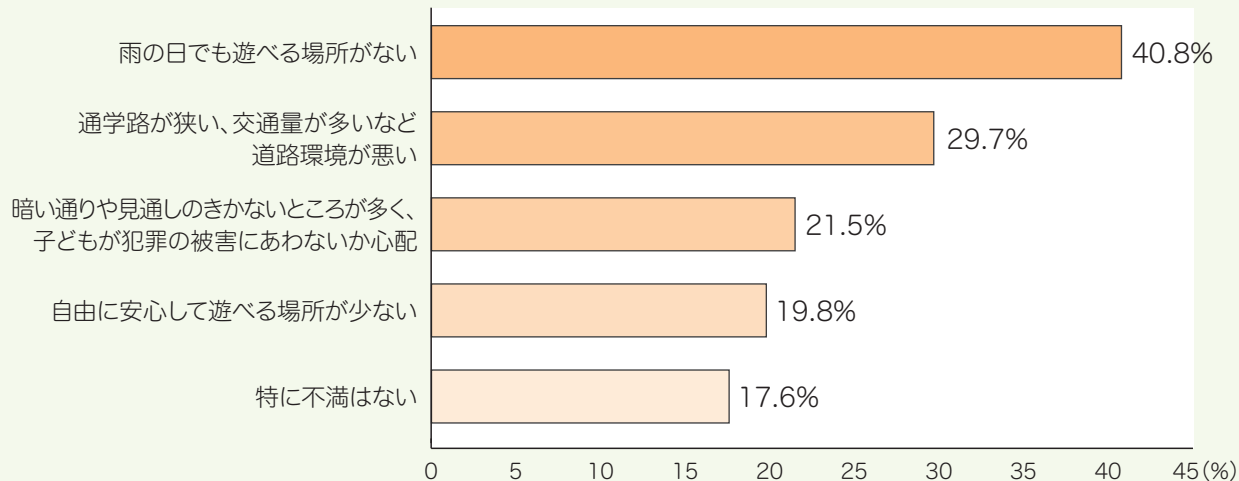
※上位5つを抜粋



(参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

● 居住地域の子育て環境で不満なこと(小学生の保護者、3つまで選択可)

※上位5つを抜粋



(参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)



主な取組み

① 放課後等における居場所の充実

- 放課後等に児童が帰宅しても保護者の就労などにより不在である家庭の子どもたちが安全に過ごせるよう、学校や地域、保護者などの協力を得て放課後児童クラブを実施するとともに、運営にあたっては、児童の安全確保と保護者の利便性の向上を図ります。
- 放課後等に自由に安心して遊べる場として、小学校の校庭などを活用してわいわい広場を実施します。また、放課後児童クラブや学校などと連携するとともに、より子どもたちが主体的に活動できる場になるよう事業の充実に取り組みます。
- 子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。(施策12再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
放課後児童クラブ	保護者の就労などの理由により、小学校の授業終了後・学校休業日に家庭で適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る
わいわい広場 (放課後等の遊び場づくり事業)	子どもの心身にわたる健全育成を図るため、児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後などに自由に安心して遊びや活動ができる場や機会づくりを推進
放課後等デイサービス(施策9再掲)	就学している障がい児に対して、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進
子どもの食と居場所づくり支援事業 (施策12再掲)	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体(いわゆる子ども食堂)に対し、補助金交付等の支援を実施

② 中高生の居場所の充実

- 中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所づくりを推進するため、コーディネーターを配置し、居場所の立ち上げや運営方法、活動内容などに関する相談対応や情報提供、居場所運営の担い手となる人材の育成などを行うとともに、居場所を開設・運営する団体に対して、開設費や運営費の支援を行います。

<主な関連事業>

名称	概要
中高生の居場所づくり事業	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所づくりを推進するため、居場所運営に関する相談対応や情報提供、人材育成などを実施するとともに、居場所を開設、運営する団体に対して事業費を助成

③ 遊び・活動の場づくり

- 中央児童会館(あいくる)において、常設の「遊び・体験・交流の場」を提供し、親子遊びやクラブ活動、季節のイベントなどを実施します。また、アウトリーチ活動として、市内の公民館や体育館などに出向き、遊びのプログラムを実施します。
- 安全に楽しく遊べる公園づくりや、市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。
- 公園など子どもが利用する施設の整備や運営にあたり、ワークショップ等への子どもの参加を促すなど、子どもの意見を取り入れた遊び場づくりや体験機会の充実に取り組みます。
- 都市公園の整備や再整備にあたっては、子どもが安心して遊べる空間づくりや、親も安心してそれを見守り快適に過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進します。

<主な関連事業>

名称	概要
中央児童会館(あいくる)	子どもたちの健全な育成を図るため、「遊び・体験・交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や季節のイベントなどの様々な催しものやアウトリーチ活動を実施
身近な公園整備事業	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園をめざして、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進
公園再整備事業	都市公園などの再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや保護者も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、多様な遊びができる場づくりを推進
インクルーシブな子ども広場整備事業	誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる遊び場づくりを実施

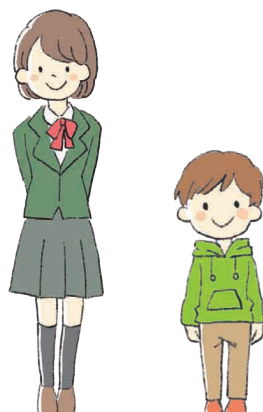
④ 非行防止・健全育成活動の推進

- 非行の未然防止や早期発見のため、家庭や学校、地域コミュニティ等の機関・団体と連携し、非行防止活動の推進に取り組みます。
- 「青少年を見守る店」の登録や少年愛護パトロールなどの活動を通じて、地域における子どもの見守りを推進します。
- 携帯電話販売代理店、有害図書類の取扱店などへの立入調査を実施します。また、携帯電話販売代理店においては、18歳未満の者が使用する携帯電話等についてフィルタリングサービスの説明や利用勧奨を行っているかなどを確認します。
- インターネットやSNS、スマートフォンなどの適切な利用や青少年の被害防止を進めるため、フィルタリングソフトの導入や家庭内のルールの設定などに関する啓発を行います。
- 近年、特に低年齢化している薬物乱用や、エイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動等を行い、家庭や地域における取組みを支援します。



<主な関連事業>

名称	概要
区青少年育成推進事業	区において、地域・学校・関係機関と連携しながら、健全育成・非行防止・啓発活動など、地域に根ざした各種青少年育成事業を推進
少年愛護パトロール	地域社会の不良環境及び健全育成上の阻害要因と考えられる諸問題等を早期に発見し、その実情に即した対策及び指導を推進
携帯電話販売代理店、有害図書類の取扱店などへの立入調査	7月の「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」及び11月の「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、県の青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施
インターネットやSNSの適切な利用に関する啓発	児童生徒に対しては、啓発リーフレットや動画等を使用して、各教科や道徳の時間などで情報モラル教育を実施するとともに、保護者に対しては、スマートフォンやインターネットなどについて学ぶ学習会へ講師を派遣するほか、中学校の入学説明会でメディア啓発リーフレットを配布
薬物乱用防止啓発事業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、啓発イベントや街頭キャンペーンを実施
市販薬依存・ゲーム依存相談ダイヤル	臨床心理士、公認心理師などの資格を持つ相談員が市販薬・処方薬依存の問題を抱える若者本人やその家族、支援者からの相談に電話で対応



成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
自分はひとりぼっちだと感じる人がよくある 子ども・若者の割合	中高生等	7.1% (R5年度)	5%未満
	若者	6.8% (R5年度)	

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
わいわい広場の実施箇所数	146校 (全校実施) (R6年度)	全校実施
地域で中高生や若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる居場所の支援団体数	17団体 (R5年度)	33団体
中央児童会館(あいくる)の延べ利用者数	133,311人 (R5年度)	145,000人
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合 (5か年平均)	89.0% (R元~5年度平均)	90%以上 (R7~11年度平均)
青少年を見守る店の登録数	672店舗 (R5年度)	増加

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用者数 (人)	19,505 (R6.4.20)	20,100	20,700	21,200	21,800	22,300
	確保方策	利用者数 (人)	18,274 (R6.4.20)	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



目標

3

主に学童期～青年期

子ども・若者が自分らしく 健やかに成長できる環境づくり

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

第5次計画における主な取り組み

- 悩みを抱える若者や家族などを支援するため、若者総合相談センター（ユースサポートhub）を開設し、行政機関や民間支援団体と連携したサポートを実施しました。また、若者支援地域協議会を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関・団体による縦と横のネットワークとして、相互に連携を図りながら若者を総合的に支援する仕組みづくりを行いました。
- ひきこもりや非行など社会生活を営むうえで困難な状況にある子ども・若者の支援として、ひきこもり地域支援センターによる相談対応や思春期訪問相談員の派遣などを実施しました。また、農業体験などを通して、就労など自立に向けた一歩を踏み出すための機会を提供する、子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施しました。
- 不登校児童生徒の様々な問題や悩みに対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置したほか、相談支援を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しました。

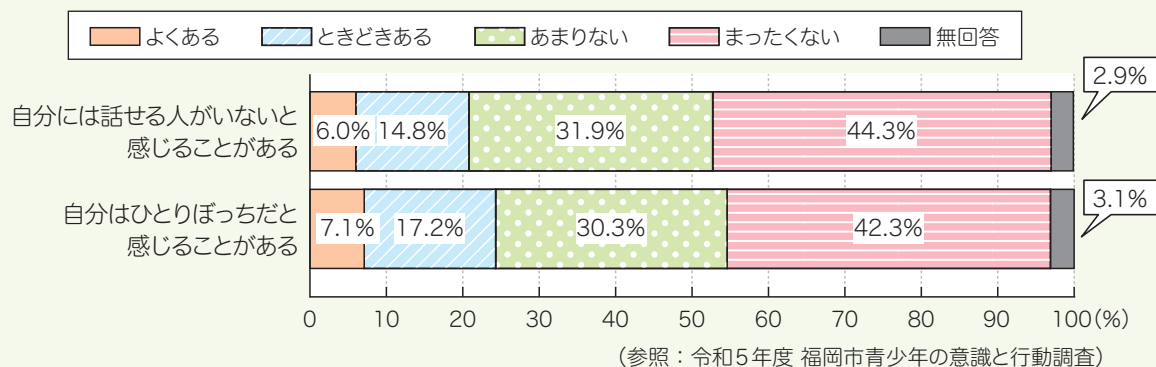
現状と課題

- SNSなどのオンライン上のコミュニケーションが増加し、子ども・若者の人間関係や悩みなどが周囲から見えづらくなっています。また、核家族化や共働きの増加、地域のつながりの希薄化などにより、身近な人からのサポートを受けにくくなっています。
- 教育相談アンケートや面談の充実などにより、いじめの認知件数が増加しています。また、SNSなどインターネット上でいじめも発生しています。
- コロナ下における生活環境の変化などにより、不登校児童生徒数が増加しています。不登校の要因や背景、支援ニーズが多様化するとともに、多様な学びの場を求める声が高まっています。
- 子ども・若者が家庭以外の居場所を求めて夜の公園などに集まり、様々なトラブルに巻き込まれる事案が発生しています。
- 2023（令和5）年度に実施した市の調査によると、通勤や通学を含め普段から外出をしないと回答した若者のうち、その状態になってからの期間が3年以上である人は4割を超えています。また、外出をしなくなったきっかけとしては妊娠や病気以外に、不登校や人間関係が挙げられています。

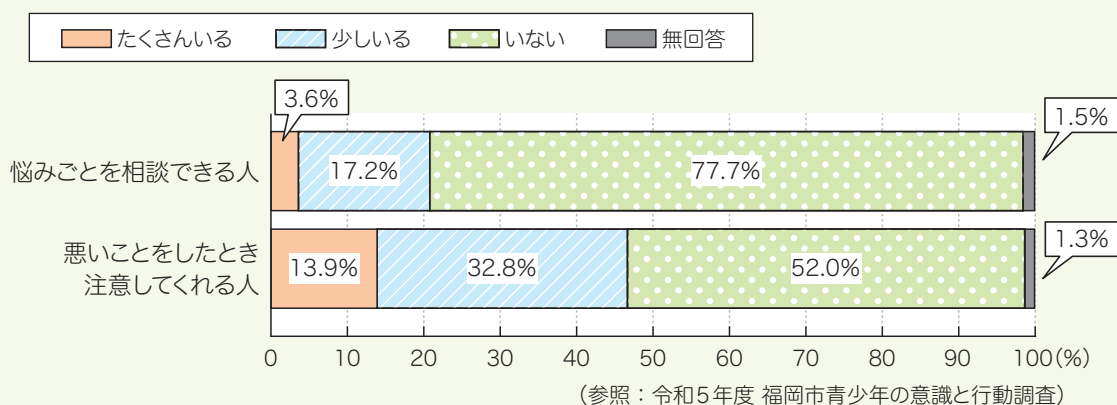
施策の方向性

- 様々な悩みや問題を抱える子ども・若者を支援するため、総合的な支援・連携体制を強化するとともに、いじめの防止や対応、不登校の児童生徒の支援、ひきこもり・無業の状態にある若者などの社会参加、自立・就労の支援に取り組みます。

● 日頃の気持ち(中学生等本人)



● 近所の大人との関わり(中学生等本人)



● いじめの認知件数の推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	1,896	1,819	2,328	3,026	3,143
中学校	736	319	408	533	520

※いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

(福岡市教育委員会調べ)

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

● 不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	871	1,059	1,480	1,997	2,403
中学校	1,634	1,660	2,055	2,403	2,774

※不登校児童生徒の定義(文部科学省調査)

(福岡市教育委員会調べ)

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。



主な取り組み

① 総合的な支援・連携体制の強化

- こども総合相談センター（えがお館）や区役所（保健福祉センター）における窓口での相談や、24時間の電話相談、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談など、様々な方法で子どもや保護者からの相談に対応します。
- 若者総合相談センター（ユースサポートhub）において、社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの幅広い相談に応じます。また、様々な相談・支援機関や関係行政機関、若者支援団体との連携を強化することにより、支援が必要な若者を早期に把握するとともに、アウトリーチ型支援など実効性のある支援に取り組みます。
- 福岡市内の若者支援団体で構成する「福岡市若者支援団体ネットワーク」において、情報やノウハウを共有するなど、それぞれの専門性を活かした支援が行えるよう、連携の強化に取り組みます。
- 中学校卒業や高等学校等の中退・卒業をきっかけに、困難な状況にある子ども・若者への支援が途切れることのないよう、在学中から、スクールソーシャルワーカーなどの支援者や若者支援に取り組む関係機関・団体、社会的養護に関わる職員・施設、高校などが連携を図りながら、子ども・若者の社会的つながりの確保や、社会参加、自立の支援に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
SNS相談事業（施策10再掲）	子どもや保護者等が相談しやすいよう、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を実施
SNSを活用した教育相談事業	周りに相談できない児童生徒たちが、気軽に相談できるようSNS（LINE）を活用した相談事業を実施
若者総合相談センター（ユースサポートhub）	ひきこもりや非行など社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの相談に応じ、行政機関や若者支援団体と連携してサポートするほか、必要に応じて適切な支援先につなぎ、つないだ後も一定期間見守りサポートを実施
困難な状況にある若者への行政機関・若者支援団体等で連携した支援の実施	若者支援地域協議会の関係機関や民間支援団体の連携強化を図り、困難な状況にある若者の早期把握、切れ目のない支援を実施
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図るスクールソーシャルワーカーをすべての市立学校に週1～2日配置
スクールカウンセラー活用事業	子どもが抱える課題の早期発見・早期対応を図り、課題の深刻化を防止するため、スクールカウンセラーをすべての市立学校に週1～2日（週8時間）配置
自殺対策	自殺に関する相談窓口を設置し、SNSでの動画配信や市内の大学等におけるポスター等配布により相談窓口を周知

② いじめの防止・対応

- 各学校において、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、教員がいじめに関して正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- いじめ防止対策委員会を活用し、地域や家庭と連携した対策を進めるなど、より多くの大人が子どもの悩みなどを受け止められる体制づくりに取り組みます。
- 学校や教育委員会、こども総合相談センター(えがお館)、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身につけられるよう、指導の充実を図ります。(施策6再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組み及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のためのQ-Uアンケートを行い、分析結果に基づいた支援を実施

③ 不登校の児童生徒の支援

- 学校に行きづらさを感じる児童生徒に対しては、要因やその背景、支援ニーズを把握し、多様な学びの場を提供するなど、個々の児童生徒に応じた組織的かつ適切な指導や支援の充実を図ります。また、フリースクールなど民間施設を利用する不登校児童生徒に対しては、出席扱いの対応や動画教材の提供を行うなど、連携した支援を実施します。

<主な関連事業>

名称	概要
教育相談コーディネーターの配置	登校支援が必要な児童生徒に適切な指導・支援、ステップルームの運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、登校支援が必要な児童生徒に対応する専任の教員(教育相談コーディネーター)を全中学校区に配置
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする子どもの課題を改善するために、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施
教育支援センターの運営	社会的自立や学校復帰を支援する教育支援センターを各区に設置し、不登校児童生徒等へ組織的・計画的に個別面接や集団生活への支援を実施
学びの多様化学校の開校・運営	不登校生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校「百道松原中学校」を開校・運営



名称	概要
NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業 (不登校よりそいネット)	教育委員会とNPOとの共働による保護者支援事業「不登校よりそいネット」において、子どもの不登校に悩む保護者などからの問合せに対応する「不登校ほっとライン」や、不登校セミナー等の事業を実施
教育支援員配置事業	クラスに入りづらい児童が落ち着いて自分に合ったペースで学習・生活できるよう見守りを行う教育支援員を小学校に配置
不登校児童生徒のための学習支援事業	不登校児童生徒の学び直しや、学びの場の確保等に向けて、動画教材を提供
大学生相談員派遣事業	ひきこもり、または、ひきこもりがちな児童生徒に、話し相手や遊び相手として大学生相談員を派遣し、社会的自立や学校復帰を支援

④ ひきこもり・無業の状態にある若者等の社会参加、自立・就労の支援

- ひきこもりなどの状態にある子ども・若者やその家族に対し、相談事業や家族教室、訪問支援、集団活動の場の提供、必要な情報の提供など、社会的つながりの維持や社会参加、自立に向けた支援を行います。
- 無業やひきこもり、非行の状態にあるなど社会生活を営むうえで困難な状況にある若者に対して、若者支援団体などと連携し、就労など自立に向けた一歩を踏み出すための機会を提供します。
- 各区に設置している就労相談窓口において、キャリアコンサルタントなどによる個別相談を実施するとともに、企業とのマッチングを行うなど、若者の就労を支援します。

<主な関連事業>

名称	概要
思春期ひきこもり地域支援センターの運営(地域思春期相談事業)	思春期ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり等の状態にある思春期後半の子どもたちを対象に、居場所の提供や、本人・家族への相談・支援を実施
思春期集団支援事業	思春期後半の心のケアを必要とするひきこもり等の状態にある子どもたちが安心して過ごせる場を提供
思春期ひきこもり等相談事業	思春期後半のひきこもり等の状態にある子どもとその家庭に対し、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施
成人期ひきこもり地域支援センター事業	成人期ひきこもり者の支援を充実するため、支援の核となる「よかよかルーム」において、相談支援体制を確保するとともに、出張ひきこもり相談会の開催など、本人やその家族の相談・支援を実施(おおむね20歳以上を対象)

名称	概要
子ども・若者活躍の場プロジェクト	ひきこもりや非行など社会生活を営むうえで困難な状況にある子ども・若者とともに行う農業体験などを通して、立ち直りや就労等に向けた一歩を踏み出す機会を提供
就労相談窓口事業	各区に設置している「就労相談窓口」において求職者を対象に、個別相談を行うほか、セミナーや求人企業の紹介等を行い、就職を支援するとともに、就労への一歩を踏み出せない方やその保護者等を対象に、臨床心理士がカウンセリングを実施し、就職による経済的自立を支援

成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
悩みや心配ごとを「誰にも相談したくない」と答えた子ども・若者の割合	中高生等	9.5% (R5年度)	5%未満
	若者	5.4% (R5年度)	
困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できていると答えた児童生徒の割合		67.9% (R6年度)	73.0%

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
若者総合相談センター(ユースサポートhub)の相談件数	835件 (R5年度)	1,200件
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	96.5% (R6年度)	増加
不登校児童生徒のうち専門的な相談・指導等を受けた割合	48.1% (R5年度)	61.0%
外出を普段しない状態にある子ども(中高生等)の相談先としてこども総合相談センター(えがお館)または思春期ひきこもり地域支援センターと回答した人の割合	8.3% (R5年度)	15%
ひきこもり成年地域支援センター(よかよかルーム)の新規相談件数(直近5か年)	379件 (R元~5年度)	465件 (R7~11年度)



目標 全年齢

4 一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

第5次計画における主な取り組み

- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもに対し、一人ひとりに応じた適切な支援を行うため、療育センターなどで相談・診断・療育を実施しました。
- 新規受診児数の増加に対応するため、療育センターなどの体制を強化するとともに、運用の改善を行いました。さらに南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組みしました。
- 発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）において、自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者へ乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施しました。
- 障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の新設・増級や、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組みしました。
- 関係機関等と連携し、障がいのある児童生徒の自立や社会参加を支援しました。

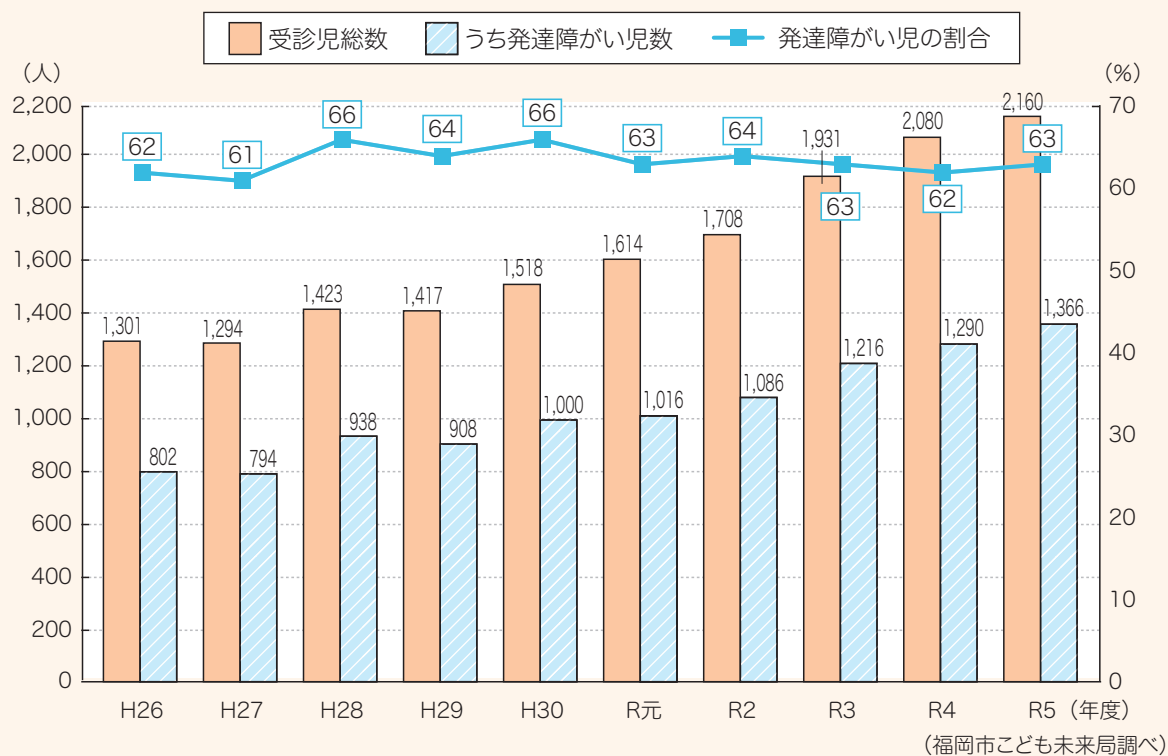
現状と課題

- 発達障がいへの社会的理解の広がりなどにより、療育センターなどにおける新規受診児数がさらに増加し続けており、診断やサービスの開始までに時間を要しています。2025（令和7）年4月に予定する南部療育センターの開所による効果などを踏まえ、更なる対策の必要性について検討していく必要があります。
- 共働き世帯の増加や発達障がい児の増加などにより、保育所等を利用しながら療育センターなどで療育を受けることへのニーズが高まっています。
- 居住校区の学校において、必要な支援を受けながら教育を受けることへのニーズが高まるなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が一層求められています。
- こうした状況などから、医療と福祉と教育の連携などによる切れ目のない支援や、インクルーシブな社会環境づくりが一層求められています。

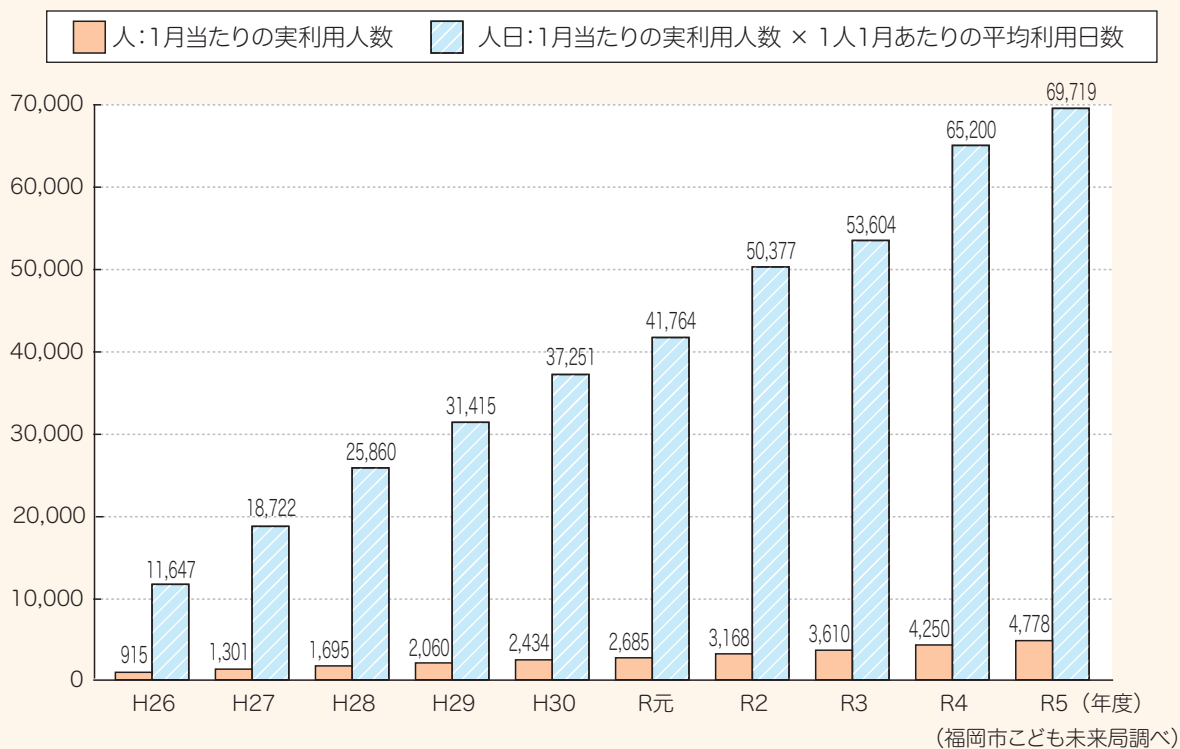
施策の方向性

- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもが、自分らしく健やかに成長していけるよう、障がいの早期発見と療育・支援体制の充実に取り組みます。また、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進や放課後等の支援の充実に取り組むほか、発達障がい児に対する一貫した支援を実施します。さらに、インクルーシブな社会の実現に向け、障がいに対する理解促進や自立・社会参加に向けた支援に取り組みます。

療育センター等における新規受診児数の推移



放課後等デイサービスの利用実績の推移



主な取組み

① 障がいの早期発見と療育・支援体制の充実

- 乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて保健指導や関係機関への紹介などを行います。また、乳幼児健康診査や医療機関などの受診時に「障がいの疑いがある」と診断された場合は、心身障がい福祉センターや療育センターで医学的診断を行い、障がいの早期発見に取り組みます。(施策3再掲)
- 区役所(保健福祉センター)や療育センターなどにおいて、障がいのある子どものための相談窓口・支援施策をまとめたホームページや冊子を活用し、分かりやすい情報提供に取り組みます。
- 新規受診児数の増加などに対応するため、南部療育センターを開設し、相談・診断・療育機能を強化するとともに、その後の動向を注視し、必要に応じて対策を検討します。
- 区役所(保健福祉センター)や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センター(えがお館)、発達障がい者支援センターが連携しながら、発達が気になった段階から、家族も含めた支援に取り組みます。
- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、「福岡市障がい児福祉計画」に基づき、児童発達支援などの支援体制を強化します。
- 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育や、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援、障がい児施設などにおける日帰りの一時支援や療育終了後の預かりなど、障がい児とその家族を地域で支える環境づくりを進めます。
- 障がいのある子どもの保育ニーズの高まりなどに対応するため、医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対する保育サービスの提供体制を整備するなど、特別支援保育を推進します。
- 障がい児入所支援については、障がいの特性に応じた環境の提供に加え、可能な限り家庭的な環境での支援を推進します。

<主な関連事業>

名称	概要
療育センター等	乳幼児が健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合に、総合的機関である心身障がい福祉センターや(東部・西部・南部)療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援などの療育を児童発達支援センター及び児童発達支援事業所で実施
児童発達支援センターでの一時預かり事業	障がい児を育てる保護者の就労を支援するため、児童発達支援センターにおいて、療育終了後の一時預かりを実施
特別支援保育(施策4再掲)	保育施設において、障がいや医療的ケアなど特別な支援を必要とする子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するため、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修等を実施

名称	概要
医療的ケア児保育(施策4再掲)	全公立保育所で医療的ケア児を受け入れる体制を整えるとともに、民間保育所等での受入れにかかる看護師雇用費を助成
医療的ケア児レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を実施

② 特別支援教育の推進

- 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加などに対応するため、特別支援学級等の計画的な新設・増級など多様な学びの場の整備に取り組みます。
- 各学校において、校長を中心に担任と特別支援教育コーディネーターが連携し、校内支援委員会の充実に努めるなど、組織的な支援体制の構築に取り組みます。
- 個別の教育支援計画と指導計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じた教育や、将来の自立と社会参加をめざした支援の充実などに取り組みます。
- 障がいの有無にかかわらず互いに学び合う教育環境を実現するため、ふくせき制度や交流及び共同学習への取組み、特別支援学校に加えて小・中学校における医療的ケア支援体制の整備など、インクルーシブ教育システムの充実に努めます。

＜主な関連事業＞

名称	概要
特別支援学級整備	小・中学校において、知的障がい、自閉症、情緒障がい、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい、病弱等、障がいのある児童生徒の学びの場を、児童生徒の実態や学校の状況等踏まえ設置
通級指導教室整備	通常の学級に在籍する聴覚障がい、言語障がい、自閉症またはそれに類する障がいのある児童生徒の学びの場を設置するとともに、巡回指導を試行実施
発達教育センターによる相談・支援	児童生徒の障がいの特性や状況等を的確に把握し、学校教育などについて保護者や教職員などを対象に教育相談を実施するとともに、障がいのある児童生徒の就学について専門的な立場から就学相談を実施
医療的ケア支援体制整備	医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小・中・特別支援学校に学校看護師を適切に配置するとともに、医療的ケアが必要なために自家用車で送迎している保護者の負担を軽減するために、週1回の通学支援を試行的に実施
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を実施
ふくせき制度(交流及び共同学習)	特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、居住地域の入学式に参加するなどの交流を通じて、地域の方々とつながりの充実に努める取組みを実施



③ 放課後等における支援の充実

- 就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に生活能力向上のための支援などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。
- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で支援を受けることができるよう、「福岡市障がい児福祉計画」に基づき、放課後等デイサービスなどの支援体制を充実・強化します。

<主な関連事業>

名称	概要
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力向上のための支援などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進

④ 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた支援に取り組みます。
- 専門家や団体、事業者、保健・医療・教育・福祉関係者などで構成する発達障がい者支援地域協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援の充実を図ります。
- 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育て交流サロンなどへのペアレントメンターの派遣を行うなど、保護者の支援に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
発達障がい者支援センター	発達障がい児・者及びその家族などの総合的な相談窓口として、様々な相談に応じ、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施
障がい児等歯科健康診査	障がい児等の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健康診査を委託歯科医療機関で実施

⑤ 障がいに対する理解促進と自立・社会参加に向けた支援

- 障がい児や特別支援教育に対する正しい認識や理解を促進し、地域全体で障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を行うとともに、活動に取り組む団体への支援を行います。また、誰もがお互いを理解し、安心して自分らしく遊ぶことができる「インクルーシブな子ども広場」を整備します。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。
- 障がい児とその家族を対象とした遊び・体験イベントを実施するとともに、施設に対して障がいに配慮した運営を行えるよう支援します。
- 学校と行政、障がい福祉の相談やサービスに関わる事業者などが連携し、障がいのある子ども・若者の社会的自立や就労に向けた相談・支援などの取組みを推進します。
- 障がい者就労支援センターを中心に、関係機関が連携し、精神障がい・発達障がい・知的障がいなどがある若者の就労を支援するとともに、就労移行支援事業所のスキルアップや企業の開拓などを進めます。
- 発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターの連携により、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援を行うなど、発達障がい児・者のニーズに応えられる取組みを進めます。

<主な関連事業>

名称	概要
インクルーシブな子ども広場整備事業 (施策7再掲)	誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる遊び場づくりを実施
障がい児の遊び・体験支援事業 (ドリームナイト・アクアリウム)	障がい児家族に周囲に気がねなく思い切り楽しんでもらう水族館貸切イベントを開催するとともに、イベントを通して、普段から障がいに配慮した運営を行えるよう施設支援を実施
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク(夢ふくおかネットワーク)において、関係団体・機関などとの連携を図り、就労を促進
障がい者就労支援センター	就職を希望する障がい者に対する個別支援のほか、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等への技術的支援などを実施



成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
療育センター等における支援件数	82,333件 (R5年度)	100,000件 (R8年度)

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置数	17か所 (R6年度)	29か所 (R8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	13か所 (R6年度)	15か所 (R8年度)
個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援を行い、校内や学校間で引継ぎができていると回答した学校の割合	94.0% (R5年度)	増加
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	24か所 (R6年度)	23か所 (R8年度)
ペアレント・トレーニング等支援プログラムの受講者数	473人 (R5年度)	630人
障がい者就労支援センターにおける障がい者雇用サポートデスク(企業支援)の活動件数	1,073件 (R5年度)	1,126件 (R10年度)
障がい者就労支援センターにおける就労支援事業所等への技術的支援件数	624件 (R5年度)	655件 (R10年度)





目標 全年齢

4

一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

第5次計画における主な取り組み

- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、各区にこども家庭センターを開設するなど関係機関の連携強化に取り組むとともに、アウトリーチ（訪問型）の専門相談や育児・家事の支援、見守り支援を実施しました。
- 児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について、多様な手法による啓発に取り組んだほか、市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のすべての児童生徒に貸し出されているGIGAスクール端末を活用し、悩みなどを抱える子どもが気軽に相談できる「福岡市こどもタブレット相談」を開始しました。
- 様々な事情を抱える特定妊婦などを対象に、産前・産後母子支援センター（こももティエ）を開設し、妊娠期から出産後までの継続的・総合的な支援を実施しました。また、育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイについて、里親家庭で開始するなど、受け皿を大幅に拡大しました。
- 社会的養護体制の充実として、安定した家庭生活や養育力向上のための支援のほか、親子関係再構築の支援や里親委託の推進、児童養護施設などのケア単位の小規模化・多機能化に取り組みました。また、虐待などが原因で心理的な課題を抱える児童を対象に、心理治療や生活指導などを行う児童心理治療施設を開設しました。

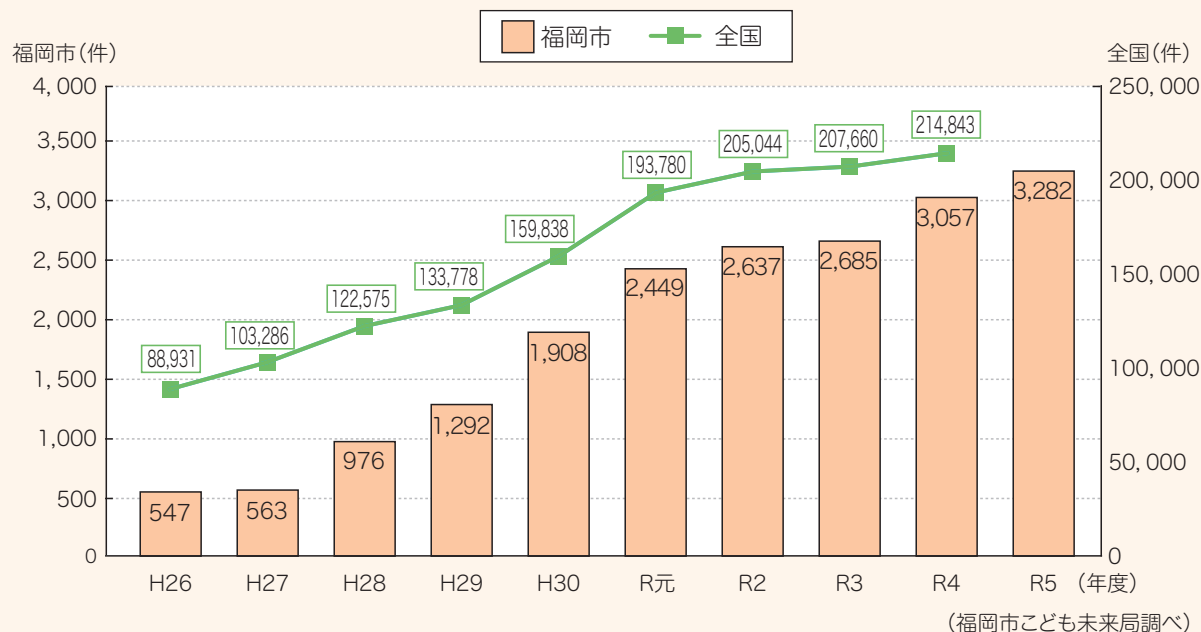
現状と課題

- 「子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」に基づき、「子どもに優しい都市福岡」の実現をめざし、市や関係機関、地域住民が一丸となって、児童虐待を未然に防ぐ様々な取り組みを推進する必要があります。
- 相談チャンネルの増加や社会的意識の高まりなどにより、児童虐待に関する相談・通告が増加し続けている一方、保護者が悩みなどを抱えたときに相談先が分からない、気軽に相談しづらいという声もあり、相談体制の充実が求められています。
- 社会的養護について、家庭的養育を推進する中、里親養育に対する包括的な支援の必要性が高まっています。また、児童養護施設等に入所する児童や社会的養護経験者などの自立支援の充実が求められています。

施策の方向性

- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のため、アウトリーチ型支援や在宅支援などの充実を図るとともに、身近な相談支援体制の充実や関係機関の連携強化に取り組めます。また、家庭養育優先原則に基づき、親子関係再構築支援や里親養育の推進、里親家庭への包括的な支援の充実に取り組むほか、家庭復帰が困難な子どもについて養子縁組の推進・支援を行います。さらに、里親や児童養護施設等から措置解除となる子ども・若者の自立支援の充実を図ります。

● 児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移



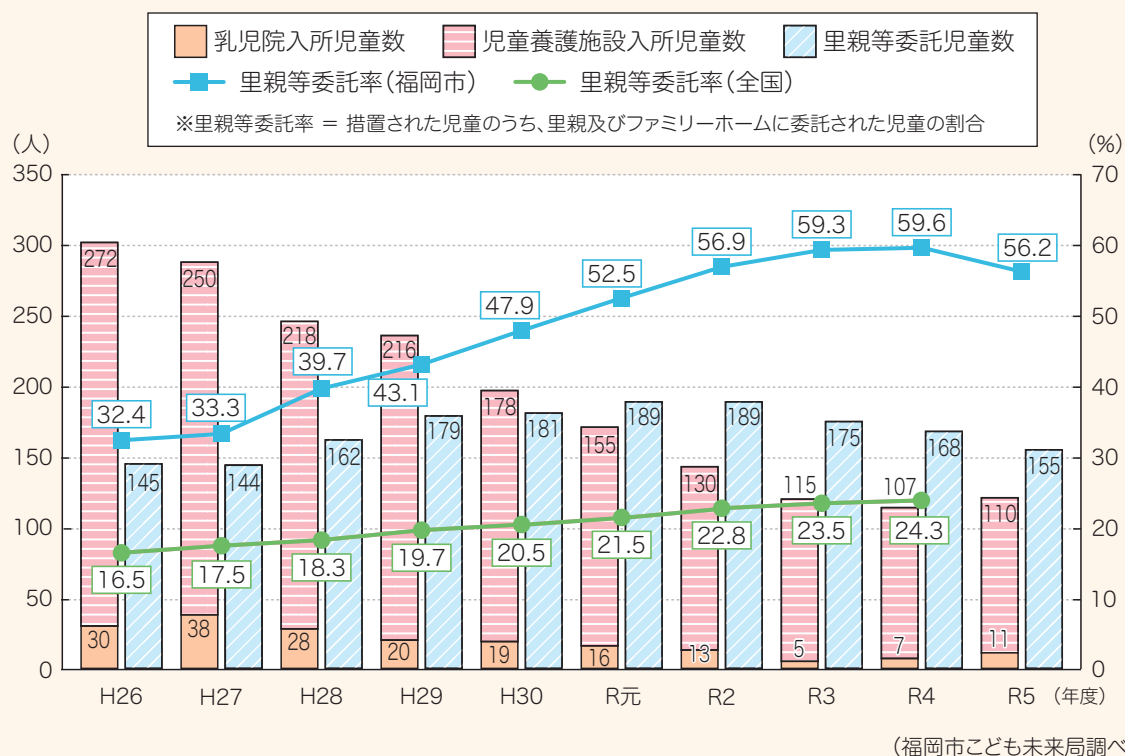
● 子どもショートステイ延べ利用日数の推移

(単位：日)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2,719	3,881	5,550	6,851	8,548

(福岡市こども未来局調べ)

● 里親等委託児童数・施設入所児童数・里親等委託率の推移



主な取り組み

① アウトリーチ型支援・在宅支援等の充実

- 各区こども家庭センターにおいて、産科医療機関などと連携した妊娠期からの支援や、産後早期の支援、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握と早期支援に取り組みます。
- 育児不安や育児疲れなどによる養育困難の深刻化を防ぐため、子どもショートステイについて、里親等による支援の拡充などにより、ニーズに応じた利用枠の確保を進めるとともに、里親支援センターによるマッチングなどに取り組みます。
- 保護者が暴力に訴えることなく、子どもの発達段階に応じた適切な関わりを持つことができるよう、ペアレントトレーニングを実施するとともに、子どもプラザにおける講座の開催など啓発活動に取り組みます。
- 休日や夜間において、「泣き声」通告を受けた際に、子育て見守り訪問員が速やかに訪問し、子どもの安全確認を行います。
- 要保護児童等の保護者の負担軽減を図るため、養育支援訪問事業や育児・家事援助、児童育成支援拠点事業などを実施します。
- 児童虐待の再発防止を図るため、こども総合相談センター(えがお館)や各区こども家庭センター、児童家庭支援センターが連携し、子どもや保護者との面接や家庭訪問などを継続的に実施します。

<主な関連事業>

名称	概要
こども家庭センター(施策5再掲)	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
児童虐待防止等強化	児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止を図るため、関係職員を対象とした専門的な研修や専門家からの所見聴取、区における広報・啓発などを実施
子どもショートステイ	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施
親子関係づくりサポート事業	児童福祉施設において、親子の愛着形成や良好な関係づくりを促す親子支援を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施
養育支援訪問事業	虐待のリスクを抱える家庭に対し、在宅支援サービスを提供するなど、虐待を未然に防止する取り組みを実施
妊産婦等相談・生活支援事業	様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、産前・産後母子支援センター(こももティエ)において、妊娠期から出産後の母子への継続的・総合的な支援を実施

名称	概要
支援対象児童等見守り強化事業	要保護児童支援地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなど、状況の把握や食事の提供、生活指導支援等を通じた子どもの見守りを実施
児童家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、こども総合相談センター（えがお館）からの委託による指導や里親、ファミリーホームなどへの支援などを実施
児童育成支援拠点事業	常設の居場所を設置し、家庭での養育にサポートが必要な子どもに対し、放課後から夜間、休日の生活支援等を実施
乳児院等のケア単位の小規模化	乳児院などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後の社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化、地域分散化を促進

② 身近な相談支援体制の充実

- 子育て中の保護者が気軽に立ち寄れる場所への相談窓口の増設など、身近な相談支援体制の充実に取り組むとともに、24時間の電話相談やSNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業などを実施します。また、児童家庭支援センターの増設の検討など、専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。
- 乳児とその家庭を地域全体で支えるため、民生委員・児童委員による子育て安心サポート事業や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設などを推進します。
- 相談内容の多様化・複雑化に対応するため、体系的な研修の実施やOJTの充実を図るなど、こども総合相談センター（えがお館）や各区こども家庭センター職員の専門性の向上に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
地域子育て相談窓口（施策5再掲）	子育て世帯が気軽に立ち寄れる身近な場所に相談窓口を設置・運営
こども家庭センター（施策5再掲）	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
こども総合相談センター（えがお館）	子どもに関する様々な問題に対して、子どもや保護者などを対象に、保健、福祉、教育の分野からの相談・支援を実施
SNS相談事業	子どもや保護者等が相談しやすいよう、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を実施



③ 関係機関の連携強化

- 各区こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能による一体的な支援を行うとともに、要保護児童支援地域協議会、こども総合相談センター(えがお館)、児童家庭支援センター、関係機関などと連携し、子ども家庭に関する福祉的・心理的な専門性を活かした相談・支援を行います。
- 各区こども家庭センターにおいて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保育所等、学校などの各機関や、地域の居場所づくり活動などに取り組む住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添いながら、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。
- 家庭に復帰した子どもが適切に養育されるよう、関係機関や関係団体などが連携し、虐待の再発防止や良好な親子関係の維持などのための支援に取り組みます。
- 医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例について相互に検討するなどの取組みを通じて、医療機関の児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待について、配偶者暴力相談支援センターなどとの連携強化により、早期対応を行います。
- 市、関係機関、民間団体などの機関で構成する会議において、困難を抱える女性への支援を図るため、必要な情報や支援方針を共有し、相談から保護、自立に至るまでの支援に取り組みます。
- 学校においては、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組むとともに、地域や行政機関と連携を図りながら、課題の深刻化を防止します。
- 地域においては、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などが中心となり、困難を抱える子どもや家庭を見守り、支援するためのネットワークの構築などに取り組みます。
- 子どもに関係する様々な機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修を行うなど、市民、地域、企業とともに、社会全体で子どもを見守る取組みを進めます。

<主な関連事業>

名称	概要
要保護児童支援地域協議会(要支協)	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報共有や支援内容の協議、広報・啓発などを実施
児童虐待防止医療ネットワーク事業	拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施し、市内の医療機関・関係機関相互の連携・支援体制を強化
DV相談・支援事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者への支援及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施
困難女性支援調整会議	困難を抱える女性を支援するための困難女性支援調整会議を開催し、市、関係機関、民間団体の横断的な連携・協働を推進

名称	概要
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもにかかる団体で構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、社会全体で子どもを見守る取組みを実施

④ 親子関係再構築支援

- 里親や児童養護施設などで保護・養育されている子どもが、できる限り早期に家族と暮らすことができるよう、関係機関などとともに、家庭の生活安定や養育力の向上、親子関係の再構築に向けた支援のほか、保護者が暴力に訴えることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるための支援などを実施します。

<主な関連事業>

名称	概要
親子関係再構築支援事業	親子関係の再構築を支援するため、保護者へのカウンセリングや親子プログラムを実施
親子関係形成支援事業	子どもとの関わりや子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を実施

⑤ 里親養育の推進・支援

- 子どもや保護者の様々なニーズに対応できるよう、里親のリクルートから委託後まで包括的かつきめ細かな支援を行う里親支援センターを開設し、質の高い里親養育を推進していくとともに、里親制度のさらなる啓発に取り組めます。
- こども総合相談センター(えがお館)や里親支援センターにおいて、里親の登録前から登録後まで、それぞれの段階に応じた研修などを実施します。

<主な関連事業>

名称	概要
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援事業」に取り組み、里親制度の普及・啓発や里親研修などによる里親支援を実施
里親支援センター	家庭養育の推進による子どもの養育環境の向上に向け、里親のリクルートから委託後までの包括的な支援を実施



⑥ 養子縁組の推進・支援

- 里親や児童養護施設などで保護・養育されている子どものうち、家庭復帰が困難な子どもについては、こども総合相談センター(えがお館)が中心となり、できる限り早期に養子縁組による新しい家族を確保するための支援に取り組みます。
- 養子縁組をした親子が良好な関係を築き、子どもが養親のもとで心身とも健やかに成長できるよう、真実告知(「育ての親」であることを伝えること)などに関する研修・支援、思春期前後の困難に対する相談・支援、養子縁組家族同士の交流促進など、養子縁組後の継続的な支援に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
養子縁組の推進・支援	家庭復帰が困難な子どもについて、できる限り早期に養子縁組里親へ委託するとともに、マッチングから養子縁組成立、養子縁組後まで支援可能な体制を構築

⑦ 自立支援の充実

- 里親や児童養護施設等からの自立を見据え、こども総合相談センター(えがお館)と里親・児童養護施設等、若者支援に関わる民間団体などが連携し、子ども・若者の自立に向けた支援を計画的に行います。
- 児童自立生活援助事業所による支援の充実を図るとともに、里親や児童養護施設等から自立する(した)若者などに対し、施設職員、関係機関・団体、当事者グループなどが連携し、社会的つながりの維持や社会参加、自立の支援に取り組みます。
- 若者総合相談センター(ユースサポートhub)において、社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの幅広い相談に応じます。また、様々な相談・支援機関や関係行政機関、若者支援団体との連携を強化することにより、支援が必要な若者を早期に把握するとともに、アウトリーチ型支援など実効性のある支援に取り組みます。(施策8再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
児童自立生活援助事業	義務教育を修了した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)等において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施

成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
体罰をすることがあると回答した保護者の割合	小学生	17.7% (R5年度)	減少
	中高生等	10.3% (R5年度)	
里親等委託率		56.2% (R5年度)	60%

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
児童家庭支援センターの設置数	4か所 (R6年度)	6か所
要保護児童支援地域協議会の会議や研修会の実施回数	726回 (R5年度)	826回
里親登録世帯数	324世帯 (R5年度)	444世帯
里親支援センター等による養子縁組に関する訪問等支援	400回 (R5年度)	500回
社会的養護自立支援拠点事業の設置箇所数	—	1か所

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援 事業 (養育支援訪問事業)	見込み	利用者数 (人)	119 (R5年度)	170	170	180	190	190
		延べ利用者数 (人日)	1,771 (R5年度)	2,150	2,250	2,320	2,480	2,580
	確保方策	支援員数(人)	84 (R5年度)	95	100	105	110	115
子育て世帯訪問支援 事業 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	428 (R5年度)	960	1,060	1,160	1,220	1,290
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	832 (R5年度)	1,040	1,140	1,250	1,350	1,460
親子関係形成支援 事業 (親子関係形成支援事業)	見込み	利用者数 (人)	—	60	60	60	60	60
	確保方策	利用者数 (人)	—	60	60	60	60	60
子どもショートステイ (子育て短期支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	8,548 (R5年度)	11,100	11,800	12,500	13,100	13,500
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	8,548 (R5年度)	11,100	11,800	12,500	13,100	13,500
児童育成支援拠点 事業 (児童育成支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人)	—	60	75	75	100	100
	確保方策	利用者数 (人)	—	60	75	75	100	100

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



目標 全年齢

4

一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

第5次計画における主な取り組み

- ひとり親家庭の就業や自立に向け、ひとり親家庭支援センターにおいて就業相談など各種相談に応じるとともに、日常生活の支援や交流イベントなどを実施しました。
- 養育費確保を支援するとともに、就職に有利な資格の取得を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格や多子加算の拡大などを実施しました。
- ひとり親家庭やひとり親になる前の家庭を対象に、各機関の相談窓口や支援にかかる情報を一元的に発信するポータルサイト「たよって」を開設しました。
- ヤングケアラーの専用相談窓口を開設し、当事者である子どもやその家族、支援機関などからの相談支援を行いました。また、ヤングケアラーがいる家庭へのヘルパー派遣や、ヤングケアラー同士が悩みなどを共有し合うオンラインサロンを実施しました。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになるよう、日本語指導などのサポートを実施しました。

現状と課題

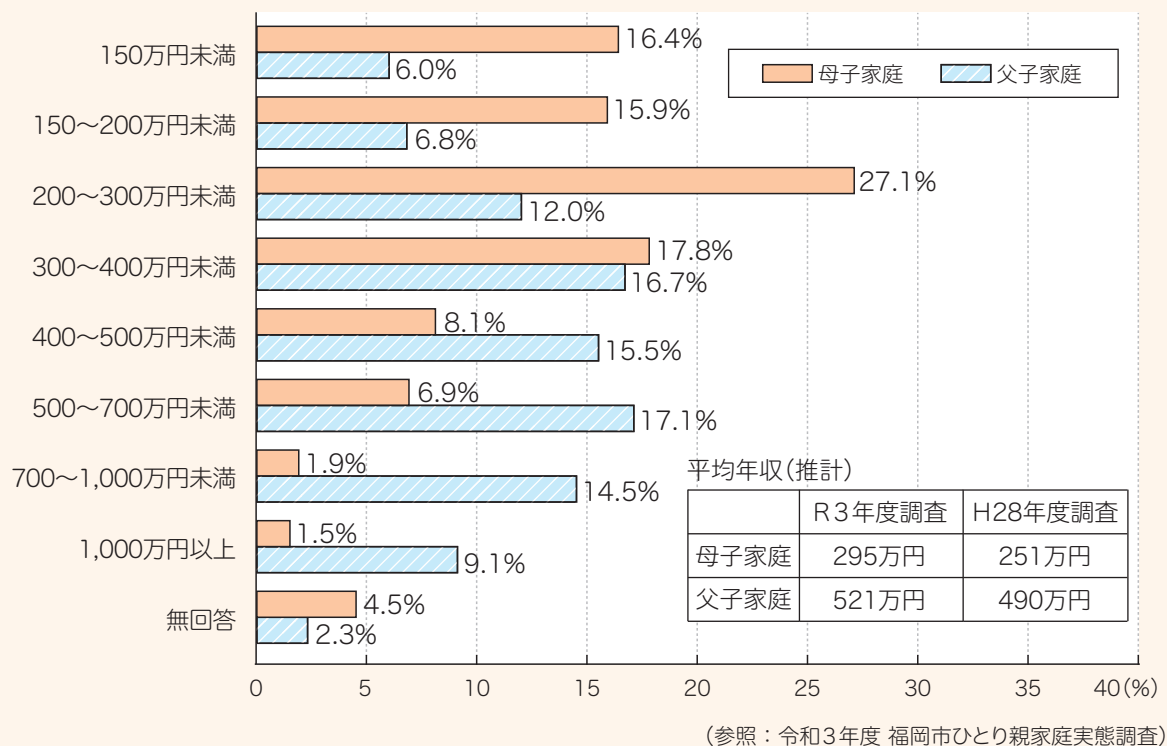
- 市の調査では、母子家庭の就業率は向上しており、最も多い就労形態は正社員となっていますが、依然として厳しい経済状況にあり、経済的支援や就業、自立支援が求められています。
- ひとり親家庭は他の世帯分類と比べ、「子どもと一緒に過ごす時間が不足している」と感じている割合が高く、子育てに関して悩んでいることについて、「子どもの時間を十分にとれないこと」を挙げる人が多い状況にあり、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- 家族の日常生活の世話などを行っている子どもや、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもが、悩みや困難を抱えている場合があります。

施策の方向性

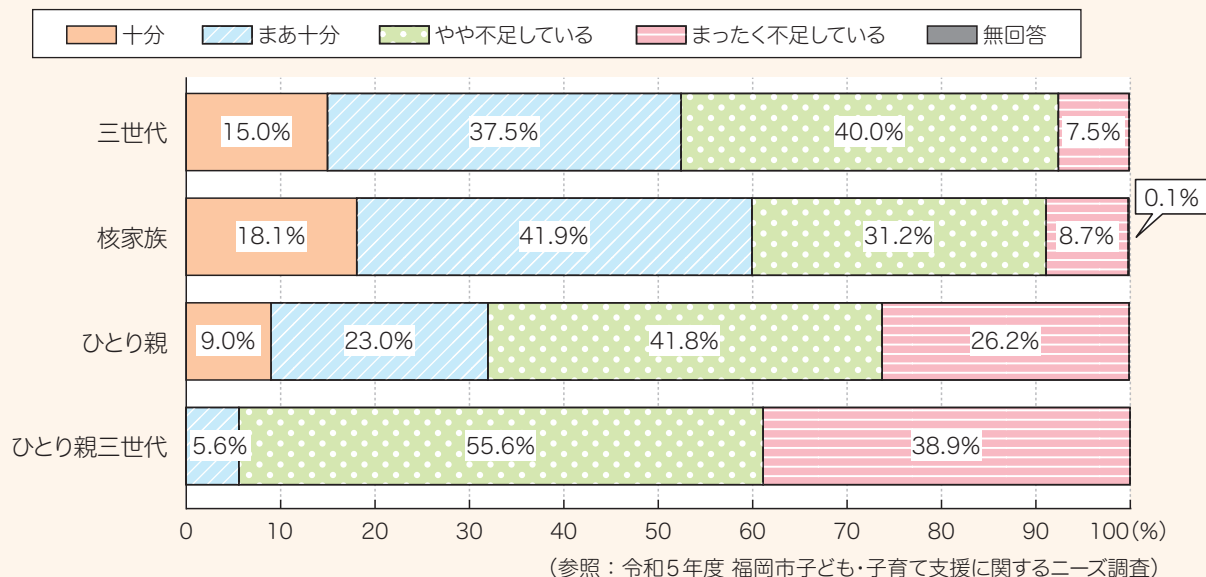
- 厳しい経済状況にあるひとり親家庭に対し、生活の支援や就業・自立に向けた支援を行うほか、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援に取り組みます。また、外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもについて、それぞれの状況やニーズに応じた支援に取り組みます。



● ひとり親家庭の世帯の年間税込み収入



● 子どもと過ごす時間の評価(小学生の保護者、平日)



● 日本語指導を受けている児童生徒数の推移

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
342	354	323	443	559

※各年2月末時点

(福岡市教育委員会調べ)



主な取り組み

① ひとり親家庭の生活支援

- 各区保健福祉センターやひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおいて各種相談に応じるほか、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、医療費の助成などを行います。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進や、子どもショートステイの実施などにより、ひとり親家庭の子育てや、仕事と子育ての両立を支援します。
- 子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。(施策12再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
家庭児童相談室	母子・父子自立相談、女性相談、家庭・児童相談を実施
ひとり親家庭支援センター	各種相談(生活、就業、法律(養育費の取り決め、親権、金銭問題など))を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、養育費セミナー、自立支援プログラムの策定などを実施
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談(総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談、男性相談)を実施
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(障がい児については20歳未満)の子どもを監護しているひとり親家庭の養育者に手当を支給
市営住宅における子育て世帯やひとり親家庭の優先入居(施策2再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の修学などの自立促進や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して、支援を実施
子どもショートステイ(施策10再掲)	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施

名称	概要
母子生活支援施設における自立支援	母子を保護し、自立を促進するためにその生活、就労、子どもに関する相談等の支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施
子どもの食と居場所づくり支援事業（施策12再掲）	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体（いわゆる子ども食堂）に対し、補助金交付等の支援を実施
子ども習い事応援事業（施策12再掲）	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成
ひとり親家庭への情報発信	ひとり親家庭支援施策をまとめたポータルサイトの運営やガイドブックの発行により、施策の周知を図る

② ひとり親家庭の就業・自立支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、公共職業安定所や市の関係部署と連携を図りながら、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。
- 離婚した配偶者からの養育費の取得に関する啓発を行うとともに、ひとり親家庭支援センターなどにおいて法律相談の場を提供します。

<主な関連事業>

名称	概要
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して自立に取り組むひとり親家庭の親へ、入学準備金、就職準備金や住宅支援資金の貸付を実施
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の一部を給付金として支給
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業している場合に、4年間を上限に給付金を支給
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子どもが高卒認定試験のための講座を受講する費用の一部を助成
ひとり親養育費確保支援事業	ひとり親の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めに要する費用を助成



③ ヤングケアラー支援

- ヤングケアラーや家族が気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう相談支援体制の充実を図るとともに、ヤングケアラーの早期発見・早期支援や年齢による切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
- 学校においては、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組むとともに、地域や行政機関と連携を図りながら、課題の深刻化を防止します。(施策10再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
ヤングケアラー相談支援事業	ヤングケアラー相談窓口のコーディネーターがヤングケアラーや家族、関係機関等からの相談に応じ、助言やその他必要な支援を行うほか、ヘルパーの派遣等を実施

④ 外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもの支援

- 学校、こども総合相談センター(えがお館)などの関係機関が連携し、マイノリティの子どもやその家族の相談に応じます。
- 福岡市外国人総合相談支援センターにおいて、出産・子育てや子どもの教育などを含め、在住外国人からの生活全般にかかる相談に対応し、必要に応じて法律などの専門相談や関係機関への案内を行います。また、区役所やこども総合センター(えがお館)の窓口において電話通訳を活用し、様々な相談に応じるとともに、保育所等における翻訳機の導入を支援します。
- 外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対する支援として、妊娠届出時に外国語の母子健康手帳を交付するとともに、乳幼児健康診査や児童手当など様々な子育て支援情報を外国語で提供します。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるよう、また、様々な場面でコミュニケーションを図ることができるよう、学校や地域において日本語の習得の指導・支援を行います。
- 外国にルーツを持つ子どもを対象に、多言語による就学・進路相談会を開催するなど、多文化共生の取組みを推進します。
- 学校において、日常的に性の多様性について意識できる環境や、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。
- 多様性を認め合う社会の実現に向け、様々な媒体による普及・啓発に取り組みます。

＜主な関連事業＞

名称	概要
子ども日本語サポートプロジェクト	市立小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、対面やオンラインによる日本語指導等を実施
地域における日本語教室	地域と連携し、外国にルーツを持つ子どもに対する日本語教室を開催
福岡市外国人総合相談支援センター	在住外国人からの生活全般にかかる相談に対応し、必要に応じて法律などの専門相談や関係機関への案内を実施
外国にルーツを持つ子どもを対象とした多言語による就学相談会	外国にルーツを持つ就学前の子どもや保護者に対して、日本の学校についての相談会を開催
多様性を認め合う社会の実現に向けた普及・啓発	性の多様性の理解増進を図るため、講演会等の開催、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度の実施などにより、市民や企業に対する啓発を実施



成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	89.0% (R3年度)	90% (R8年度)
	父子家庭	93.0% (R3年度)	94% (R8年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	64.8% (R3年度)	減少 (R8年度)
	父子家庭	88.5% (R3年度)	

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数	39人 (R5年度)	60人
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定数	61人 (R5年度)	100人
「友達と日本語で会話できるようになって楽しく過ごせた」と回答した、日本語指導を終えた児童生徒の割合	87.5% (R6年度)	増加
子どもを対象とする地域の日本語教室数	1 (R5年度)	10
講演会等でのアンケートで「性的マイノリティの人権問題についての関心や理解が深まった」と答えた割合	93.7% (R5年度)	95%以上 (毎年度)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ヤングケアラー 相談支援事業 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用者数 (人日)	165 (R5年度)	400	550	690	840	990
	確保方策	延べ利用者数 (人日)	624 (R5年度)	830	830	940	940	1,040

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。



目標 全年齢

4 一人ひとりの状況に応じて きめ細かに支援する環境づくり

施策12 子どもの貧困対策の推進

第5次計画における主な取り組み

- 学校において、教育と福祉の両面から児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る放課後補充学習の拡充などに取り組みました。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施したほか、生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの体制強化などに取り組みました。
- 子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対し、補助金の交付や立上げ・運営支援を実施するとともに、支援の拡充などに取り組みました。
- 経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種手当の支給、助成、給付、貸付、減免などを実施しました。

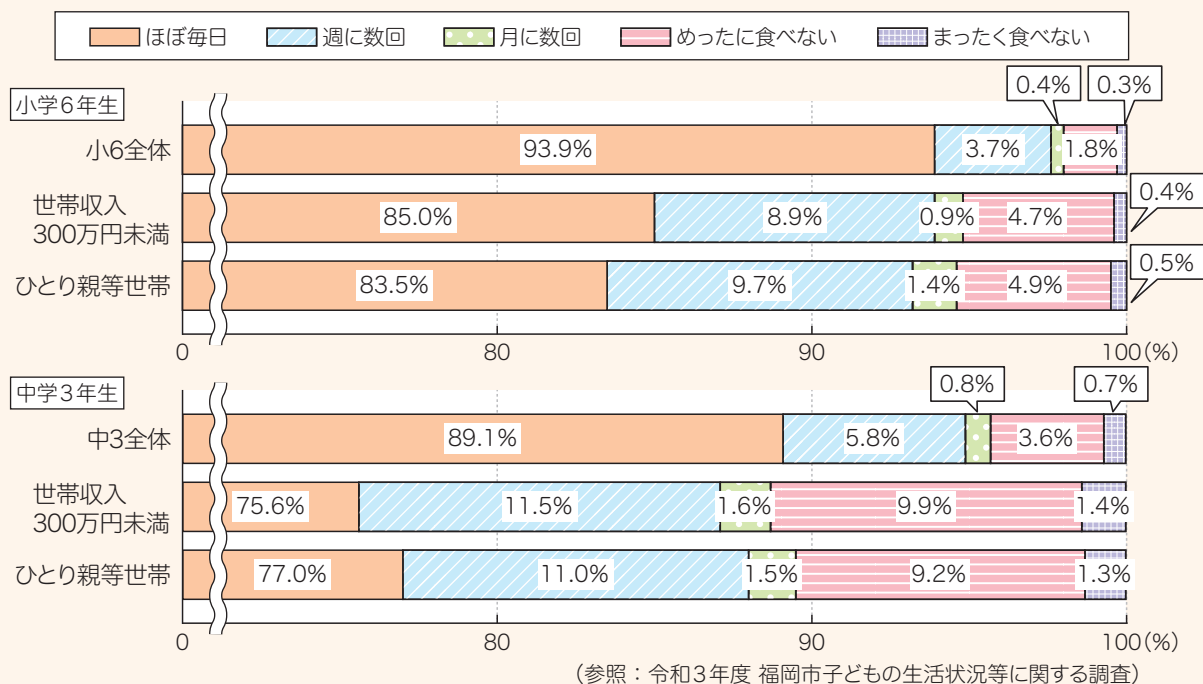
現状と課題

- 本市の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、近年減少傾向にあります。また、市立小・中学校における就学援助認定者数は、近年横ばい傾向にあります。
- ひとり親家庭の親の就業状況や養育費の取決め・受取りに関する割合などは改善傾向にありますが、依然として厳しい経済状況にあるひとり親家庭への支援が求められています。
- 2021(令和3)年度に実施した市の調査によると、収入が低い世帯やひとり親世帯では、全世帯に比べて、子どもの生活環境が安定しない、学習が遅れがち、体験機会が少ないなどの傾向が見られます。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、収入が低い世帯では「子育ての相談相手がいない」「情報の入手先が分からない」などの回答が多く、孤独・孤立化の傾向も伺えます。
- 2024(令和6)年度に、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が施行され、国において貧困対策に関する目標や基本理念の充実が図られました。地方公共団体は、同法において、引き続き国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することとされています。

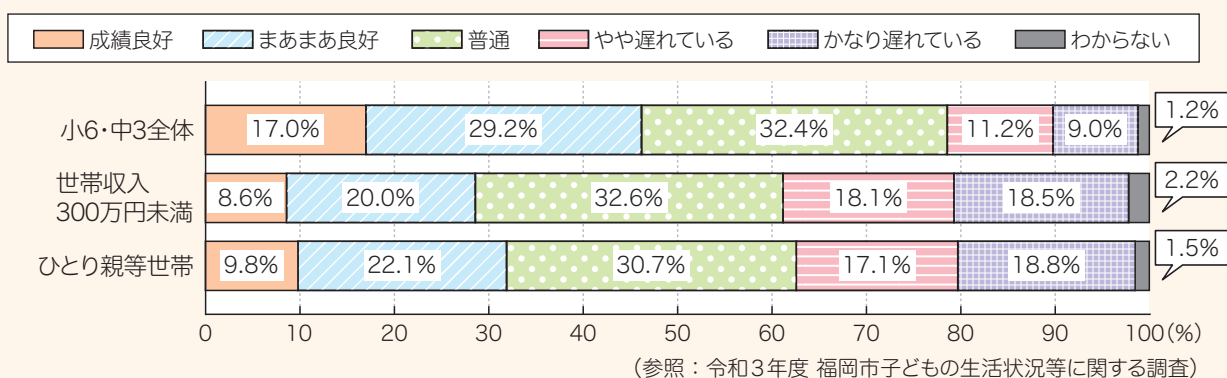
施策の方向性

- すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。また、支援が着実に届くよう、アウトリーチ型支援の充実等を図るとともに、地域や関係機関などとの連携強化に取り組みます。

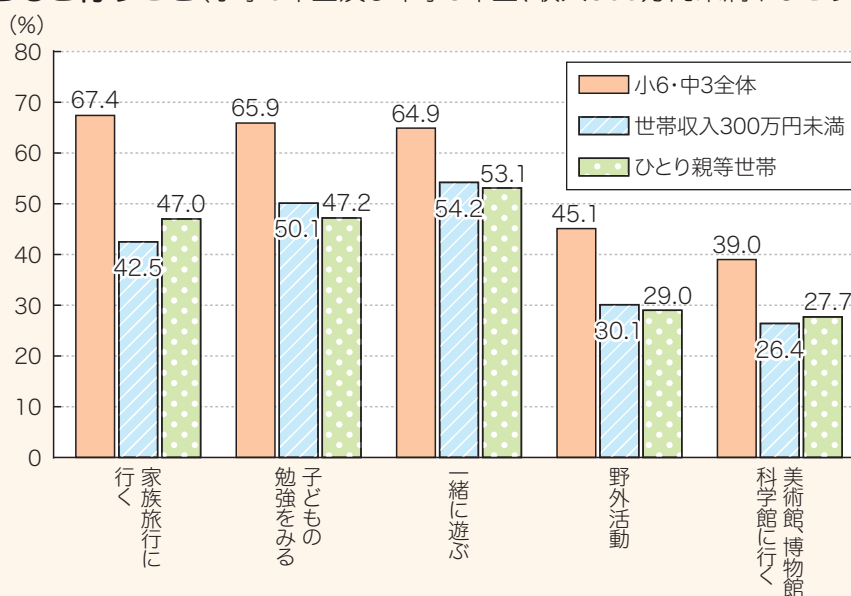
● 子どもの平日の朝食摂取状況(小学6年生または中学3年生、収入300万円未満やひとり親等の世帯)



● 学校などでの勉強の成績(小学6年生及び中学3年生、収入300万円未満やひとり親等の世帯)



● 家庭で子どもと行うこと(小学6年生及び中学3年生、収入300万円未満やひとり親等の世帯)



(参照：令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)



主な取組み

① 教育の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、教育の機会均等や学校教育の充実が図られるとともに、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援、教育費の援助、進学への支援などに取り組みます。
- 学校において、貧困をはじめとした課題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図ることができるよう、スクールソーシャルワーカーによる教育相談・支援の充実に取り組みます。
- 生活習慣や育成環境に課題がある世帯について、子どもの状況を踏まえた個別支援・学習支援に重点的に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
実費徴収にかかる補足給付事業	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、保育所・幼稚園などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費を助成
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、入学準備金などの支援を実施
特別支援教育就学奨励費(施策9再掲)	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を実施
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援
スクールソーシャルワーカー活用事業(施策8再掲)	教育と福祉の両面から、児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図るスクールソーシャルワーカーをすべての市立学校に週1～2日配置
ふれあい学び舎事業	すべての小学校で、地域人材を活用した放課後補充学習を実施し、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る
地域学び場応援事業	小・中学生を対象に実施する放課後補充学習活動に取り組む地域グループを支援
子どもの健全育成支援事業(学習支援)	生活保護世帯等の子どもに対し、学習習慣の定着や高等学校等への進学、中途退学防止などを目的として学習支援を実施
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の子どもと保護者に対し、学習環境の確立や進学費用の準備に向けた助言など、高校進学への意識を高めるための支援を実施
進学・就職準備給付金	生活保護受給世帯の子どもの、大学等への進学や就職による自立助長を支援する目的で、進学または就職する高校3年生に一時金を支給

② 生活の安定に資するための支援

- 貧困の状況にある子どもや家庭が、安定した生活環境で、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、区役所や生活自立支援センター、ひとり親家庭支援センター、若者総合相談センターなどにおいて、生活上の様々な問題に関する相談・支援に取り組みます。また、子どもが健やかに成長できるよう、放課後や土日、長期休業中の食事の提供などの支援に取り組みます。
- 子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。
- 地域や関係機関等と連携を図りながら、生活習慣や育成環境に課題がある世帯の子どもと保護者への伴走型支援を行います。また、子どもや家庭とつながり、見守り、必要に応じて支援へとつないでいくためのアウトリーチ型支援の充実などに取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
生活自立支援センター	生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの相談支援員の中に、主に子どもの教育や養育等に関する相談支援を担当する「子ども支援員」を配置
ひとり親家庭の生活の支援 (施策11再掲)	各区保健福祉センター、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談支援、母子生活支援施設における自立支援、ひとり親家庭への情報発信、日常生活支援事業など
市営住宅における子育て世帯や ひとり親家庭の優先入居(施策2再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体(いわゆる子ども食堂)に対し、補助金交付等の支援を実施
貧困の状況にある子どもを支える 地域ネットワーク構築事業	子ども食堂の立上げや運営等を支援するとともに、貧困の状況にある子どもを支援するための地域ネットワーク構築をめざし、研修会や情報交換会等を実施
子ども習い事応援事業	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成
子どもの健全育成支援事業(相談支援)	生活保護世帯等の子どもと保護者に対し、関係機関との連携を図りながら世帯が抱える様々な課題にかかる相談・支援を実施



③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 保護者の自立や職業生活の安定・向上に資するよう、保護者に対する各種就労相談・支援などに取り組みます。
- ひとり親家庭の就業・自立支援として、ひとり親家庭支援センターにおける、相談から就業までの一貫した支援や、就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援などを行います。(施策11再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
ひとり親家庭の就労支援(施策11再掲)	高等職業訓練促進資金貸付事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など

④ 経済的支援

- 子育てにかかる経済的負担を軽減し、家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給、助成、給付、貸付、サービスの利用料の減額・免除などの経済的支援に取り組みます。
- ひとり親家庭については、離婚した配偶者からの養育費確保に関する支援などを行います。(施策11再掲)

<主な関連事業>

名称	概要
ひとり親家庭の経済的支援(施策11再掲)	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成、ひとり親養育費確保支援事業など

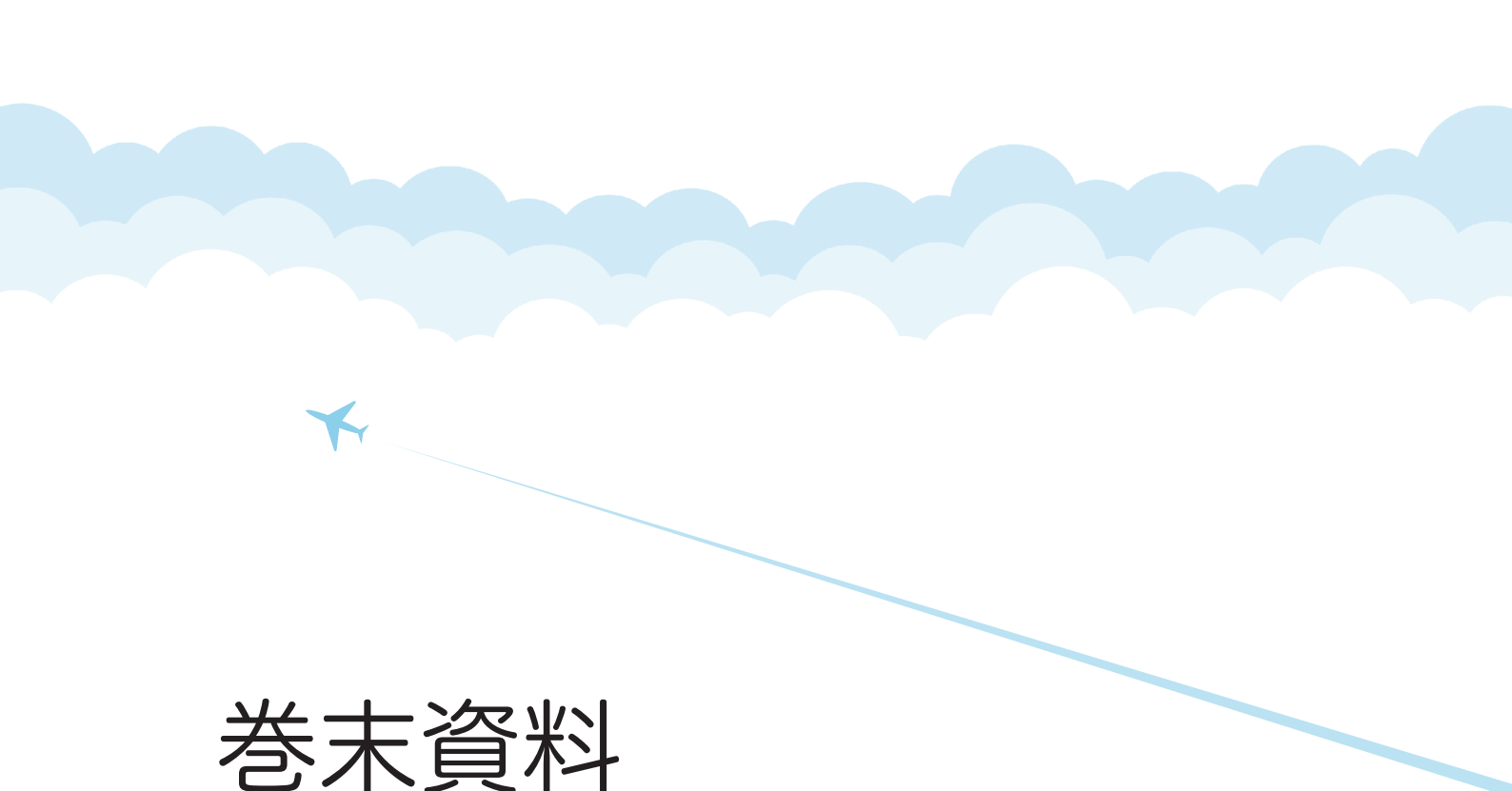
成果指標

項目		現状値	目標値 (R11年度)
生活保護世帯に属する子どもの進学率	高校等	88.2% (R5年度)	98%
	大学等	38.3% (R5年度)	増加
子育ての悩み等について「相談相手がいない」と答えた保護者の割合(収入300万円未満の世帯)	乳幼児	12.1% (R5年度)	減少
	小学生	5.4% (R5年度)	
	中高生等	6.6% (R5年度)	
ひとり親家庭の親の就業率(施策11再掲)	母子家庭	89.0% (R3年度)	90% (R8年度)
	父子家庭	93.0% (R3年度)	94% (R8年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合(施策11再掲)	母子家庭	64.8% (R3年度)	減少 (R8年度)
	父子家庭	88.5% (R3年度)	

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもの健全育成支援事業(学習支援)の利用人数	34人 (R5年度)	600人
子ども食堂(食事提供を伴う子どもの居場所)の中中学校区充足率	79.7% (R6年度)	95%
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数(施策11再掲)	39人 (R5年度)	60人
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定数(施策11再掲)	61人 (R5年度)	100人





巻末資料

(計画の検討経過)

① 検討経過	121
② 福岡市こども・子育て審議会	122
③ みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト	124
④ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等	125
⑤ 子ども・若者・保護者を対象としたワークショップ	126
⑥ 関係団体へのヒアリング	127
⑦ 市民意見募集(パブリック・コメント)	128

1 検討経過

年 月 日	内 容
2023(令和5)年 4月～11月	みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト
11月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 青少年の意識と行動調査
2024(令和6)年 2月 8日	福岡市こども・子育て審議会総会(諮問及び審議)
5月13日	福岡市こども・子育て審議会第1回専門委員会②・③(審議)
5月15日	福岡市こども・子育て審議会第1回専門委員会①(審議)
5月20日	福岡市こども・子育て審議会第1回専門委員会④(審議)
5月26日	第6次福岡市子ども総合計画策定に向けたワークショップ
6月 1日	第6次福岡市子ども総合計画策定に向けたワークショップ
6月 5日～ 7月16日	関係団体へのヒアリング
6月21日	福岡市こども・子育て審議会第2回専門委員会③(審議)
6月25日	福岡市こども・子育て審議会第2回専門委員会①(審議)
6月26日	福岡市こども・子育て審議会第2回専門委員会②(審議)
6月28日	福岡市こども・子育て審議会第2回専門委員会④(審議)
7月30日	福岡市こども・子育て審議会第3回専門委員会①(審議) 福岡市こども・子育て審議会第3回専門委員会③(審議)
7月31日	福岡市こども・子育て審議会第3回専門委員会②(審議)
8月 1日	福岡市こども・子育て審議会第3回専門委員会④(審議)
8月29日	福岡市こども・子育て審議会総会(審議)
11月29日	福岡市こども・子育て審議会総会(審議)
12月23日～ 2025(令和7)年 1月19日	第6次福岡市子ども総合計画(案)に関する市民意見募集 (パブリック・コメント)
2月 7日	福岡市こども・子育て審議会総会(答申の取りまとめ)
2月27日	福岡市こども・子育て審議会より市長に答申
3月	第6次福岡市子ども総合計画策定

2 福岡市こども・子育て審議会

1 概要

児童福祉をはじめとした子ども施策を総合的に推進するための審議会であり、学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者などで構成されています。

第6次福岡市子ども総合計画の策定について、福岡市から諮問を受け、分野別に専門的な知見等を持つ委員で構成する4つの専門委員会を設置し審議を行った後、審議会（総会）による審議を行い、福岡市へ答申を行いました。

2 委員名簿 ◎=委員長、○=副委員長

※2025(令和7)年3月現在、五十音順、敬称略

氏名	所属・役職
安孫子 健輔	NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡理事長
荒上 治	福岡市青少年育成連絡会
池田 良子	福岡市議会教育こども委員会委員
池本 登紀子	福岡市私立幼稚園PTA連合会会長
石松 純	一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟会長
井藤 良光	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事
大寶 孝子	筥松校区子ども会育成連合会会長
大森 充	連合福岡・福岡地域協議会副議長
奥村 賢一	福岡県立大学大学院准教授(人間社会学研究科)
尾花 康広	福岡市議会教育こども委員会委員
門田 理世	西南学院大学教授(人間科学部)
金山 ふみ	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団九州沖縄事業本部副本部長
古賀 誠子	福岡県私学協会福岡地区支部監事
酒瀬川 秀穂	和白青松園園長
佐藤 裕保	福岡県警察本部生活安全部少年課少年健全育成室長兼児童虐待対策室長
白川 義人	福岡市PTA協議会副会長
調 崇史	福岡市議会教育こども委員会委員
○ 谷口 初美	福岡女学院看護大学副学長
中山 英樹	福岡市医師会常任理事
西田 淳一	福岡市立中学校校長会
野坂 和幸	福岡市立小学校校長会
はしだ 和義	福岡市議会教育こども委員会委員
藤田 英隆	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事
増田 健太郎	九州大学名誉教授
◎ 松浦 賢長	福岡県立大学理事・教授(看護学部)
松本 恭子	福岡商工会議所専務理事
松本 みほ	一般社団法人福岡市保育協会副理事長
本山 美恵	福岡保護観察所首席保護観察官
柳 優香	福岡県弁護士会
山下 洋	九州大学病院特任准教授(子どものこころの診療部)
綿貫 康代	福岡市議会教育こども委員会委員

3 専門委員会

※敬称略

区分	専門とする事項
専門委員会① 【妊娠期～乳幼児期】 会長：谷口 初美 副会長：門田 理世	・母と子の心と体の健康づくり ・幼児教育・保育の充実 ・身近な地域における子育て支援の充実 等
専門委員会② 【学童期～青年期】 会長：増田 健太郎 副会長：西田 淳一	・子どもの居場所や体験機会の充実 ・青少年の健全育成と自己形成支援 ・若者等の相談支援と居場所の充実 等
専門委員会③ 【全年齢】 会長：奥村 賢一 副会長：山下 洋	・子ども家庭支援体制の充実 ・児童虐待防止対策と在宅支援の強化 ・ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策の推進 ・障がい児の支援 等
専門委員会④ 【全年齢】 会長：松浦 賢長 副会長：安孫子 健輔	・子育てを応援する環境づくり ・子どもの権利擁護の推進 等

4 答申

福岡市ホームページに掲載しています。



<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/9301/>

3 みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト

1 概要

上位計画である「第10次福岡市基本計画」の策定にあたり、子どもや若者をはじめ、幅広い市民等から多様な手法により意見を募集しました。

2 実施期間

2023(令和5)年4月25日～10月31日(ワークショップ等については11月末まで)

3 実施内容

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">● オンラインアンケート● メールや郵送等による意見の受付● 外国からの来訪者へのアンケート● ワークショップ | <ul style="list-style-type: none">● ゲームを活用した取り組み● 小中学校での意見募集● 有識者インタビュー● 民間主導の取り組み |
|--|---|

- ▶ スマートフォンなどから、いつでも誰でも回答できるオンラインアンケートを実施し、多くのご意見をいただきました。福岡市や自分自身の未来についての自由記述意見では、延べ3,315件のうち、子ども・教育関連で652件の意見が寄せられました。
- ▶ メールや郵送などによる意見受付では、延べ43件のうち、17件が子ども・教育に関する意見でした。
- ▶ 高校や大学、市民サークルなど、多様なコミュニティに市職員が参加し、参加者自身が福岡市の未来について一緒に考え、語り合うワークショップを開催しました。延べ961件のうち、131件が子ども・教育に関する意見でした。
- ▶ 約12万人の小中学生を対象に、一人一台のタブレット端末でアンケートを実施し、その結果を実行委員会の小中学生10名が取りまとめ、「福岡こども未来サミット」で「福岡市の将来像」を発表しました。

4 主な意見など

福岡市ホームページに掲載しています。



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/shisei/fukuokashikihonkoso-kihonkeikaku/syouraikeikakuproject.html>

4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等

1 概要

子育てに関する意識、教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望、青少年の意識や生活実態などを把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

2 調査期間

2023(令和5)年11月6日(月)～11月30日(木)

3 調査方法

配布:郵送

回収:郵送及びWEB

4 調査対象及び回収状況

区 分	子ども・子育て支援に関するニーズ調査			青少年の意識と行動調査	
	乳幼児の保護者	小学生の保護者	中学生・高校生等の保護者	中学生・高校生等	青年等(18～39歳)
配布数	8,000	4,000	4,000	2,000	4,000
回収数	3,375	1,784	1,746	548	1,001
回収率	42.2%	44.6%	43.7%	27.4%	25.0%

※調査対象者は住民基本台帳から無作為に抽出

5 調査結果

福岡市ホームページに掲載しています。



<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/9301/>



5 子ども・若者・保護者を対象としたワークショップ

1 概要

第6次福岡市子ども総合計画の策定に向け、子どもや若者、子育て中の保護者から直接意見を聴くため、ワークショップを実施しました。

2 開催日

2024(令和6)年5月26日(日)及び6月1日(土)

3 場所

福岡市美術館アートスタジオ

4 参加状況

小学生、中学生、高校生世代、若者(18～39歳)、保護者の区分で参加者を募集。
計5回実施し、計65名が参加。

5 実施内容や主な意見等

福岡市ホームページに掲載しています。



<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/9301/>

当日の様子



6 関係団体へのヒアリング

不登校やいじめ、非行、ひきこもり、障がいなどにより声を上げにくい状況にある子ども・若者や不妊で悩む人などの現状や課題、ニーズ等を把握するため、関係機関等において現場で直接支援に携わっているスタッフ等へヒアリングを実施しました。

施設・団体名・職名	活動内容	実施日
スクールカウンセラー	学校における児童生徒、保護者、教員からの相談支援等	2024(令和6)年 6月27日
スクールソーシャルワーカー	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等	7月16日
SOS子どもの村	ヤングケアラー本人や家族、教員等の相談支援	6月17日
若者総合相談センター (ユースサポートhub)	困難な状況にある若者や家族の相談支援	6月28日
よかよかルーム	成人期のひきこもり状態にある本人や家族の支援	6月 7日
若者支援団体ネットワーク	様々な悩みを抱える若者への支援	6月28日
療育を考える会 2歳児の進路を考える会	福岡市の療育施設に通う障がい児(乳幼児期)の保護者会	6月 5日
放課後等デイサービス事業所	学齢期の障がい児の支援	6月14日
子ども食堂運営団体	子どもたちへの食事の提供、居場所づくり	6月18日 6月19日
ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭の自立支援	6月14日
プレコンセプションケアセンター (旧 不妊・不育専門相談センター)	不妊や不育に悩む夫婦や家族を対象とした相談支援	6月 5日
福岡市保育協会 公立保育所 福岡市私立幼稚園連盟	保育現場で働く保育士、幼稚園教諭	6月27日

7 市民意見募集(パブリック・コメント)

第6次福岡市子ども総合計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聴くため、原案に対する意見の募集を行いました。

1 意見募集期間

2024(令和6)年12月23日(月)～2025(令和7)年1月19日(日)

2 資料の閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、市ホームページに掲載しました。

こども未来局こども政策課(市役所13階)、情報公開室(同2階)、
情報プラザ(同1階)、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所

※実施にあたっては、子どもにも分かりやすい概要版を併せて閲覧・配布するとともに、市政だよりやSNS、市立小中学校を通じた周知等を行いました。

3 意見の提出方法

オンラインフォーム、郵送、ファクシミリ、電子メール、閲覧・配布場所への持参

4 意見の提出状況

①意見提出者数 94人・団体

②意見件数 151件

【内訳】

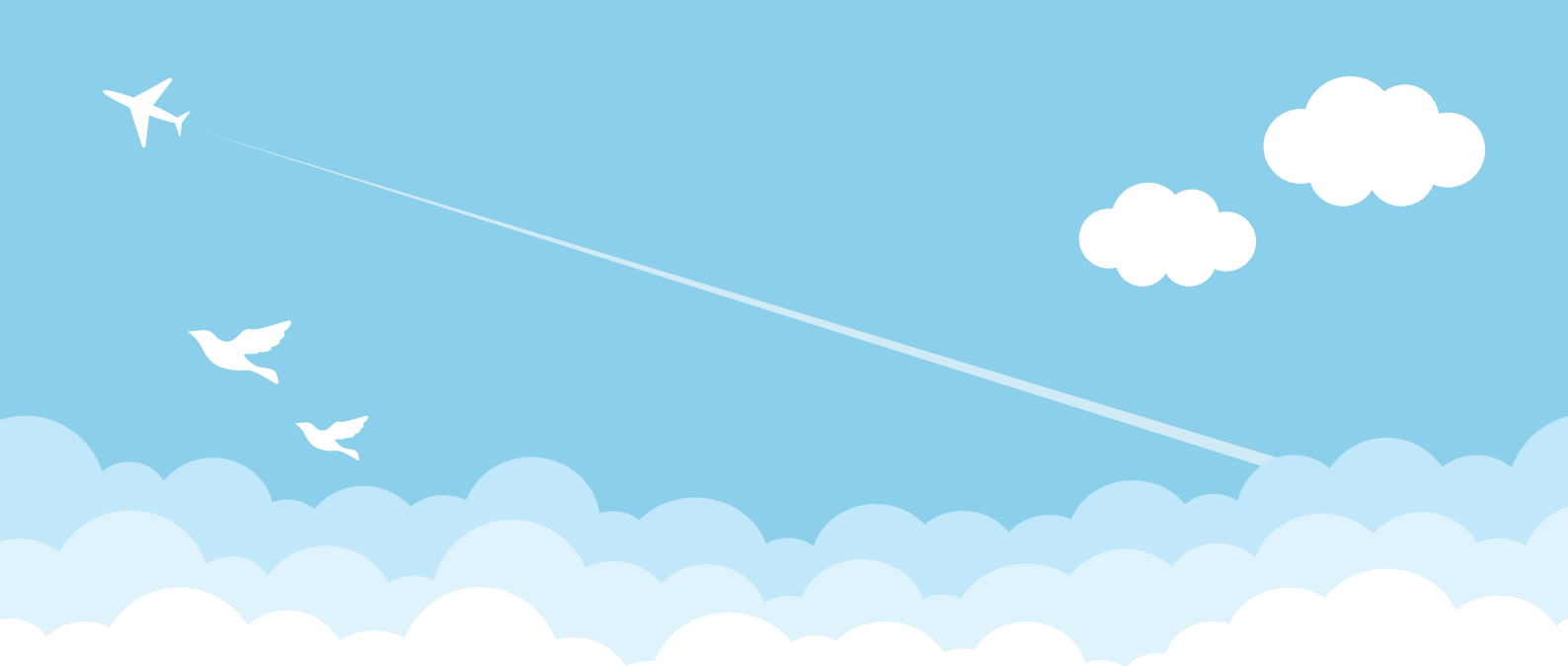
分類	件数
計画総論	4件
計画各論 目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	31件
計画各論 目標2 安心して生み育てられる環境づくり	29件
計画各論 目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	41件
計画各論 目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	16件
その他	30件
合 計	151件

5 意見要旨及び意見への対応

福岡市ホームページに掲載しています。



<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/9301/>



お問い合わせ

福岡市こども未来局
こども政策部こども政策課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL:092-707-1019

FAX:092-733-5534

メール:kodomoseisaku.CB@city.fukuoka.lg.jp

Webサイト
「ふくおか子ども情報」



福岡市
LINE公式アカウント



発行／令和7年3月

